

地域防災データ 総覧

「平成21年7月中国・九州北部豪雨、
平成21年熱帯低気圧・台風第9号による大雨編」

～山口県防府市・兵庫県佐用町の災害対応を中心に～



2011年(平成23年)2月

財団法人 消防科学総合センター

この刊行物は宝くじの普及宣伝事業として作成されたものです。

はしがき

我が国は自然災害の面できわめて厳しい環境下にあります。ここ数年だけを振り返ってみても、能登半島地震災害（平成 19 年）、新潟県中越沖地震災害（平成 19 年）、岩手・宮城内陸地震災害（平成 20 年）、平成 20 年 8 月末豪雨災害など数多くの災害が発生しており、その態様は都市化、高齢化等社会情勢の変化により多様化・深刻化しています。

地方公共団体をはじめとする防災関係機関は、防災施設や設備の整備、防災訓練、防災教育等各種防災施策の充実を図ってきているところですが、多様化する災害態様に対して効果的な施策を行うためには、過去の災害事例、教訓、調査研究成果等を把握し、ノウハウを蓄積するとともに、防災訓練などを通じて今後ともレベルアップに努めていくことが望まれます。

当センターでは、このような状況を踏まえ、平成 21 年に発生した「中国・九州北部豪雨」と「平成 21 年熱帯低気圧・台風第 9 号による大雨」の 2 災害に着目し、災害教訓等のデータ（資料）集を作成し、防災関係者の方々を対象に、防災知識の習得および防災実務への活用に資することを目的として本書を作成いたしました。本書は、昭和 58 年度以来刊行している地域防災データ総覧の「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨、平成 21 年熱帯低気圧・台風第 9 号による大雨編」であり、防災業務に携わっておられる地方公共団体の方々をはじめ防災に関わる多くの方々に、既刊の総覧各編と併せてご活用していただきたいと考えています。

本書の作成にあたりましては、学識経験者および関係地方公共団体の方々を委員とする「地域防災データ総覧－平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨、平成 21 年熱帯低気圧・台風第 9 号による大雨編－編集委員会」を設置し、委員の方々のご指導のもとに、編集方針や編集内容の検討を行いました。また、データの提供や原稿の執筆にも多大なご協力をいただきました。委員のみなさまには、大変お忙しい中にもかかわらず快く委員をお引き受けいただき、ご尽力を賜りましたことに心より感謝いたします。あわせて、本書の作成にあたり、データの提供等にご協力いただいた関係者のみなさまに厚くお礼申し上げます。

最後になりますが、この地域防災データ総覧は、財団法人日本宝くじ協会の防災に対する深いご理解とご支援によって刊行されたものであり、感謝の意を表する次第であります。

平成 23 年 2 月

財団法人 消防科学総合センター
理事長 山口 均

地域防災データ総覧編集委員会委員名簿

「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨、平成 21 年熱帯低気圧・台風第 9 号による大雨編」

(敬称略 50 音順)

委員長	日野 宗門	Blog 防災・危機管理トレーニング主宰 総務省消防庁消防大学校客員教授
委員	牛丸 正美	防府市防災危機管理課長
	久保 正彦	佐用町企画防災課復興企画室長
	坂本 哲宏	山口県総務部防災危機管理課長
	坂本 誠人	兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課長
	中川 和之	時事通信社防災リスクマネジメント Web 編集長
	藤本 哲徳	佐用町消防本部次長
	三宅 雅裕	防府市消防本部警防課課長補佐
事務局	黒田 洋司	(財) 消防科学総合センター 調査研究第 2 課 課長
	小松 幸夫	〃 調査研究第 2 課 研究員
	齋藤 泰	〃 調査研究第 2 課 研究員

序 本書の利用にあたって

1 はじめに

本書は、平成 21 年に発生した「中国・九州北部豪雨」と「熱帯低気圧・台風第 9 号による大雨」の実例を中心に収集・整理したものである。本書が防災業務に携っている方々をはじめ、防災に関心のある方々の知識の習得、あるいは防災計画、防災対策を考える際の参考として役立つことを希望するものである。

2 本書の構成

本書は 2 章から構成される。第 1 章では、中国・九州北部豪雨での実例を踏まえた教訓等を、第 2 章では、平成 21 年熱帯低気圧・台風第 9 号による大雨での実例を踏まえた教訓等をそれぞれまとめて掲載している。

3 本書の利用方法

本書は利用目的に応じて、以下のような使い方ができる。

- ・ 防災実務への活用および対応の見直し

2 災害の実例を掲載しており、これを参考にして、実災害時の対応に活用するとともに、地域防災計画の見直し等防災対策を検討する際に参考となる。

※ 本書中の写真で、特に記載されているもの以外は、巻末「執筆担当者一覧」の「執筆担当（資料提供）」によるものである。

目 次

第 1 章 平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨

第 1 節 災害の概要

1. 1	豪雨の概要	3
1. 2	被害の概要	4
1. 3	災害救助法の適用	6
1. 4	被災者生活再建支援法の適用	9
1. 5	激甚災害の指定	10

第 2 節 災害対策本部の設置・運営

2. 1	災害対応の推移（防府市）	11
2. 2	災害対策本部の課題（防府市）	14
2. 3	災害対策本部室のレイアウト（防府市）	15
2. 4	山口県における災害対策本部の運営	16
2. 5	国への緊急要望	23
2. 6	政府の対応	24

第 3 節 災害情報の収集

3. 1	情報収集に関する課題（防府市）	25
3. 2	防府市災害対策本部内における被害情報の流れ	26

第 4 節 広報活動

4. 1	情報伝達・広報に関する課題（防府市）	27
4. 2	広報案文（防府市）	28
4. 3	広報紙（防府市）	29

第 5 節 救出救助活動

5. 1	人命救助の状況（山口県）	31
5. 2	防府市内における捜索活動	33

第 6 節 応援活動

6. 1	防災関係機関の活動状況	35
6. 2	TEC-FORCE の派遣	36

第 7 節 避難措置及び避難所の運営

7. 1	避難指示・勧告の状況と課題（防府市）	37
------	--------------------	----

7. 2	避難所の開設状況（防府市）	38
7. 3	避難所運営の課題（防府市）	40
第8節 災害時要援護者の支援		
8. 1	災害時要援護者への対応（防府市）	41
8. 2	災害時要援護者施設への緊急入所（防府市）	43
第9節 ボランティア活動		
9. 1	ボランティアセンターの設置・運営	44
9. 2	ボランティア活動の特徴と課題	46
第10節 被災者の生活支援		
10. 1	救援物資の搬送	48
10. 2	給水活動・水道の復旧	49
10. 3	災害ごみの処理	50
第11節 被災者の生活再建・復興		
11. 1	義援金の受入・配分	51
11. 2	被災者への生活再建支援（山口県）	53
11. 3	被災者への生活再建支援（防府市）	57
第12節 平成21年7月中国・九州北部豪雨での教訓		
12. 1	山口県	61
12. 2	防府市	63
コラム1	防府市消防職員の活動より	67
コラム2	防府市消防団長の活動より	69

第2章 平成21年熱帯低気圧・台風第9号による大雨

第1節 災害の概要

1. 1	豪雨の概要	73
1. 2	被害の概要	75
1. 3	災害救助法の適用	79
1. 4	被災者生活再建支援法の適用	80
1. 5	激甚災害の指定	82

第2節 災害対策本部の設置・運営

2. 1	災害対応の推移（佐用町）	84
------	--------------	----

2. 2	災害対策本部要員の参集・体制（佐用町）	85
2. 3	災害対策本部の設置・活動（佐用町）	89
2. 4	災害対策本部室の状況（佐用町）	90
2. 5	兵庫県における災害対策本部の運営	91
2. 6	国への緊急要望	94
2. 7	政府の対応	95

第3節 災害情報の収集

3. 1	情報通信機器等の確保（佐用町）	97
3. 2	防災情報の収集（佐用町）	98
3. 3	防災関係機関相互の情報共有（佐用町）	99

第4節 広報活動

4. 1	町からの情報伝達（佐用町）	100
4. 2	地域における情報伝達（佐用町）	101
4. 3	防災行政無線による伝達文（佐用町）	102
4. 4	広報紙（佐用町）	103
4. 5	マスコミへの対応（佐用町）	105

第5節 消防本部・消防団・自主防災組織の活動

5. 1	消防本部による活動（佐用町）	106
5. 2	消防団による活動（佐用町）	108
5. 3	自主防災組織による活動（佐用町）	109

第6節 応援活動

6. 1	広域応援体制（佐用町）	110
6. 2	兵庫県内消防応援隊の活動	112
6. 3	自衛隊の災害派遣要請	113
6. 4	TEC-FORCE の派遣	114
6. 5	兵庫県と高速道路（株）との連携	115

第7節 避難措置及び避難所の運営

7. 1	避難指示・勧告等の状況（佐用町）	116
7. 2	消防団・自主防災組織による避難誘導（佐用町）	119
7. 3	地域における住民の避難行動（佐用町）	120
7. 4	自動車移動者（高速道路利用者）への対応（佐用町）	121
7. 5	避難所の設置（佐用町）	123
7. 6	避難所の運営（佐用町）	124

第8節 災害時要援護者の支援

8. 1	在宅の災害時要援護者への支援（佐用町）	125
8. 2	社会福祉施設への支援（佐用町）	126

第9節 ボランティア活動

9. 1	災害ボランティアの支援体制	127
9. 2	その他の被災者支援活動	130
コラム3	先乗り調整方式でボランティアバスを運行	131

第10節 被災者の生活支援

10. 1	支援物資の募集・受入・配布（佐用町）	132
10. 2	給水・給食活動（佐用町）	133
10. 3	災害ごみの収集・処理（佐用町）	134

第11節 被災者の生活再建・復興

11. 1	義援金の募集・配分・活用	136
11. 2	被災者への生活再建支援（兵庫県）	138
11. 3	被災者への生活再建支援（佐用町）	141

第12節 平成21年熱帯低気圧・台風第9号による大雨での教訓

12. 1	兵庫県	143
12. 2	佐用町	145

コラム4	佐用町佐用連合自治会長の活動より	149
コラム5	地域SNS（さよっち）等を使った新たな災害情報の発信	153

【トピックス】

トピック1	平成21年台風第18号による暴風・大雨（概要）	156
トピック2	駿河湾沖を震源とする地震（概要）	157

表紙写真（左上）：平成21年中国・九州北部豪雨で被災したライフケア高砂の様子（山口県提供）

表紙写真（左下）：平成21年熱帯低気圧・台風第9号による大雨で浸水した後の佐用町の市街地（災害写真データベース掲載写真）

表紙写真（右上）：平成21年熱帯低気圧・台風第9号による大雨で浸水している佐用町役場内の様子（佐用町提供）

表紙写真（右下）：平成21年中国・九州北部豪雨の際に消防防災ヘリで救助活動をしている様子（山口県提供）

第 1 章 平成 2 1 年 7 月中国・九州北部豪雨

第1章 平成21年7月中国・九州北部豪雨

平成21年7月19日から21日にかけて、前線の活動が活発化し、山口県の防府市では、1時間で72.5mm、24時間で275mmの雨が観測され、観測史上1位の値を更新した。この3日間の総雨量としては、7月の月間降水量平年値に相当する大雨が防府（332mm）と山口（294.5mm）で観測された。

また、7月24日から26日にかけて再び前線の活動が活発化し、1時間雨量の観測史上1位の値が福岡県の篠栗（100.5mm）と飯塚（101mm）などで更新され、24時間雨量でも、福岡県の篠栗（326.5mm）、飯塚（338mm）、那珂川町の九千部山（333mm）などで観測史上1位の値が更新された。3日間の総雨量としては、7月の月間降水量平年値の2倍に相当する雨が、福岡県太宰府（618mm）と飯塚（568mm）で観測された。

この災害により死者35人、負傷者59人の被害が発生した。特に山口県防府市では、局所的に大規模な土石流が発生し特別養護老人ホームを直撃するなど合計19の方が亡くなった。福岡県でも、県内各地で土砂災害や川・側溝で流されたことなどにより、10の方が亡くなった。

また、住家被害では、山口県と福岡県を中心とした20府県で、全壊52棟、半壊99棟、一部損壊231棟、床上浸水2,137棟、床下浸水9,727棟の被害が発生した。

本章では、特に被害の大きかった山口県防府市の状況を中心に、山口県及び防府市の対応について紹介する。

(出典) 気象庁：災害時気象情報 平成21年7月中国・九州北部豪雨（平成21年8月28日）

内閣府：広報ぼうさい（第53号）

総務省消防庁：平成21年7月中国・九州北部豪雨について（第32報），平成22年3月25日

山口県：災害記録～平成21年7月21日豪雨災害～，平成21年10月

1. 1 豪雨の概要

7月19日から26日にかけて、西日本で梅雨前線の活動が活発になった。これに伴い、21日は山口県を中心に非常に激しい雨が降り、山口県防府市（防府）では19日0時から21日24時までの3日間の雨量が332.0mmに達した。その後、24日から26日にかけて、九州北部地方を中心に大雨となった。福岡県福岡市（博多）で1時間に116.0mmを観測するなど、局地的に1時間100mmを超える猛烈な雨となり、24日0時から26日24時までの3日間の雨量は、福岡県太宰府市（太宰府）で618.0mm、福岡県飯塚市（飯塚）で568.0mm、佐賀県佐賀市（権現山）で458.5mmとなった。19日から26日までの総雨量は、大分県日田市（椿ヶ鼻）で702.0mm、福岡県太宰府市（太宰府）で636.5mmなどとなり、場所によっては、この期間の雨量が7月の月降水量平年値の2倍近くになった。

なお、防府市における平成21年7月21日の1時間降水量は図1-1-1のとおり。

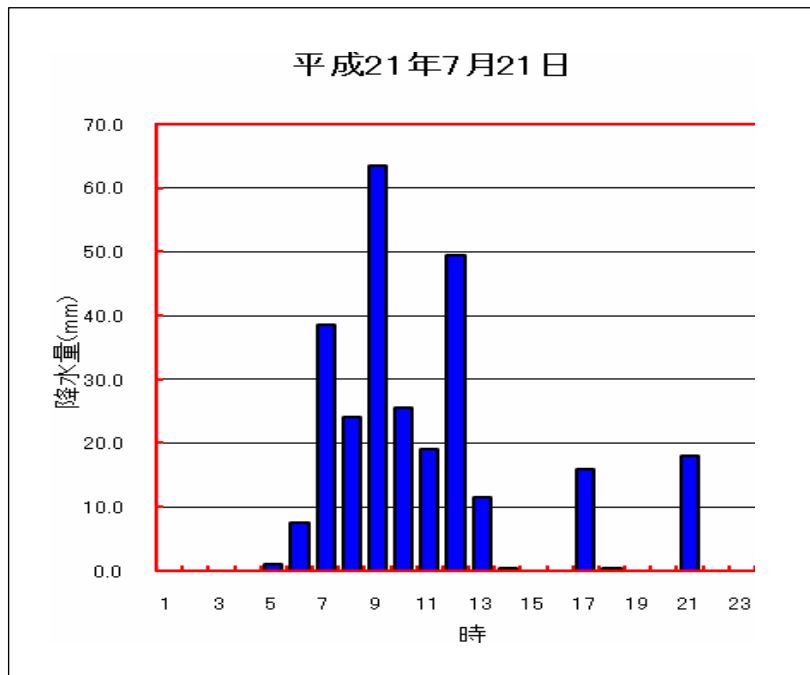


図1-1-1 平成21年7月21日における防府市の1時間降水量

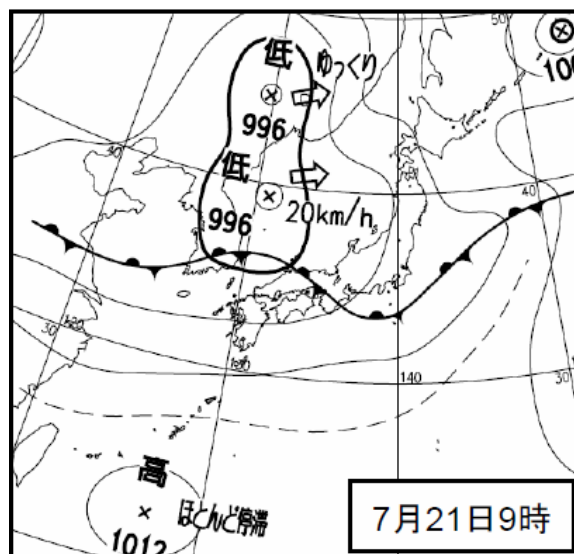


図1-1-2 気圧配置（7月21日9時）

(出典) 気象庁：平成21年7月中国・九州北部豪雨速報（平成21年7月29日）
山口県：災害記録～平成21年7月21日豪雨災害～，平成21年10月

1. 2 被害の概要

(1) 人的被害・住家被害の状況

この大雨による全国の死者は35人で、このうち防府市で土石流や山崩れにより死者19人となっている。また、山口県・福岡県を中心に九州北部、中国、四国地方などで住家の浸水が約9,000棟となるなど各地で浸水害や土砂災害が発生した。その他、停電、断水が発生し、交通機関にも影響が出た。

山口県内における今回の災害による死者は22人、重傷者は12人、軽傷者は23人となっている。22人の死者は、市町別には下関市1人、防府市19人、岩国市1人、美祢市1人で、原因別では、老人福祉施設や住宅等における土石流・土砂崩れによるものが14人（防府市）、自宅近辺での増水水路への転落等によるものが3人（下関市、岩国市、美祢市）、特別養護老人ホームで被災した後、病院へ入院し死亡した元入居者について災害関連死と認定したものが5人（防府市）となっている。また、山口県内では全壊33棟、半壊77棟、一部損壊51棟、床上浸水696棟、床下浸水3,864棟が発生した（平成22年3月25日17時現在、消防庁調べ）。

表 1-1-1 人的被害・住家被害の状況

都道府県名	人的被害				住家被害					崖崩れ
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
			重傷者	軽傷者						
岩手県							4		6	
宮城県									4	
山形県								1	11	
福島県								1	13	
栃木県										3
群馬県								1	1	
埼玉県										1
岐阜県							1		50	
静岡県									4	14
愛知県								2	21	
京都府									10	
大阪府									8	1
兵庫県								5	60	
鳥取県									5	
島根県							2		91	193
岡山県				2	2	11	66		7	
広島県	1			4	3		17	29	271	414
山口県	22		12	23	33	77	51	696	3,864	75
愛媛県									56	36
福岡県	10		9	9	13	11	70	1,318	4,126	1,349
佐賀県	1						14	81	1,065	18
長崎県	1						5	1	35	55
熊本県					1			1	18	2
大分県							1	1	1	2
計	35	0	21	38	52	99	231	2,137	9,727	2,163

(2) 土石流・土砂崩れの状況

今回の豪雨により、山口県では特に、防府市、山口市で、局所的に大規模な土石流が発生し、住宅や老人福祉施設が直撃されるなど、土砂に埋没する被害があった。

また、土砂崩れも多数発生し、道路を支える構造物（盛土、擁壁等）や法面の崩壊など山口・防府地区を中心に甚大な被害が発生した。



写真 1-1-1 国道 262 号防府市勝坂の土石流現場



写真 1-1-2 特別養護老人ホームライフケア高砂

1. 3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法適用市町村及び適用年月日

防府市（人口：117千人） 平成21年7月21日（7月21日適用決定）
 山口市（人口：192千人） 平成21年7月21日（7月22日適用決定）

(2) 災害救助法適用の理由

災害救助法施行令第1条第1項第4号

7月21日の豪雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている為。

(3) 災害救助費

総額：115,736,445円（うち県負担額：57,868,223円）

救助費：106,389,316円

救助事務費：9,347,129円

(4) 災害救助の内容

■避難所の設置

<実施状況>

县市町	設置箇所	期間	員数(延人)	単価	金額	備考
防府市	27	7/21～8/19	5,605	533	2,986,112	
山口市	25	7/21～8/10	4,500	5,838	26,268,067	
山口県	1	7/21～7/21	77	5,883	452,957	県立衛生看護学院

<特別基準>

防府市

期間延長 7日以内→30日間（二次災害のおそれによる避難指示・勧告の継続）

基本額増額 300円以内→533円【1人1日】

（仮設入浴施設、洗濯機、非常用仮設電源装置、暑気対策クーラーボックス等の設置）

山口市

期間延長 7日以内→21日間（二次災害のおそれ、交通途絶、ライフラインの復旧）

基本額増額 300円以内→5,838円【1人1日】

（暑気対策エアコン設置、情報提供テレビ設置、プライバシー配慮パーテーション設置、入浴施設送迎等）

■応急仮設住宅の供給

実施なし

※ 県営・市営・雇用促進住宅の臨時的入居受入（家賃減免）で対応

■炊出しその他による食品の供給

<実施状況>

市町	供給期間	員数(延人)	単価	金額	備考
防府市	7/21～8/19	6,676	1,791	11,952,568	弁当代等
山口市	7/21～8/8	4,514	956	4,311,352	給食センター

<特別基準>

防府市 期間延長 7日以内→30日間

基本額増額 1,010円以内→1,791円【1人1日】

（避難生活長期化に伴うメニューの多様化）

山口市 期間延長 7日以内→19日間

■飲料水の供給

<実施状況>

市町	供給期間	員数(延人)	単価	金額	備考
山口市	7/21~7/31	475,000		13,742,109	給水車等

<特別基準>

山口市 ①期間延長 7日以内→11日間(浄水場冠水による断水)

■被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与

<実施状況>

県市町	供給期間	員数(世帯)	単価	金額	備考
防府市	7/21~8/31	33		168,800	
山口県	7/21~7/24			1,631,520	基金事前購入物資

<特別基準>

防府市 ①期間延長 10日以内→42日間

■医療

<実施状況>

県	期間	員数(延人)	単価	金額	備考
山口県	7/21~7/21	62		189	DMAT 使用薬剤

※DMAT3 チーム出動(輸送費は「輸送費」、人件費は「賃金職員等雇上費」に計上)

■災害にかかった者の救出

<実施状況>

県	期間	員数(延人)	単価	金額	備考
山口県	7/21~7/22	148		1,240,902	ヘリコプター燃料等

※防府市の実施した救出は「死体の搜索」に計上

■災害にかかった住宅の応急修理

<実施状況>

市町	期間	員数(延人)	単価	金額	備考
防府市	7/21~10/16	43	479,190	20,605,140	
山口市	7/21~10/7	9	518,444	4,665,995	

<特別基準>

防府市 期間延長 1ヵ月以内→88日間

(二次災害のおそれ、木材乾燥、大量に流入した土砂の撤去)

山口市 期間延長 1ヶ月以内→79日間

(二次災害のおそれ、住家被害認定作業の遅れ、木材乾燥、大量に流入した土砂の撤去)

※応急修理の期間が延びた一つの原因として、土石流へのおそれから被害者が住家を修理して現住地に留まるか、引っ越すか迷われて着工が遅くなるケースがあった

■学用品の供給

<実施状況>

県市町	給与期間	員数(延人)	単価	金額	備考
防府市	7/21~8/31	20		93,487	
山口市	7/21~8/31	19		71,574	
山口県	7/21~8/31	3		18,922	私立高校

第1節 災害の概要

<特別基準>

防府市 期間延長 1ヵ月以内→42日間（教科書等喪失状況の把握）
 山口市 期間延長 1ヵ月以内→42日間（教科書等喪失状況の把握）
 基本額増額 小学生児童 4,100円→5,600円
 中学校生徒 4,400円→8,152円
 山口県 期間延長 1ヵ月以内→42日間（教科書等喪失状況の把握）

■死体の捜索

<実施状況>

区市町	期間	員数（体）	単価	金額	備考
防府市	7/21～7/28	14		1,619,100	業務委託（重機等使用）
山口県	7/21～7/29	14		5,592,300	業務委託（重機等使用）

■障害物の除去

<実施状況>

区市町	期間	員数（世帯）	単価	金額	備考
防府市	7/21～9/11	12	16,667	200,000	業務委託（重機、ダン
山口市	7/21～9/10	20	494,642	9,892,821	プカー等使用）
山口県	7/21～8/9	14	43,268	605,750	職員派遣による応援

<特別基準>

防府市 期間延長 10日以内→53日間
 （二次災害のおそれ、交通途絶、大量に流入した土砂の撤去）
 山口市 期間延長 10日以内→52日間
 （二次災害のおそれ、交通途絶、住家被害認定作業の遅れ、大量に流入した土砂）
 基本額増額 137,500円以内→494,642円【1世帯】

■輸送費

山口県 金額 55,900円（DMAT3 チーム出動輸送費）

■賃金職員等雇上費

山口県 金額 213,751円（DMAT3 チーム出動人件費）

■救助事務費

区市町	金額	備考
防府市	3,724,640	消耗器材費、食料費等
山口市	5,324,728	時間外勤務手当等
山口県	297,761	旅費、印刷製本費等

1. 4 被災者生活再建支援法の適用

山口県では、平成21年7月30日付並びに8月11日付で「平成21年7月21日豪雨災害に係る被災者生活再建支援法の適用について」を発表した。

内容については、以下のとおり。

【平成21年7月30日付】

7月19日から21日にかけての梅雨前線による豪雨により、土石流などの土砂災害や大雨での浸水などによる住宅被害が相次いで発生した。

このため、多数の住宅が全壊し、被災者生活再建支援法の適用基準を満たすことが判明した防府市において、同市で発生した災害を、被災者生活再建支援法施行令第1条第2に定める自然災害（※）と認めることとした。

※ 自然災害により10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害

1 適用市名及び適用年月日

防府市 平成21年7月21日

2 防府市の住宅の被害状況（平成21年7月30日 10時現在）

全壊23世帯、半壊26世帯、一部破損16世帯、床上浸水152世帯、床下浸水812世帯

※ 今後の調査で、数値が変動することがあります。

3 参考

今後、防府市において、住宅が全滅した世帯、大規模半壊した世帯等についてはその申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人道府県会館から支給される。

山口市については、現在、住宅の床上浸水の世帯状況を調査中であり、その結果により、被災者生活再建支援法の適用を検討する。

【平成21年8月11日付】

1 被害状況と法の適用

7月19日から21日にかけての豪雨災害により、山口市においては住宅の全壊、床上浸水等の被害が相次いで発生した。

このたび、浸水家屋等の認定調査の結果、山口市における災害が支援法施行令第1条第1号（※）に該当することから、被災者生活再建支援法を適用することとした。

※ 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号に該当する被害（人口10万人以上30万人未満の市町村において100世帯以上の住宅が「滅失」する被害）が発生した市町村の区域に係る自然災害

【住宅の被害状況(平成21年8月11日10時現在)】

全壊、半壊及び床上浸水の住宅を換算すると100世帯以上の「滅失」となる。

（全壊2世帯、半壊7世帯、床上浸水285世帯、床下浸水1599世帯）

2 適用市名及び適用年月日

山口市 平成21年7月21日

※ 既適用市町 防府市（適用日：平成21年7月21日。決定：7月29日）

3 参考

上記の区域においては、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人道府県会館から支給される。

1.5 激甚災害の指定

内閣府では、平成21年8月28日付で「平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定した。

被害の発生状況は、農地、農業用施設及び林道関係で査定見込額 120.4 億円であった。

また、適用すべき措置の概要については、以下のとおり。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 農地85%→94%）

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項から第4項まで）

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

2. 1 災害対応の推移（防府市）－平成21年7月21日－

時刻	降水量(1時間)	下気象台情報	(国)国土交通省河川国道事務所 (県)山口県防府土木建築事務所	現地災害状況 関係機関の現地活動	防府市活動状況
3:00		[継続]大雨、雷注意報 :18			総務課注意報受信【第1警戒体制】 情報班体制2名(宿直職員)
4:00	1.0mm	[発表]大雨警報、洪水注意報、 [継続]雷注意報 :18	(国)出水第1号 注意体制		総務課警報受信、関係各課へ出動依頼
5:00	7.5mm	山口県竜巻注意情報 第1号 :25			【第2警戒体制】 総務課・河川港湾課 道路課・都市計画課 下水道建設課・水道局 農業農村課・林務水産課 16名
6:00	38.5mm	山口県竜巻注意情報 第2号 [発表]洪水警報 :28	(県)水防警報第1号(柳川)1.43m		
7:00	24.0mm	山口県竜巻注意情報 第3号 ○土砂災害警戒情報 第1号	(県)水防警報第1号(馬刀川)0.59m (国)水防警報 待機(漆尾)2.30m 第1号	玉泉湖南側の水路はん蓋(消防)	第2警戒体制による被災地調査開始 消防出動(署・分団)
8:00	63.5mm	[継続]大雨、洪水警報、雷注意報 :08 ○土砂災害警戒情報 第2号	(県)佐波川ダム放流通報 (県)避難判断水位(柳川)1.86m :20 (県)避難判断水位(馬刀川)1.42m :20 (県)水防警報 第2号(柳川)2.6m :40 (県)水防警報 第2号(馬刀川)1.61m :40	※市街地河川氾濫多発一床下浸水、道路冠水 8:27 勝坂火葬場付近土砂崩れ(消防) 8:30 勝坂1消防団防府側土砂流出-業者派遣(県)	消防本部に警防本部設置 消防署の調査・避難補助の出動発令開始 8:30 災害対策本部設置 【第1非常体制】53名 ・現地調査の指示 受信票 31/31件
9:00		○土砂災害警戒情報 第3号			

時刻	降水量(1時間)	下関地方気象台情報	(国)国土交通省河川国道事務所 (県)山口県防府土木建築事務所	現地災害状況 関係機関の現地活動	防府市活動状況
9:00	25.5mm	○土砂災害警戒情報 第3号	(国)水防警報 待機(堀)2.07m 第1号	9:10 向島(小田)土砂崩れ(消防) 9:12 真尾大蔵神社山崩れ(災害対策本部) 9:18 防府西高東側土砂崩れ(消防) 9:40 浄福寺裏山土砂崩れ(消防) 9:42 普明寺墓地付近土砂崩れ(消防) 9:45 剣川槽水(災害対策本部) 9:50 阿部谷川氾濫(災害対策本部)	・受信票を受け現地対応の指示 ・関連する職員の派遣指示 ・水防用物品(土のう等)の搬送指示 受信票 95/126件
10:00	19.0mm			10:14 迫戸鎌田煙火墓山土砂崩れ(消防) 10:15 右田矢管コルツワブ土砂崩れ(消防) 10:45 坂本川オーバーフロー(災害対策本部) 10:50 上右田堰に木がかかっている(災害対策本部) 10:51 分団(28名)向島本村床下浸水対応	・受信票を受け現地対応の指示 ・関連する職員の派遣指示 ・水防用物品(土のう等)の搬送指示 ・応急復旧工事の着手依頼 受信票 51/177件
11:00	49.5mm		(県)真尾石原川土砂災害の発生警告11:12 (国)水防警報 準備(漆尾)3.30m 第2号 (国)出水第2号 警戒体制 (国)水防警報 待機(新橋)2.75m 第1号 (国)水防警報 出動(漆尾)3.61m 第3号 (国)水防警報 準備(堀)3.02m 第2号	11:00 西浦ハチノ新世紀西側山崩れ(消防) 11:27 奥畑土砂崩れ(消防) 11:45 小野分団(10名)公民館へ避難誘導(消防)玉相分団(11名)応援出動 11:53 勝坂 警察署(17名)、消防(20名)、三田尻分団(14名) 11:56 勝坂262号線土石流 12:00 機動隊・管区機動隊への出動要請(警察署)	・応急復旧工事の着手依頼 ・関連する職員の派遣指示 ・自主避難者の情報収集 ・現地調査班安否情報収集 受信票 52/229件
12:00	11.5mm		(国)水防警報 準備(堀)3.40m 第3号 (国)水防警報 出動(堀)3.34m 第3号	阿部谷川(田ノ口)土石流発生 :12 奈美川土石流発生 :14 上田南川(大蔵神社付近)土石流 :15 石原川(大蔵神社付近)土石流 :15 12:22 大蔵神社 救助活動 分団(18名) 12:28 「うけつ高砂墓の川が決壊しようなため、屋上へ避難させている」(高砂職員の119番通報) 12:35 河川氾濫等の救出活動(警察署)	11:58 向島ノ浦入口土砂崩れ(消防)52/229件 13 消防・全団出動命令 分団(156人) 宮市・華勝・華城・牟礼・大道・西浦・石田・玉祖・高海 15 自衛隊出動要請 30 防災ヘリ出動要請、「きらら」要請 周南消防へ応援要請 受信票 88/317件 50 現地対策本部設置 下関消防、下松消防へ応援要請 ・応急復旧用重機出動指示 ・現場からの依頼物品(スコップ等)の調達及び搬送 ・被災規模・不明者情報の収集 ・避難勧告本部員会議 受信票 70/387件
13:00	0.5mm	[継続]大雨警報、洪水警報、雷注意報 ○土砂災害警戒情報 第4号 :30	(国)水防警報 出動(新橋)3.40m 第3号 (国)洪水予報第1号 はん濫危険情報(漆尾)、危険度レベル4	13:14 勝坂 土石流不明者捜索(機動隊・管区機動隊) 高砂にて救助活動(警察、管区機動隊、消防) 14:30 漆尾水位現地確認(災害対策本部調査班) 「ライフケア高砂」にて不明者7名	14:10 右田市避難勧告 ・避難所開設指示 ・避難路の安全確認 ・広報車による広報指示 ・同報系無断による広報指示 ・関係自治会への避難勧告の伝達 ・現場からの依頼物品の調達及び搬送 受信票 72/459件
15:00	0mm				

時刻	降水量(1時間)	下 関 気 象 台 情 報	(国)国土交通省河川国道事務所 (県)山口県防府土木建築事務所	現地災害状況 関係機関の現地活動	防 府 市 活 動 状 況
15:00	0mm		(国)洪水予報第2号 はん濫警戒情報(漆尾)、危険度Ⅱ3		<ul style="list-style-type: none"> 被災状況、不明者安否情報確認 現場からの依頼物品の調達及び搬送 小野公民館へ救護班(保健婦)を派遣 受信票 39/498件
16:00	16.0mm		(国)洪水予報第3号 はん濫注意情報(漆尾)、危険度Ⅱ2		16:10 ■避難勧告(神里、勝坂) <ul style="list-style-type: none"> 避難所開設指示 避難路の安全確認 広報車による広報指示 同報系無線による広報指示 関係自治会への避難勧告の伝達 現場からの依頼物品の調達及び搬送 搬送用車両の手配指示 受信票 35/533件
17:00	0.5mm		(国)洪水予報第4号 はん濫注意情報解除(漆尾)、危険度Ⅱ1		17:00 災害対策本部会議 17:20 ■避難勧告 真尾下郷(大蔵) <ul style="list-style-type: none"> 避難所開設指示 避難路の安全確認 広報車による広報指示 同報系無線による広報指示 関係自治会への避難勧告の伝達 現場からの依頼物品の調達及び搬送 18:551件
18:00	0mm		(国)水防警報 解除(新橋)2.68m 第4号		<ul style="list-style-type: none"> 報道対応 被災状況、不明者安否情報確認 受信票 10/561件
19:00	0mm		(国)水防警報 解除(漆尾)2.90m 第4号 (国)水防警報 解除(堀)2.27m 第4号		<ul style="list-style-type: none"> 報道対応 被災状況、不明者安否情報確認 受信票 9/570件 分子：その時間帯の受信件数 分母：その時間までの総件数
20:00	18.0mm		(国)出水第3号 注意体制に切り替え		20:00 災害対策本部会議 対応不明分を含め、21日は773件を受信
21:00				→23:00 (県)水防警報解除(柳川・馬刀川)	

2. 2 災害対策本部の課題（防府市）

防府市が指摘する災害対策本部の課題については、以下のとおりである。

【災害対策本部設置前の状況の課題】

- ◆7月21日4時18分に大雨警報が発表され、7時過ぎから災害に関する電話が入り始めたが、職員は少なく混乱した状態に対応した。
- ◆総務課の職員のみで災害対策本部の開設準備を行ったため、必要な備品、消耗品等が揃わない状態で災害対策本部が立ち上がった。

【災害対策本部設置後の状況の課題】

- ◆現場の状況・対応等を記載した災害通報受信票（現場の状況）が多すぎて、個別の対応に追われたため、本部まで報告ができないのもあった。
- ◆災害通報受信票により関係課職員が現地調査をした後に災害対策本部へ状況報告が行われないものがあり、現地の状況が本部で十分に把握できなかった。
- ◆各種情報をホワイトボードに掲示していたが、新情報を整理していないため、本部内職員が困惑した。
- ◆災害対策本部に設置している電話は、全て代表番号を介して入るため、話中の状態となり、緊急情報や職員との連絡が取りにくかった。
- ◆災害対策本部内での報道規制をしなかったため、行く先々で各マスコミの取材等を受け、災害活動事務に支障が出た。

2. 4 山口県における災害対策本部の運営

(1) 概要

7月19日以来の大雨に加えて、21日の早朝からも県内各地で激しい雨が降り始め、昼頃にかけて、県内の広い範囲で時間雨量50mm以上の激しい雨に見舞われる状況を踏まえ、10時00分、山口県災害対策本部を設置した。

県災害対策本部では、県内全市町や関係機関から被害情報を収集するとともに、土砂災害による被害者の救出救助のため、自衛隊に対する災害派遣要請、広域航空消防応援による消防防災ヘリ、県内消防応援部隊やDMAT（災害派遣医療チーム）への出動要請、警察本部との連携等による緊急初動対応にあたるなど、被災地域での避難者の安全確保や避難生活の維持にあたった。



写真 1-2-1 災害対策本部会議の様子



写真 1-2-2 災害対策本部で記者会見を行う知事

(2) 運営状況

表 1-2-1 山口県災害対策本部運営状況

日 時		内 容
7月21日	10:00	山口県災害対策本部設置
	10:30	第1回 本部会議開催
	12:20	陸上自衛隊第17普通科連隊に災害派遣要請（防府市における捜索救助活動）
	13:10	DMAT 出動要請
	13:49	福岡市に広域航空応援要請
	〃	広島市に広域航空応援要請

日 時		内 容
7月21日	13:49	北九州市に広域航空応援要請
	14:58	愛媛県に広域航空応援要請
	21:15	陸上自衛隊第17普通科連隊に災害派遣要請（山口市における給水支援活動）
7月22日	8:35	政府調査団による現地調査への対応（林防災担当大臣 ～13:55）
	13:00	陸上自衛隊第17普通科連隊に災害派遣要請（山口市における入浴支援活動）
7月23日	10:30	第2回 本部会議開催
7月24日	7:00	二次災害防止に向けた「緊急通知」の発出・周知（※）
	8:00	土石流安全対策チームによる現場管理の開始
	8:30	資材（ハンドマイク、ホイッスル等）の現場への緊急供出
	9:00	山口・防府地域のため池点検作業（24～31日）
	11:00	愛媛県に広域航空応援要請
	12:23	広島市に広域航空応援要請
	14:53	知事被災地等上空視察
7月25日	10:30	二次災害防止に向けた「緊急アピール」の発出・周知（※）
	10:55	「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」による土石流対策に対する技術支援の要請
7月26日	10:00	知事から総理大臣への電話による緊急要望内容の説明
	14:00	土石流安全対策チームによる「ライフケア高砂」へ流入する上田南川の切り替え工事の完了
7月27日	10:40	緊急要望の実施（内閣総理大臣、内閣官房長官、関係省庁）
	13:00	県職員の防府市・佐波川流域災害ボランティアセンターへの業務派遣
7月28日	11:00	第3回 本部会議開催
	11:00	被災者救援対策部の設置
7月29日	10:40	内閣総理大臣による現地視察への対応（～14:00）
7月30日	21:00	陸上自衛隊第17普通科連隊に撤収要請
7月31日	9:20	参議院派遣議員団による現地視察対応（～14:25）
	10:00	自衛隊災害派遣部隊の撤収見送りセレモニー
	17:00	第4回 本部会議開催 山口県災害対策本部 廃止 山口県被害対策本部の設置（被災者救援対策部（継続）、被災復旧対策部（新設））

※ 「緊急通知」・「緊急アピール」について

7月21日の大規模な土石流災害の発生後、梅雨前線の引き続く停滞による豪雨が予想されたことから、砂防施設やため池等の土木・農業施設を総合点検し、貯水位低下策等の必要な措置を講じるとともに、点検により危険が高まっている区域の住民の早期避難対策に万全を期するため、24日に二次災害の防止対策を呼びかける「緊急通知」、さらには、25日災害への厳重な警戒と早めの避難を呼びかける「緊急アピール」を発出し、関係部局、市町、報道機関や県内6局のコミュニティFM等を通じて、周知に努めた。

(参考)「緊急通知」並びに「緊急アピール」の内容は以下のとおり。

緊急通知

平成21年(2009年)7月24日

各市町の長
県関係機関の長 様

山口県災害対策本部長
山口県知事 二井関成

この度の災害に際し、本日からさらに梅雨前線の停滞による豪雨が予想されております。

下関地方气象台によりますと、週末の天気概況は、

- ・本日の夕方から、梅雨前線の北上の影響により、雨が降り始める見込み。
(本日の夜には大雨警報及び洪水注意報発表の可能性有り)
- ・明日までには、時間最大雨量30mm、累計100mmを超える。

と予想されているため、「公共施設に係る第二次災害防止対策(土石流対策を主体として)について」(別添1)、また住民の避難対策についても「避難対策の措置について」(別添2)をまとめたところであり、各関係機関に周知し、早急な対策をとるよう指示します。

また、土石流等の危険箇所の広報につきましては、降雨が予想されている本夕方までに、消防本部と連携し、21日から22日にかけて降雨が集中した地域の土石流発生危険箇所の周囲を重点的に行い、防災行政無線、広報車のほか、自治会等の活用や防災メール等あらゆる情報伝達手段を活用するようお願いいたします。

住民への広報内容につきましては、

- ・本日夕方から降雨が予想されていること。
- ・この地域は、すでに21日から22日にかけて降雨が集中しており、わずかな雨でも崩土や土石流の発生が危惧されていること。
- ・危険な状態となる前に、早めに避難すること。
- ・避難場所を確認しておくこと。

に留意するようお願いいたします。

なお、工法や技術的指導、第二次災害のおそれ、事故発生等は速やかに下記各問い合わせ窓口に連絡体制を、確立しておくようお願いいたします。

(問い合わせの窓口)

公共土木施設	砂防課	083-933-3750
農業用施設	農村整備課	083-933-3400
避難対策	防災危機管理課	083-933-2360

公共施設に係る第二次災害防止対策

(土石流対策を主体として) について

(1) 共通事項

① 被災地域での安全確保

- 避難者の避難済み状況の把握
- 周辺住民への早期の注意喚起
- 道路における通行止めの実施
(パトロールを実施し、危険性がある場合は、緊急車両を誘導員により通行させる他は、再度通行止めを実施)
- 立ち入り禁止のためのバリケードの設置
- 重点パトロールの実施

② 地域全体での対応

- 降水中のパトロールの強化(頻度アップ)
- 気象庁における早期の情報伝達
 - 県による土砂災害警戒情報の発令
 - 市による早めの避難勧告
 - 住民による早めの自主避難

(2) 施設別

重大な二次災害が発生する危険性があると認められた場合には、緊急措置として下記の施設ごとに次のことを行う。

1. 道路施設

- ① 通行止めの実施
- ② 通行規制(重量制限、車線制限、速度制限、車両制限)の実施
- ③ 立入禁止のためのバリケード・警告板の設置
- ④ 土のう積み、蛇かごなどによる盛土、地すべり、崩土の安定確保
- ⑤ 雨水進入による盛土崩壊防止のためのビニールシート張りなどの実施
- ⑥ 斜面で崩土、落石のおそれのある部分の除去

2. 砂防等施設

① 異常堆積土砂の流出のおそれがある場合

斜面崩壊などによって崩土などが溪床に堆積し、その後の豪雨などにより土砂災害の危険が予測される場合には、市町に対して情報を提供し、警戒避難を助言する。

② 斜面などでの亀裂発生箇所

集落などの近隣斜面に亀裂などが発生し、崩壊の危険性が高い場合には、伸縮計などを用いて亀裂の計測を行うとともに、市町に対して情報を提供し、警戒避難を助言する。

亀裂などへのシート張りなどを施し、雨水の流入を防止し、崩壊の抑制に努める。

3. 河川施設

- ① 現地パトロールの強化
- ② 土のう積みまたは盛土による堤防高の確保、堤防法面の洗掘防止

4. 農業用施設

関係者及び関係団体と連携して次の緊急対策を実施する。

(1) ため池

- ① 現地パトロールの強化
- ② 立ち入り禁止のためのバリケード・トラロープの設置
- ③ 貯水位の低下管理措置
- ④ 崩壊部・漏水部への土のう及びブルーシートの設置
- ⑤ 余水吐の雑物除去

(2) 農道

- ① 現地パトロールの強化
- ② 通行止めの実施
- ③ 立ち入り禁止のためのバリケード・トラロープの設置
- ④ 盛土崩壊防止のためのブルーシートの設置

避難対策の措置について

土石流による避難は、早めの措置が必要であることから、平成18年2月に県が策定し、市町へ周知している

- ①「災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドライン」
- ②「避難勧告等発令・伝達体制の整備に係る基本指針」
- ③「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」

に示した内容を再確認の上、今回の豪雨による被害状況を踏まえ、特に、以下の事項に留意して避難対策の実施に万全を期すこと。

1 土砂災害警戒情報の活用による早期の避難勧告等の発令

- ① 土砂災害警戒情報の発表に十分留意し、早期の適切な発令に努めること。
- ② 特に土石流は、早期の避難が必要であるため、より早い段階で「避難勧告・避難指示」を発令すること。

2 土砂災害に対応した避難場所の選定

- ①「山口県土砂災害危険箇所マップ」や過去の土砂災害情報等を参考とし、土砂災害警戒区域等を避け、避難場所を設定すること。
- ② 土石流の危険を考慮した避難場所を確保し、地域住民に十分周知を図ること。

3 多数入所の社会福祉・病院施設の対策

多数人数の要援護者の避難を実施する必要があることから、

- ① 移動手段を確保すること。
- ② 施設職員のほか、支援要員を確保すること。
- ③ 避難者の態様に応じ、多数の収容能力のある避難場所を確保すること。

4 災害時要援護者の対策

- ① 高齢者、障害者等の要援護者に対しては、早めに情報伝達するための時期、方法に配慮すること。
- ② 避難のための援護者（自主防災組織、民生委員等）の確保状況を十分に理解し、避難勧告等の発令に備えること。
- ③ 要援護者の避難時間を確保するため、「避難準備情報」を天候の悪化が見込まれる段階で発令し、避難を促すこと。

緊急アピール

平成21年7月25日（10：30）
山口県災害対策本部

昨夜からも雨が相当降っており、県下全体として地盤は含水状態にあり、加えて、今後の気象については、梅雨前線が対馬海峡に停滞し、活動が活発な状況にあります。

一旦、昼前には雨は止むとされているが、夜には再び降り出し、明日も午後は激しい雨が予想されます。

これまでの大雨で地盤が緩んでおり、土砂災害の危険度が非常に高い所があり、引き続き、山崩れやがけ崩れ等の土砂災害には厳重な警戒が必要です。

県民の皆様には、気象状況等に十分留意の上、厳重な警戒をお願いします。

また、地元自治体による避難勧告等に的確に対応しながら、早めの避難をお願いします。

2. 5 国への緊急要望

今回の被害が甚大な状況にあることから、7月22日に防災担当大臣を団長とする政府調査団の現地調査が行われた。また、26日には麻生総理大臣の現地視察も予定され、県は、被災者が安心して暮らせる生活を一日も早く取り戻せるよう、国への緊急要望を早急に取りまとめた。

しかし、26日の総理大臣の視察は、現地の天候状況から急遽中止となったため、総理大臣から知事へ、災害対応への激励に併せて要望を聞きたいとの電話連絡があり、知事からは、激甚災害法の早期適用、国による土石流対策事業の実施及び迂回路としての高速自動車国道の無料化について要望を行ったところ、早急に対応するとの意向が示された。

その結果、同日中に迅速な対応が実施され、全面通行止めとなっている国道262号の迂回路としての高速自動車国道の一部区間（山口IC～防府西IC）の無料通行措置が開始された。

さらに、27日には、知事及び県議会議長が上京し、麻生総理大臣、河村官房長官をはじめ、関係省庁に対して、緊急要望を行った。

また、29日は、総理大臣による現地視察が実施され、その際、知事、県議会議長及び関係市町長から再度要望を行った。

こうした要望活動により、土石流発生地域の安全性の確認や早急な応急復旧を図るため、施術支援の観点から、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、農業農村災害緊急派遣隊（水土里（みどり）災害派遣隊）の派遣や、国による直轄砂防災害関連緊急事業の実施が早期に実現した。

また、8月25日、このたびの豪雨災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定する政令が閣議決定された。

表 1-2-2 緊急要望の内容

要 望 事 項	要望省庁等
【主要項目】 1 激甚災害法の早期適用について 2 国による技術的支援の実施について 3 国による事業の実施について 4 迂回路として機能する高速自動車国道の無料化について	麻生総理大臣 河村官房長官 内閣府 総務省 消防庁 国土交通省 農林水産省 林野庁
【国土交通省】 1 専門技術者の派遣等について 2 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣について 3 一般国道262号上勝坂橋の早期仮復旧について 4 迂回路として機能する高速自動車国道の無料化について 5 直轄事業の実施について 6 災害緊急対応事業の実施について 7 公共施設周辺の土砂災害対策の集中的な実施について	
【農林水産省】 1 専門技術者の派遣について 2 国による流入土砂撤収事業の実施について 3 農業農村災害緊急派遣隊の派遣について	
【林野庁】 1 専門職員の派遣について 2 災害関連緊急治山事業の採択について 3 森林の総合的な保全・復旧について	

（出典）山口県：災害記録～平成21年7月21日豪雨災害～，平成21年10月

2. 6 政府の対応

政府は、7月21日12時20分、山口県知事からの災害派遣要請を受けて、自衛隊の災害派遣を開始。15時に首相官邸内の危機管理センターに、田村秀夫内閣参事官をトップとする情報連絡室を設置し、被害状況などについて、関係省庁と連絡を取って情報収集を始めた。警察庁は14時25分に災害情報連絡室を設置、総務省消防庁が同3時に災害対策室、防衛省と厚労省も15時に災害対策連絡室、法務省と文科省は15時35分に災害情報連絡室を、それぞれ設置した。同日夜、翌22日早朝から林幹雄防災担当相を団長とする大雨に係る政府調査団の派遣を決定。22日6時45分羽田発の定期便に、内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、気象庁、国土地理院、環境省、防衛省の9府省庁22人の調査団が乗り込み、まず空港で二井関成山口県知事の説明を受け、ヘリで上空から状況を確認した後、防府市役所で市長から説明を受けた。その後、土石流で犠牲者がでた国道262号線の現場や、土石流が流れ込んで入居者が亡くなったライフケア高砂を視察した。現地調査では、「地元の自治体の要望を聞くことが主たる目的」（応急担当参事官）だったが、人的支援の要請や激甚災害の早期指定という要望はだされなかった。

夕方の定期便で調査団が戻った後、林防災担当相は首相官邸で麻生太郎首相に状況を報告、「復旧復興対策に万全を期すこと」という指示を受けた。19時30分から、第1回災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害状況、各省庁の対応状況及び政府調査団の調査報告や、各省庁の取り組み状況についての情報共有と、今後の対応について検討。「行方不明者の捜索救助に全力」、「引き続き迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行い、情報の共有を図る」、「関係地方公共団体とも連携し、応急対策・復旧に政府一丸となった対応を行う」という3項目を確認事項とした。麻生首相は24日の閣僚懇談会で、山口県防府市の豪雨災害現場を26日に視察する意向を表明したが天候不良で延期。27日には、首相官邸で二井関成知事と面会し、復旧に向け早期の激甚災害指定や専門家による技術支援や土石流で生じた土砂の撤去に関する国の支援などの要望を受け、「指定できる方向で努力したい」と前向きな姿勢を示した。麻生首相は29日、福岡県の被災地と合わせての現地視察を実施。土砂崩れが起きた国道262号付近や、特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」を視察した。

国交省は、22日から緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)延べ105人と、国土技術政策総合研究所の砂防分野の専門家と土木研究所の火山・土石流チームの専門家を山口県へ派遣。農水省も山口県からの要請を受け、林野庁及び近畿中国森林管理局の治山技術者を派遣し、災害復旧に係る技術支援を実施した。国交省は、ライフケア高砂の上流部の砂防ダムなど5箇所を、8月7日までに直轄砂防災害関連緊急事業として工事に着手。農水省も8月末までに、山口県内21箇所について補助率を3分の2に引き上げる災害関連緊急治山事業として採択した。

総務省は24日、災害救助法の適用を受けた山口県山口市、防府市に対し、9月に交付すべき普通交付税の一部10億3,300万円を繰り上げ29日に交付することを決めた。また気象庁は7月27日、九州北部地方で26日に発生した豪雨とともに「平成21年7月中国・九州北部豪雨」と命名した。激甚災害については、8月25日の閣議で農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等の適用を決めた。



写真 1-2-3 22日19時30分からの関係省庁連絡会議
(撮影：中川和之氏)

3. 1 情報収集に関する課題（防府市）

防府市が指摘する情報収集の課題については、以下のとおりである。

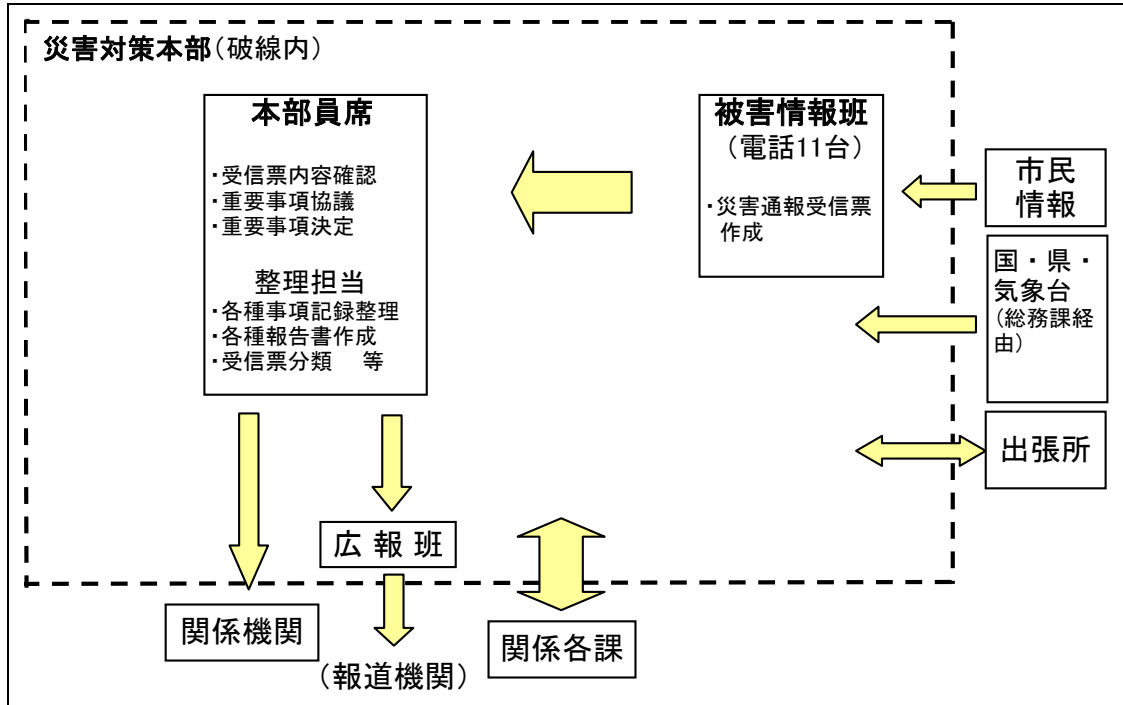
【情報収集の課題】

- ◆国との情報伝達に必要な直通電話（ホットライン）があったが、機能せず最新の気象情報等を本部員へ伝えられなかった。
- ◆土砂災害警戒情報が発令されたが混乱した状態の中で、土砂災害降雨危険度レベル4の情報にアクセスすることができず、土砂災害降雨危険度レベル4を確認したのは、当日の午後であった。
- ◆気象情報が総務課（2階）に入り、その情報をFAXで災害対策本部（3階）及び各関係課（河川港湾課、林務水産課、農業農村課等）に送信したが、送られてくる気象情報が感熱紙で出てくるため、それを一旦コピーする必要があるため、二度手間であった。
- ◆住民はテレビで情報を収集しているが、本部にはテレビがなく状況把握が出来ず、本部における情報収集が後手に回った。
- ◆災害情報が膨大で現場対応の指示等に追われたため、本部員が災害対策本部を不在にすることがあった。
- ◆被災受付電話が輻輳する中で、電話の内容が聞き取れないため、状況の把握に支障があった。
- ◆災害情報が災害対策本部と消防本部へ別々に入っており、情報が輻輳し一元化が出来ていなかった。
- ◆外部情報系パソコンにアクセスが集中したことで、庁内パソコンデータ通信速度の低下により情報収集が遅くなった。
- ◆災害情報を受理したとき、「住宅地図」の地図を見ながら被害場所を特定するため、時間がかかり対応が長くなった。
- ◆災害対策本部には無線（基地局は2階の総務課）がないため、移動系防災行政無線を十分に活用しなかった。

3. 2 防府市災害対策本部内における被害情報の流れ

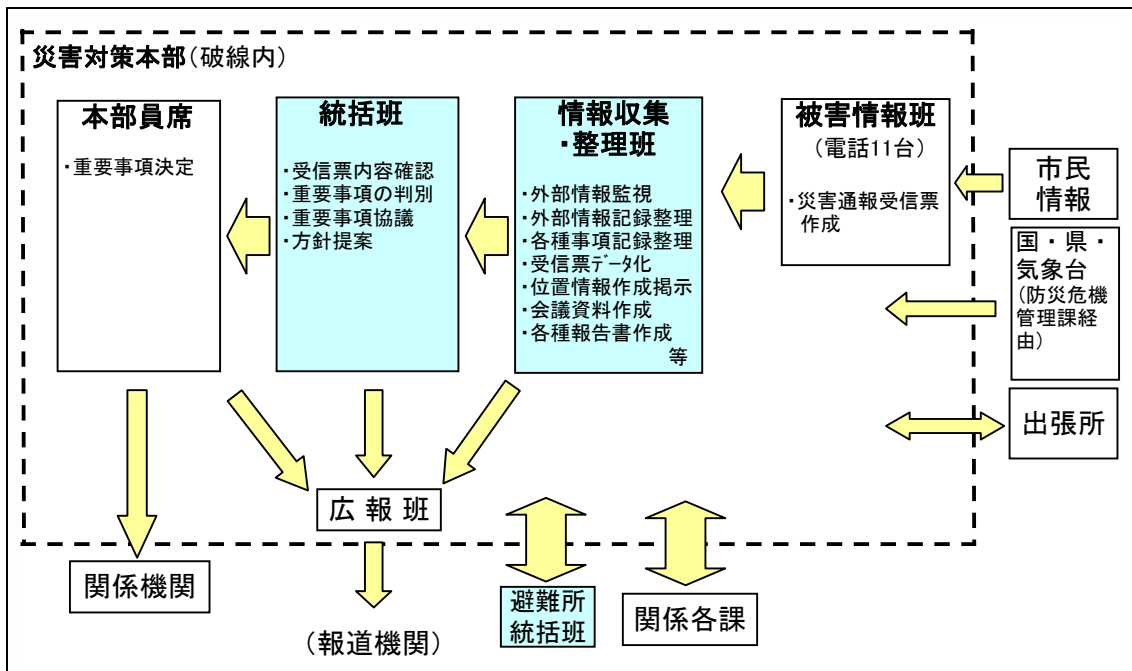
【旧体制】

- ・市民情報を記入した災害通報受信票の内容を本部員席で確認し、各課へ指示をしていた。
- ・情報の収集や整理、広報資料作成などを行う専門の部署が無かった。



【新体制】

- ・各種情報の積極的な収集を行うため『情報収集・整理班』を設置する。
- ・情報の分析や軽微な方針決定などを行う『統括班』を設置する。
- ・本部員は重要事項決定作業のみを行う体制とする。
- ・地域や関係機関、庁内等への情報伝達を確実にする体制とする。



4. 1 情報伝達・広報に関する課題（防府市）

防府市が指摘する情報伝達・広報の課題については、以下のとおりである。

【情報伝達の課題】

- ◆本部から様々な情報発信を行ったが、多すぎて整理が出来ず伝達に混乱が生じた。（7月21日15時頃の時点で、災害対策本部内での災害情報の掲示がなされていなかった。）
- ◆災害対策本部の決定事項を一般職員に提供していなかったため、市民への対応に苦慮した。
- ◆混乱した状況の中で、コミュニティ FM 局（FM わっしょい）へ放送要請を行ったのは7月24日（金）であった。
- ◆同報系防災行政無線について、屋外拡声子局からの音声等が聞き取れないとの苦情があった。
- ◆広報車両により、避難勧告等の広報活動を行ったが、聞き取れないとの苦情があった。

【広報の課題】

- ◆初動時には災害対策本部に情報が入ってこない状況の中で、報道機関からは被災情報が流れ、市民からの問い合わせに対応出来なかった。
- ◆コミュニティ FM 局（FM わっしょい）と「災害時等における放送要請に関する協定書」を平成17年2月1日に締結していたが、放送の依頼が遅れた。
- ◆市民への広域的な災害広報を有効に行う報道機関に対して、災害対策本部からの情報発信は必ずしも良好とは言えなかった。
- ◆報道機関の取材への対応がまずく、災害対策本部の業務に支障が出た。

4. 2 広報案文（防府市）

防府市で使用した避難指示・勧告の際の広報案文は以下のとおり。

同報系防災行政無線放送文

※原稿用、FAX用

以下の内容を放送しました。（放送区域： _____ 地域）

こちらは ぼうさいほうふしです

_____月 _____日 _____時 _____分 放送

防府市 _____災害対策本部 _____より 緊急放送。

※

避難（準備・勧告・指示）発令 【2回くりかえし】

_____時 _____分に避難（準備・勧告・指示）を発令しました。

避難（準備・勧告・指示）の 対象地区は、

できるだけ 近所の方にも声をかけ、複数で避難してください。

大変危険な状態です。直ちに指定避難所に避難してください。

(_____)

_____の避難所は _____ です。

_____の避難所は _____ です。

※くりかえし

いじょう ぼうさいほうふし

4. 3 広報紙（防府市）

ほろろ

平成21年7月

臨時号

豪雨により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
被害を受けられた皆さまに対する支援制度等については、次のとおりです。詳細につきましては、下記の総合相談窓口、各担当課または各関係機関までお問い合わせください。

豪雨による被害対策等のお知らせ

り災証明書、見舞金等、住宅、消毒、子育て支援、健康相談、融資制度、市税等の減額・免除
被災ごみ、流木・土砂
市斎場利用の停止、行事の中止等
災害ボランティア

今後の情報は、随時、市広報等でお知らせします。

災害総合相談窓口

市役所1号館1階 ☎25-2194

次の1～5に関する申請や相談をお受けします。
(その他の項目は、各担当窓口にご相談ください)
受付時間 月～金曜 午前8時15分～午後7時
土・日曜・祝日 午前9時～午後5時

1. り災証明書の発行

保険金の請求等で、り災証明が必要なお方の申請を受け付けています。
申請時に必要なもの
●印かん(無い場合は捺印可)
●被災写真(難しい場合は証明願の現認者欄)に民生委員、又は自治会長の署名及び印、家族、親族、知人等は現認者になることはできません。
※り災原因、り災日時、り災場所、り災状況を記入いただきますので、ご確認のうえお越しください。り災証明の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

2. 見舞金等

被災世帯に対する見舞金(市災害見舞金)は、住家の被害の程度により、該当する世帯に見舞金が支給されます。
【全 壊】 100,000円
【半 壊】 50,000円
【床上浸水】 30,000円
※上記以外にも、要件を満たせば国・県の見舞金や補助金もあります。
詳しくは、お問い合わせください。

3. 住宅

●被災により住宅に困難されている方は、ご相談ください。
●災害救助法の適用により、応急仮設建築物の制限が緩和される場合がありますので、ご相談ください。

4. 消毒

床下、床上浸水に伴う消毒のご相談を受け付けます。

5. 被災者に対する子育て支援

保育所では、災害後旧作業等により家庭での保育が困難な場合、児童の保育所への入所を受け付けます。短期間の一時的な保育も可能です。
※保育料の減額・免除については、3ページ19. 市税等の減額・免除⑩の欄をご覧ください。

10. 被災ごみ(流木・土砂を除く)

▶対象ごみ
水害によって使用不能となった家具、家電など。ただし、処置困難物(ベッド、消火器、バッテリー、タイヤ、バイクなど)及び自動車や水害によらない廃棄物を除きます。
▶搬入場所と搬入期間
●災害廃棄物収集ステーション(場所等は、各地区自治会長にご確認ください)
8月9日(日)まで
●クリーンセンター
月～金曜 午前8時30分～午後5時まで搬入可
問合せ クリーンセンター(新田364番地)☎22-4742)

11. 流木・土砂

小野地区、右田地区の方は、指定の搬入場所へ搬入してください。それ以外の地域の方は、クリーンセンター内仮置場へ搬入できます。
問合せ クリーンセンター(新田364番地)☎22-4742)

12. 市斎場(悠久苑)利用の停止

高大な被害が発生したため、現在、一日も早い復旧に向けて努力しておりますが、当分の間使用できませんので、お知らせします。
市民の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。
なお、今後の火葬業務等につきましては、下記へお問い合わせください。
問合せ 市民課(4号館1階)☎25-2109)

13. 行事等の中止・延期(7月27日現在)

開催予定日	行事名等	中止/延期
8月 1日(土)	防府まつりおどろ大会	中止
8月 1日(土)～3日(月)	平成21年度 夏季学ぼうやセミナー	中止
8月 4日(火)	牛乳地区懇談会(※)	延期
8月 5日(水)	防府天満宮夏祭り大花火大会	中止
8月30日(日)	第47回市民体育祭	中止
～8月10日(月)	移動市長室「おれおれ車庫トーク」(※)	延期

※開催時期は未定です。

上記以外にも、状況により予定通りに開催されない場合があります。事前にご確認ください。

災害ボランティアの派遣

災害後日を支えるための災害ボランティアセンターを設置しました。
【ボランティアの派遣をご希望の方】
対象 被災された方
内容 土砂の搬出や家屋及び屋外施設の清掃等(詳しい支援内容はお問い合わせください)
費用 無料
問合せ 防府市・佐波川流域災害ボランティアセンター本拠(☎24-9777)
【受付時間 午前8時30分～午後5時】

発行◆防府市 〒747-8501(電話7-1) ☎23-2111 ホームページアドレス <http://www.city.yamaguchi.jp/>
編集◆市役所1号館1階 広報課 ◆今回は臨時号のため、掲載印刷でお届けしております。印刷の不具合は、ご了承ください。

☐ 広報ほろろ 臨時号

※臨時号は、4ページの構成です。内側もご覧ください。

☐ 広報ほろろ 臨時号

6. 預金払い出し

災害により、通帳や印鑑を紛失された場合でも、預金口座を凍結を行い、預金などの払戻しができません。
詳しくは、各金融機関にお尋ねください。
取扱期限 ゆうちょ銀行は8月24日まで
※その他の金融機関の取扱期限については、直接お問い合わせください。
問合せ 各金融機関

8. 融資制度等

対象者により、制度が異なります。災害に関連して利用可能な、融資制度や貸付制度があります。

①住宅に関すること
●市災害復旧融資
問合せ 社会福祉課(1号館1階・☎25-2349)
※国や県の制度もありますので、詳しくは、お問い合わせください。
●災害復興住宅融資
お茶楼コーポラタ(被災者専用ダイヤル)
☎0120-086-353、または☎048-615-0420
(受付時間 午前9時～午後5時
【祝日、年末年始を除く】)

②母子・身障福祉資金貸付に関すること
問合せ 子育て支援課 児童母子係
(1号館1階・☎25-2348)

③農業に関すること
問合せ 農業農村課(5号館1階・☎25-2136)
または、最寄りの農業協同組合

④林業・水産業に関すること
問合せ 林業水産課(5号館2階・☎25-2131)
山口中央森林組合防府支部 (☎22-4285)
県漁業協同組合吉佐統支店 (☎22-9112)

⑤商工業(中小企業)に関すること
豪雨により被害を受けた中小企業者等が対象です。
●中小企業庁(中小企業庁ホームページ参照)
問合せ
中国経済産業局 産業部 中小企業課 (☎082-224-5661)
●県中小企業制度融資(経営安定資金)
【被害金額が50万円以上で、市商工振興課が実行する「り災証明書」の添付が必要(農業、林業及び漁業の第一次産業等は対象外)】
問合せ
県経営金融課 金融支援班 (☎083-933-3188)
市商工振興課(天神一丁目6-37) ☎25-2147
商工会議所(壬子一丁目8-9・☎22-4352)

7. 心のケアや健康相談

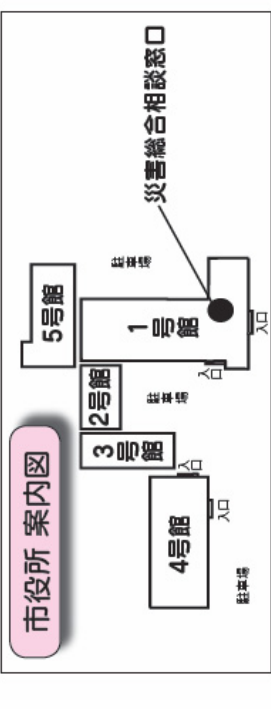
被災者の方の心や体などの健康に関する相談を、訪問や電話で随時実施しています。開設している避難所への巡回相談も行っていきます。
問合せ 高齢障害課 地域ケア係
(1号館1階・☎25-2967)
保健センター
(郷生町12-1・☎24-2161)
【心の健康電話相談】 ☎27-3388
(駅前町13-40 県精神保健福祉センター内)

9. 市税等の減額・免除

災害により被害を受けた場合、災害の程度等により、下記のよう税金や保険料、使用料等が減額になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

- ①市県民税の減免
(住宅または家財が被害にあったとき)
問合せ 課税課 市民税係 (4号館2階・☎25-2170)
- ②固定資産税の減免
(土地、家屋及び建物資産の被害が甚しいとき)
問合せ 課税課 土地係(4号館2階・☎25-2195)
家屋係(4号館2階・☎25-2196)
- ③国民健康保険料及び介護保険料
及び後期高齢者医療保険料の減免
(住宅または家財が被害にあったとき)
問合せ 保険年金課 (4号館1階)
国民健康保険(☎25-2317)
介護資格係(☎25-2318)
後期高齢者医療係(☎25-2322)
- ④国民健康保険一部負担金の減免
及び徴収猶予
(住宅または家財が被害にあったとき)
問合せ 保険年金課 国民医療係 (4号館1階・☎25-2164)
- ⑤国民年金保険料の免除
(住宅または家財が被害にあったとき)
問合せ 保険年金課 年金係 (4号館1階・☎25-2163)
- ⑥小・中学生の就学援助制度について
(上記①～⑤のいずれかの減免を受けた場合)
※すでに⑥の減免の場合は、申請不要です。
問合せ 学校教育課 学務係 (1号館3階・☎25-2493)
- ⑦税金等の納付の猶予
(災害を受け、納付が困難なとき)
問合せ 収納課 徴収第一係 (4号館2階・☎25-2183)
- ⑧保育料(保育所及び留守家庭児童学級)の減免
(家屋の全半壊または床上浸水等)
問合せ 子育て支援課 保育係 (1号館1階・☎25-2126)
- ⑨介護サービス利用料の減免
(住宅または家財が被害にあったとき)
問合せ 高齢障害課 高齢・介護係
介護給付係(1号館1階・☎25-2128)
- ⑩障害福祉サービス利用料の免除
(家屋の全半壊または床上浸水等)
問合せ 高齢障害課 障害者福祉係 (1号館1階・☎25-2387)
- ⑪水道料金の減免
(家屋の全半壊または床上浸水等)
問合せ 水道局給水課 お客センター係
(仁井字町13-1・☎23-2511)
- ⑫下水道使用料の減免
(家屋の全半壊または床上浸水等)
問合せ 下水道管理課 下水道係
(仁井字町13-1・水道局庁舎2階・☎25-2402)

防府警察署からのお知らせ
避難されている間に、不在の住宅を狙った悪質な窃盗事件が発生しています。また、災害に際して、住宅のリフォームに関する悪質な訪問販売が予想されます。ご注意ください。
問合せ 防府警察署 (駅前町7-22・☎25-0110)



5. 1 人命救助の状況（山口県）

豪雨による土石流災害や家屋の浸水に見舞われた被災者を救出するため、地元消防本部や消防団、警察、自衛隊さらには近隣県市の航空隊が人命救助にあたった。特に、土石流災害による被害が甚大な防府市や山口市においては、県警察機動隊等が出動するとともに、自衛隊への災害派遣要請、県内3消防（下関市、周南市、下松市）への応援出動要請により救助活動が行われた。

とりわけ、土石流等によって孤立した被災者147人が、ヘリコプター7機の活動により救助されたが、土石流が直撃した老人福祉施設では、災害発生時、屋上等に87人が避難し、地上からの救出部隊が施設に近づけない状態であったが、人命救助を最優先に、ヘリコプターによる空からの効果的な救助も行ったことで、避難者全員を無事救助することができた。

また、県下で初めてDMAT3チーム（県立総合医療センター、山口大学医学部附属病院、徳山中央病院）が現地での医療・救援活動を実施した。

さらに、老人福祉施設の建物の中に上田南川の水が流れ込み、捜索の妨げとなっていたため、県土木技術職員からなる「土石流安全対策チーム」を立ち上げ、建物へ流れ込む流水を切る対策工事を進めた結果、河川の切り替えによる建物への流入が止まり、捜索が大きくはかどった。

表 1-5-1 各機関の活動状況

活動機関	活動内容
陸上自衛隊第17普通科連隊 陸上自衛隊第13飛行隊 航空自衛隊第12飛行教育団 航空自衛隊航空教育隊 陸上自衛隊第13旅団 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害発生現場での救出・捜索活動（防府市、山口市） ・崩壊現場での救出・捜索活動 ・ヘリコプターによる孤立住民の搬送（防府市） ・ヘリコプターによる偵察活動（山口市） ・給水支援活動（山口市） ・入浴支援活動（山口市）
広域消防相互応援による県内消防応援部隊（下関市、周南市、下松市）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害発生現場での救出・捜索活動（防府市）
山口県警察及び広域緊急援助隊（岡山県、広島県、香川県）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害発生現場での救出・捜索活動（防府市） ・ヘリコプターによる情報収集活動（防府市、山口市、岩国市、美祢市）
広域航空消防応援による消防防災ヘリ（福岡市、北九州市、愛媛県、広島市）	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立住民の搬送（防府市、山口市） ・偵察・捜索活動（防府市、山口市） ・孤立地域への物資の搬送（山口市）
DMAT（県立総合医療センター、山口大学医学部附属病院、徳山中央病院）	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の手当（防府市） ・被災者の救護活動（防府市）



写真 1-5-1 老人福祉施設での消防による行方不明者搜索活動



写真 1-5-2 老人福祉施設での自衛隊による行方不明者搜索活動



写真 1-5-3 防府市勝坂での警察による救助活動

5. 2 防府市内における搜索活動

防府市内における7月21日～23日の救出活動の状況は表1-5-2のとおりである。

「特別養護老人ホームライフケア高砂」の土石流被災は、下右田勝坂及び真尾下郷大歳神社周辺で発生した大規模土石流現場に署・団の各隊が出動している最中に覚知しライフケア高砂へ各現場から部隊編成し出動せよとの指令がかかる中、現場に最も近い大歳神社周辺に出動していた消防団が消防機関の活動隊として最初に到着した。

被災時の「特別養護老人ホームライフケア高砂」は、入所者・利用者102人が収容され、職員30人が勤務しており、消防団員現場到着時には、建物1階の大部分が土砂で埋め尽くされて死者及び行方不明者が発生し、多数の入所者が2階又は屋上に避難しており、消防団員は、行方不明者の救助検索活動を開始するとともに、避難している要介護者を背負い搬送、布団担架搬送等で安全な場所への救出及び誘導を行った。

その後、現場に到着した、署隊、県内広域応援消防隊5隊、警察、北九州市消防航空隊、陸上自衛隊（自衛隊ヘリコプターを含む）と協力して救助活動を継続し、入所者等90人を救出した。

(注) ライフケア高砂の被災当日の入所・利用者数は103人であったが、被災前に1人がすでに帰宅していたため、被災時は102人であった。

表1-5-2 防府市内における救出活動の状況（7/21～23）

【7月21日（火）】

活動場所	活動内容	人員(人)					
		防府市		県内応援消防	警察	自衛隊	消防航空隊
		消防本部	消防団				
下右田勝坂	国道262号線沿いで発生した土石流に巻き込まれた通行車両及び消防救助部隊の救助活動 土石流に巻き込まれ、逃げ遅れた付近住民の救助活動及び避難誘導 土石流により行方不明となった住民3人の検索活動	78	180		29	29	13
真尾下郷 (大歳神社周辺)	大歳神社周辺の山裾2箇所が発生した土石流により付近の家屋が倒壊し、行方不明となった住民2人の検索活動 冠水状態となった付近一帯の住民をボートによる救助及び避難誘導	59	36		4		
真尾南郷 (ライフケア高砂)	特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」(入所者・利用者102人、職員30人)における土石流被災者の救出活動、避難誘導及び行方不明者4人の検索活動	76	195	23	58	108	15
市内全域	河川やため池の氾濫警戒調査 河川氾濫や道路冠水による付近住民の避難誘導 河川氾濫による土のう積み等の水防活動 土砂崩れ危険箇所の警戒調査 床上、床下浸水家屋の住民の避難誘導	119	273				6
計		332	684	23	91	137	34

【7月22日(水)】

活動場所	活動内容	人員(人)					
		防府市		県内 応援 消防	警察	自衛 隊	消防 航空 隊
		消防 本部	消防 団				
下右田勝坂	土石流により全壊した家屋周辺に堆積した土砂を重機や手掘り作業での除去による行方不明者3人の人命検索活動 (検索場所) 消 防・・・勝坂バス停北付近 自衛隊・・・第二勝坂橋南及び新幹線高架下付近 警 察・・・旧勝坂商店西側付近から南	40	18	10	76	58	
真尾下郷(大歳神社周辺)	重機を使用して土石流による堆積物の除去及び排水作業を行いながら、行方不明者2人の人命検索活動	15	15		73	90	
真尾南郷(ライフケア高砂)	建物1階部分に堆積した土砂を手掘り作業で除去しながら、入所者の行方不明者4人の人命検索活動 ※2人を発見(1人は救助犬が発見)	19	17	24	121	75	
上右田(小野奥畑の事案)	ヘリポート設営のための支援出動	3					6
高井	水没車両の調査出動	5					
	計	82	50	34	270	223	6

【7月23日(木)】

活動場所	活動内容	人員(人)					
		防府市		県内 応援 消防	警察	自衛 隊	消防 航空 隊
		消防 本部	消防 団				
下右田勝坂	全壊した家屋周辺に堆積した土砂を重機や手掘り作業での除去による行方不明者3人の人命検索活動 ※1人を発見	18	40		82	56	
真尾下郷(大歳神社周辺)	ぬかるみ状態の現場に土のう積みとコンパネ敷きの作業を行い、堆積土砂の除去及び排水作業を行いながら、行方不明者2人の人命検索活動 ※1人を発見(救助犬が発見)	24	34		128	167	
真尾南郷(ライフケア高砂)	小型重機及び手掘り作業により堆積土砂の除去を行いながら、行方不明者2人の人命検索活動 ※1人を発見	34	38		112	59	
上右田田ノ口	河川氾濫の調査出動	5					
古祖原	ヘリポート設営のための支援出動	3					6
	計	84	112		322	282	6

6. 1 防災関係機関の活動状況

山口県内における防災関係機関の活動状況は表 1-6-1 のとおりである。

表 1-6-1 防災関係機関の活動状況

機 関 名		防府市・山口市における主な活動状況		
		活動期間	内 容	延べ人員
消 防	防府市消防本部 山口市消防本部 (県内応援部隊) 下松市消防本部 周南市消防本部 下関市消防本部	7/21	防府市・山口市における救出救助活動等	693 人
	防府市消防団 山口市消防団	7/22～28	防府市における行方不明者捜索活動 山口市における水防・避難誘導活動 等	1,462 人
警 察	【県内警備部隊】 県機動隊 管区機動隊 第二機動隊 等	7/21	防府市・山口市における救出救助活動	413 人
		7/22～28	防府市における行方不明者捜索活動	1,154 人
	【県外部隊】 岡山県広域緊急援助隊 広島県広域緊急援助隊 香川県広域緊急援助隊	7/22～28	防府市における行方不明者捜索活動	349 人
自 衛 隊	【陸上自衛隊】 第 17 普通科連隊 第 13 飛行隊 第 13 旅団	7/21	防府市・山口市における救出救助活動	178 人
		7/22～28	防府市における行方不明者捜索活動	861 人
		7/22～30	山口市における給水支援活動 (11 施設・1,441 t・18,115 人分)	給水車 272 台 人 員 911 人
		7/23～30	山口市における入浴支援活動 (1,129 人利用)	16 セット 156 人
	【航空自衛隊】 第 12 飛行教育団 航空教育隊	7/22～24	防府市における行方不明者捜索活動	206 人
航 空 隊	山口県消防防災航空隊 山口県警察航空隊 広島市消防航空隊 愛媛県消防防災航空隊 福岡市消防航空隊 北九州市消防航空隊	7/21～27	防府市・山口市における救出救助及び情報収集活動	139 人
D M A T	県立総合医療センター 山口大学医学部附属病院 徳山中央病院	7/21	防府市における医療・救護活動	17 人

6. 2 TEC-FORCE の派遣

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）も含め、国土交通省における緊急支援は以下のとおりである。

■ リエゾンの派遣【7月21日～24日】

災害情報の収集並びに災害支援に関する連絡調整を目的として、山口県土木建築部へ職員2人を派遣。

■ 災害緊急調査の実施【7月22日】

被災状況の把握のため、緊急調査を実施（本省河川局防災課2人、中国地方整備局山口河川国道事務所2人）。

■ 緊急技術支援の実施【7月24日～8月7日】

◆山口県及び防府市の要請を受け、災害対策に対する技術支援を目的として、中国地整から40人、他地整からは中部地整から2人、近畿地整から7人、四国地整から6人、九州地整から2人のTEC-FORCE隊員等を派遣。

○河川・道路の被災箇所：107箇所

○土砂災害危険箇所等の緊急点検箇所：105箇所

※TEC-FORCE 隊員等調査分のみ

◆砂防支援班が7月28日に「土砂災害危険箇所等の緊急点検結果」を公表したことに伴い、中部、近畿、四国の派遣隊員等15人は29日、九州の派遣隊員等は8月7日で任務完了。

◆延べ379人の隊員等により支援を実施。

■ 国総研、土研から土砂災害の専門家を派遣【7月22日～23日、24日～31日】

被災状況の調査及び応急復旧のための技術指導、並びに土石流検知センサーの設置等、安全対策のための技術指導を実施（国土技術政策総合研究所3人、土木研究所5人）。

■ 災害復旧調査【8月3日～4日】

早期本復旧に向けた復旧方針等の技術的支援並びに助言を実施（本省河川局防災課4人、中国地整3人）。

■ 復旧技術支援の実施【8月1日～9月1日】

◆山口県及び防府市所管施設の災害復旧事業等の技術支援を目的として、延べ518人の隊員等により支援を実施。

◆防府市へは8月12日、山口県に対しては9月1日に災害査定資料等の成果引渡しを完了。

※ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）について

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を、国として円滑かつ迅速に実施することを目的として、平成20年に創設された組織である。

7. 1 避難指示・勧告の状況と課題（防府市）

避難指示・勧告の発令状況については表 1-7-1、解除状況については表 1-7-2 のとおりである。また、防府市が指摘する避難指示・勧告の課題については、下の枠内のとおりである。

表 1-7-1 避難指示・勧告の発令状況

発令日	世帯数	人数
7月21日	383	895
7月24日	12,275	28,338
7月25日	166	426
7月26日	48	107
合計	12,872	29,766

表 1-7-2 避難指示・勧告の解除状況

解除日	世帯数	人数
7月27日	8,701	19,827
7月30日	1,118	2,616
8月4日	2,703	6,554
8月10日	75	194
9月3日	275	575
合計	12,872	29,766

【避難指示・勧告の課題】

- ◆土砂災害降雨危険度レベル4を確認したのは、7月21日の午後であり、確実な情報や危険区域を把握している最中であったため、土砂災害警戒情報を要援護者施設へ伝達していなかった。
- ◆避難準備情報・避難勧告・避難指示について具体的な判断基準を定めた土砂災害マニュアルがなかった。
- ◆土砂災害は、どこで起きるか判らない、また、土砂災害危険区域が市内587箇所（当時）あり、地域を特定することは困難で、また避難勧告を出すタイミングが難しかった。
- ◆避難勧告区域の出し方について、一部地域という発表があり混乱する地域があった。
- ◆国土交通省河川国道事務所からの佐波川に関する水防警報に対し、水防関係者全員を行方不明者の捜索に当たらせていたため、対応が不十分であった。

7.2 避難所の開設状況（防府市）

防府市における避難所の開設状況は表 1-7-3 のとおりである。

表 1-7-3 避難所等の避難者数及び配置職員数の状況（防府市）

	7/21 (火)	7/22 (水)	7/23 (木)	7/24 (金)	7/25 (土)	7/26 (日)
開設避難所数 Max	10	7	6	34	34	34
登録避難者数 Max	161	158	142	1,481	1,238	767
配置職員数計	58	30	26	113	126	118
内) 日中 (8:15~17:00)	44	24	17	46	76	68
内) 泊り (17:00~8:15)	14	6	9	67	50	50

	7/27 (月)	7/28 (火)	7/29 (水)	7/30 (木)	7/31 (金)	8/1 (土)	8/2 (日)
開設避難所数 Max	34	34	34	34	11	11	11
登録避難者数 Max	498	258	288	262	225	195	189
配置職員数計	76	45	41	36	34	29	29
内) 日中 (8:15~17:00)	55	27	22	22	20	16	16
内) 泊り (17:00~8:15)	21	18	19	14	14	13	13

	8/3 (月)	8/4 (火)	8/5 (水)	8/6 (木)	8/7 (金)	8/8 (土)	8/9 (日)
開設避難所数 Max	11	11	9	5	5	5	5
登録避難者数 Max	174	154	154	140	133	133	133
避難者実数 Max	—	—	—	44	32	26	26
配置職員数計	27	21	17	15	14	14	13
内) 日中 (8:15~17:00)	16	13	12	10	9	9	8
内) 泊り (17:00~8:15)	11	8	5	5	5	5	5

※ 8月6日から、避難者数については実数についても調査することとした。(登録されたままだが、避難所にいない人が多いため)

	8/10 (月)	8/11 (火)	8/12 (水)	8/13 (木)	8/14 (金)	8/15 (土)	8/16 (日)
開設避難所数 Max	5	5	5	5	5	5	5
登録避難者数 Max	133	134	134	133	134	134	132
避難者実数 Max	31	7	9	8	8	10	9
配置職員数計	14	9	9	9	8	8	8
内) 日中 (8:15~17:00)	9	6	6	6	6	6	6
内) 泊り (17:00~8:15)	5	3	3	3	2	2	2

	8/17 (月)	8/18 (火)	8/19 (水)	総計 30日間 (8/19まで)
開設避難所数 Max	5	5	5	最大時 34箇所
登録避難者数 Max	7	7	7	最大時 1,481人 延べ 7,838人
配置職員数計	6	6	4	日最大 126人 延べ 963人
内) 日中 (8:15~17:00)	4	4	4	日最大 76人 延べ 587人
内) 泊り (17:00~8:15)	2	2	0	日最大 67人 延べ 376人

※ 8月17日から、避難者数については実数に変更した(登録されたまま1週間程度以上避難所にいない人[弁当のみの方を含む。]を除き、登録避難者数をリセットした。)

※ 19日現在の避難者は小野小の7人のみ。一時中断中の避難所(右田公民館、右田福祉センター、右田中、小野公民館)には、避難者なし。

※ 19日現在の配置職員は、小野小2人(避難者有り)、小野公民館及び右田公民館各1人(相談・証明及び弁当)。泊りの2人(小野小)は18日まで。

※ 20日現在の配置職員は、小野公民館及び右田公民館各1人(相談・証明及び弁当:19:00まで)、泊りなし。

	8/20 (木)	8/21 (金)	8/22 (土)	8/23 (日)
開設避難所数 Max	5	5	5	5
登録避難者数 Max	0	0	0	0
配置職員数計	2	2	2	2
内) 日中 (8:15~17:00)	2	2	2	2
内) 泊り (17:00~8:15)	0	0	0	0

	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	8/29 (土)	8/30 (日)
開設避難所数 Max	5	5	5	5	5	5	5
登録避難者数 Max	0	0	0	0	0	0	0
配置職員数計	2	2	2	2	2	2	2
内) 日中 (8:15~17:00)	2	2	2	2	2	2	2
内) 泊り (17:00~8:15)	0	0	0	0	0	0	0

	8/31 (月)
開設避難所数 Max	5
登録避難者数 Max	0
配置職員数計	2
内) 日中 (8:15~17:00)	2
内) 泊り (17:00~8:15)	0

7. 3 避難所運営の課題（防府市）

防府市が指摘する避難所運営の課題については、以下のとおりである。

【避難所運営の課題】

- ◆市から避難所に情報が伝わってこないため、市役所は何をしているのかと思った。（市民）
- ◆自宅付近がどのようになっているのか、今後天候がどうなるか心配で、天気予報やニュースが見たかった。（市民）
- ◆24時間体制なので、職員が交代されるのは、やむを得ないが、尋ねたことに回答が無いままになることもしばしばだった。引き継ぎをしっかりとやるか、避難所開設から閉鎖まで責任者を決めるなどの運営をして欲しい。（市民）
- ◆避難者の心理は不安定で、市職員は不安感をいだかせるような発言などは慎んで欲しい。生活の場になっているので、十分に気を配って欲しい。（市民）
- ◆パソコンなどの情報端末が無く、災害対策本部との連絡手段が限られていることもあり、避難者への情報の提供が十分に出来なかった。（市職員）
- ◆施設管理者（学校）から「いつまで避難所として使用するの？」との質問を受けたり、放送設備が使用できないため、避難者へ連絡がうまくできない時期があった。（市職員）

8. 1 災害時要援護者への対応（防府市）

防府市において高齢障害課が災害時要援護者に対して行った対応は表 1-8-1 のとおりである。

表 1-8-1 防府市における災害時要援護者への対応（高齢障害課）

	ライフケア高砂関連	要援護者避難所（ヘスティア華城）関連	一般避難所関連	その他
7/21 (火)	土石流発生 入居者、職員真尾公民館に退避 生存入居者衛生看護学院へ移動 市内各施設分散緊急避難 (振分確認、連絡調整で3人現地)		避難勧告発令（右田、小野） 避難所開設（右田、小野） 避難所関係職員出務 要援護高齢者の避難先調整 (ショート、医療機関等)	介護認定審査会延期
7/22 (水)			避難所保健師派遣 (佐波公民館、小野小、田ノ口会館、奈美公会堂)	市施設の被害状況調査（電話）
7/23 (木)	県、市、高砂の三者で今後の対応協議 (受入可能施設の調査は県が行う。振分は市と高砂)		避難所巡回健康相談 (22日の箇所と右田中)	老人憩の家被害現地調査 民間福祉施設の被害調査（FAX） 介護認定審査会（振替）
7/24 (金)	国から定員外受入承認の連絡あり	18:00 要援護者避難所開設 (当初5人 認知1、精神2) 24時間体制で職員2人配置	市内各所に避難勧告関係の避難所開設 開設避難所の巡回健康相談	土砂災害警戒区域内の要援護者関連施設に避難準備情報提供 勧告地域の要避難支援登録者に連絡（都合9人） 介護認定審査会（振替）
7/25 (土)		ヘスティアのベッド1台と和室利用		身体障害者ショートステイ 入所調整
7/26 (日)		業者の無償貸与によりベッド5台をあらたに受入 3人をあらたに受入	田ノ口、勝坂、松ヶ谷 避難指示	避難指示地域の障害者リスト作成 身体障害者ショートステイ 入所調整
7/27 (月)		24時間体制で職員2人配置	開設避難所の巡回相談 土砂災害警戒警報解除 市内各地の避難勧告解除	ゆうあい、大平園施設にもどる

42 第1章 平成21年7月中国・九州北部豪雨
第8節 災害時要援護者の支援

	ライフケア高砂関連	要援護者避難所（ヘスティア華城）関連	一般避難所関連	その他
7/28 (火)	県から県内受入可能施設リストが送付される 振分作業の基本方針の協議			
7/29 (水)	高砂に受入施設リストの提示 振分手順の確認 (医療機関預かりの入居者から優先的に割り振り)			
7/30 (木)				
7/31 (金)	入所者の今後の受入先調整 (介護給付係、包括、高砂職員)			
8/1 (土)	前日進捗分の整理			
8/2 (日)		24 時間体制で職員 2 人配置	大道、小野の一部避難勧告解除 右田、小野の大半は避難勧告継続 小野、右田地区の相談のあったケースについて家庭訪問	
8/3 (月)	先週に引き続き、振分の調整 (候補施設との連絡調整、看護サマリの FAX 送付、条件の確認)	昼間 1 人、夜間 2 人の体制に変更		
8/4 (火)				災害ボランティアへの参加
8/5 (水)		最後の避難者が同所に短期入所となり避難者ゼロに 避難所閉鎖		災害ボランティアへの参加

8. 2 災害時要援護者施設への緊急入所（防府市）

ライフケア高砂入居者の他施設等への緊急入所の状況は表 1-8-2 のとおりである。

表 1-8-2 ライフケア高砂入居者の一時措置状況

受入先施設名		人数
県立衛生看護学院から移送した者	夢ハウス仁井令	1
	ニチイのやわらぎ防府	1
	賀宝の里 白松苑	3
	老人保健施設 秋穂幸楽苑	3
	阿知須 同仁病院	3
	阿知須 共立病院	3
	阿知須 共立病院 ニューライフ阿知須	1
	特別養護老人ホーム 岸津苑	6
	防府幸楽苑	1
	防府幸楽苑（認知症病棟）	3
	白松苑	4
	老人保健施設 はくあい	8
	老人保健施設 好日苑	2
	村田博愛病院	4
	特別養護老人ホーム まめ舎	15
	小郡第一総合病院	4
	三田尻病院	10
	養護老人ホーム やはず苑	2
救急車で搬送された人（三田尻病院搬送）	2	
帰宅	1	77
ライフケア高砂から直接移送した者	高砂から直に搬送された人（県立総合医療センター）	3
	同（山口大学医学部附属病院）	3
	同（三田尻病院）	4
	帰宅	1
合 計		88

（注）7月21日のライフケア高砂の入居者77名は、山口県が用意した県立衛生看護学校へ一時的に避難し、市と県が協力して関係機関と調整を行い入所していただいた。

9. 1 ボランティアセンターの設置・運営

防府市では、22日午前、防府市社会福祉協議会と地元の防災活動団体の防府／防災ネットワーク推進会議が災害ボランティアセンター立ち上げに向けて協議を開始し、山口県社会福祉協議会と協議の結果、同日午後には災害ボランティアセンターの活動期間を8月5日までとして立ち上げを決定。23日に「防府市・佐波川流域災害ボランティアセンター」を、防府市文化福祉会館（防府福祉センター）に設置した。

当初は、会館に空きスペースがないなどのため、センター本部とボランティアの受付やマッチング班、医療班、資材班や車両班を、近隣の商店街あき店舗や地元信用金庫の駐車場という別々の場所でスタートせざるを得なかった。

翌24日から県内在住の方を対象にボランティア募集を開始したが、梅雨前線による大雨での二次災害が予想されたため、同日午後、市内の約1万1千世帯が避難勧告地域となった。このため、25日と26日は活動を中止し、本格的な活動の展開は27日からとなった。同日から、被害が生じた地域に近い小野小学校体育館前に小野サテライトを設置。活動資材や水、お茶などを準備して、中継拠点とした。

7月31日に、災害ボランティアセンターを防府市文化福祉会館に集中設営することとし、センター前庭にマーキーテントを張るなどして、ボランティアの受付やマッチング、資材貸し出しから送迎までを同じ場所で行えるように会場を一元化し、8月1日から全体の運営がスムーズにいくようになった。

防府市・佐波川流域災害ボランティアセンターは、8月25日に防府市社協内に「災害復興支援センター」を設置し、地元での助け合い活動を中心に活動を継続することとし、8月24日応急的な活動を終えた。

以下の図は、8月以降のセンター運営のレイアウト図とフローチャート図である。

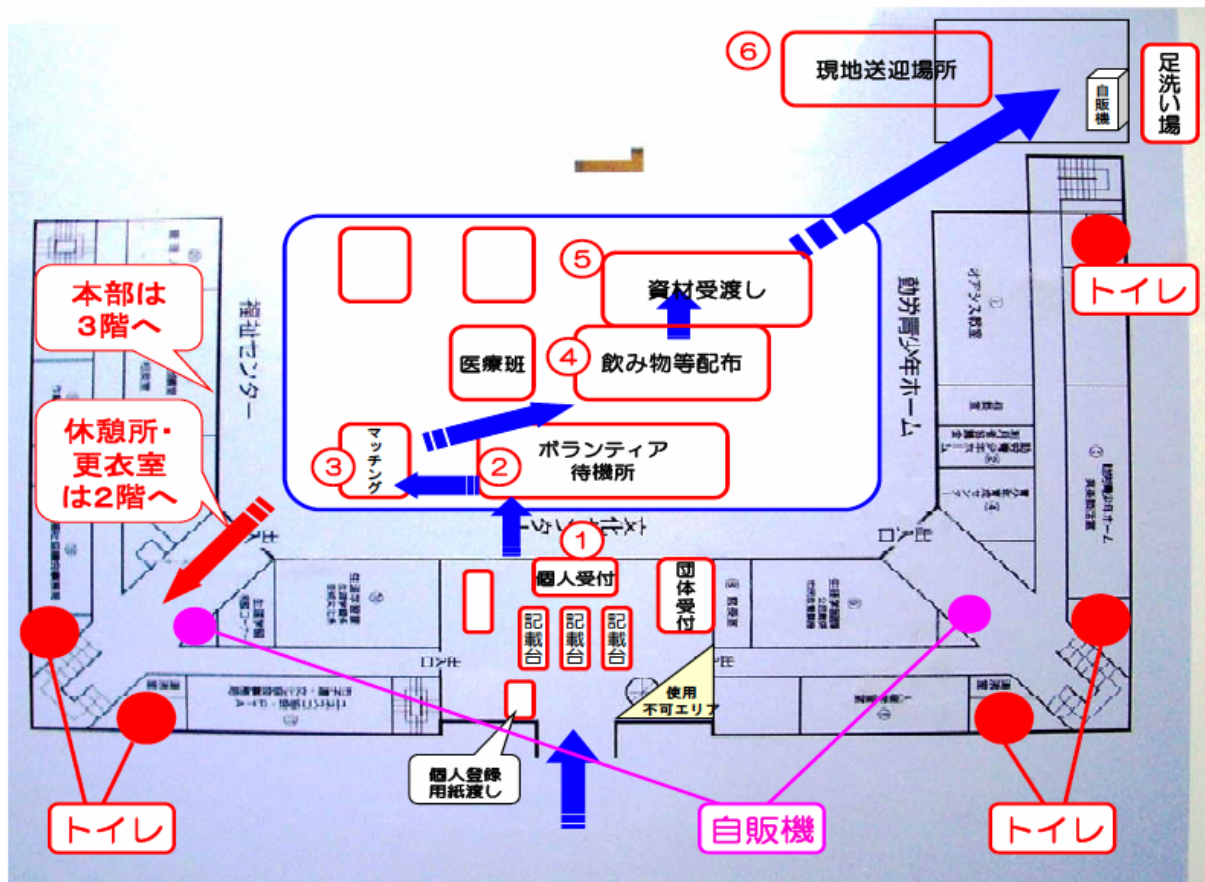


図 1-9-1 防府市・佐波川流域災害ボランティアセンターレイアウト

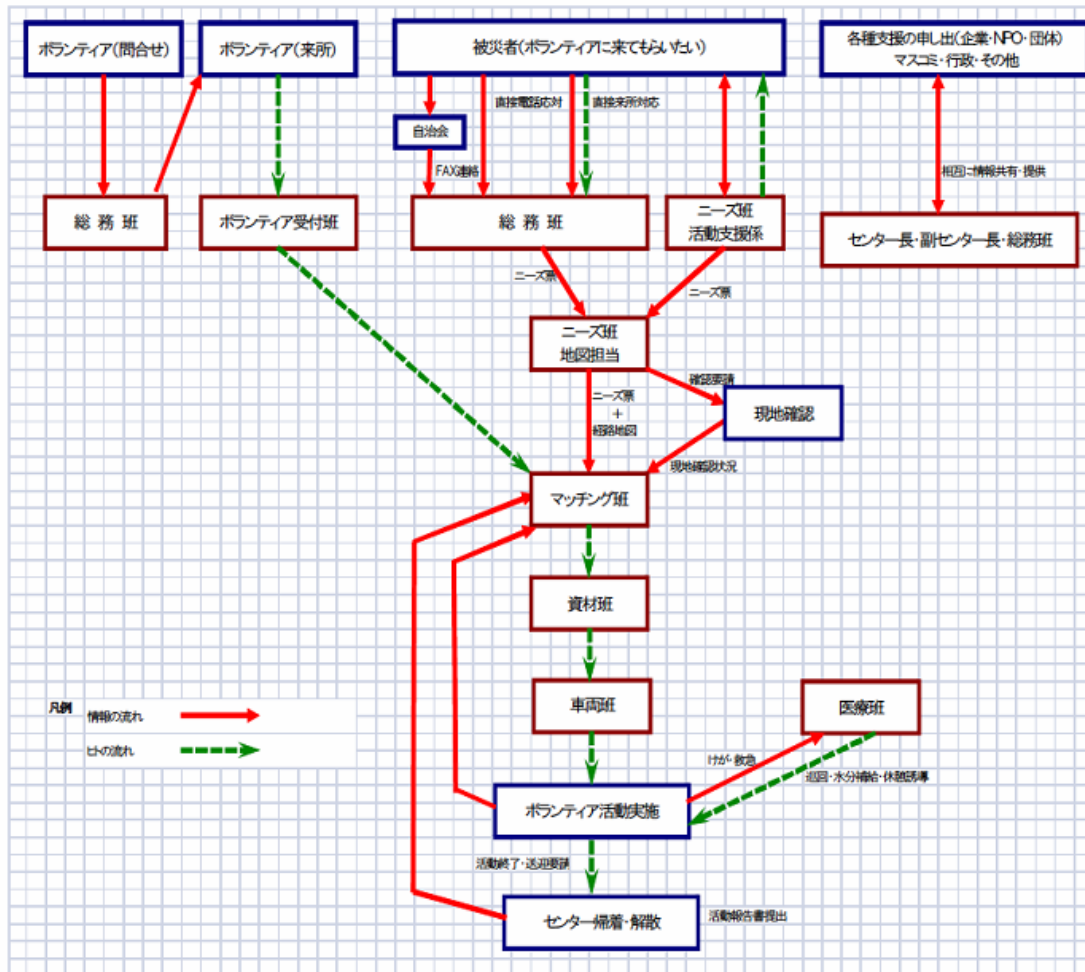


図 1-9-2 防府市・佐波川流域災害ボランティアセンターフローチャート

- 活動期間：7月23日（木）～8月24日（月）
- 主な活動内容：家屋及び周辺の土砂出し、家具の運び出しなど
- ボランティア受付数：7,865人
- ニーズ対応件数：636件
- センター運営スタッフ：（1日平均60人程度）

防府市社協職員、県内市町社協職員、県社協職員、中国ブロック派遣社協職員、防府市市民活動支援センター職員、防府市職員、県職員、防府／防災ネットワーク推進会議、県内災害ボランティアグループ、防府ボランティア連絡会、山口県看護協会、日本精神科看護技術協会山口県支部、山口県立大学、企業等社会貢献ネットワーク加入企業、企業ボランティアモデル事業所、ボランティア

※センター運営支援として、「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」からスタッフ派遣（1日3～4人）



写真 1-9-1 防府市・佐波川流域災害ボランティアセンターの全景（8月10日、撮影：中川和之氏）

9. 2 ボランティア活動の特徴と課題

◆ボランティアの安全を支えた医療班

山口県社会福祉協議会では、平成17年の台風14号による水害時のボランティア活動の経験を活かすために、県の補助を受けて「災害ボランティアセンター強化支援事業」として人材養成と支援体制強化を目的とした「災害ボランティア講座」と「災害ボランティアセンタースタッフ養成研修会」を開催していた。

その中で、災害ボランティアセンターの組織の中に、ボランティアの安全衛生面を主な役割とする「医療班」が明記され、講座や研修会でボランティアセンター立ち上げ訓練をする時にも、センター内に「救護所」を設定していた。

このため、「防府市・佐波川流域災害ボランティアセンター」を開設した防府市社協は、スタッフ体制図に医療班を掲げ、商店街の空き店舗にボランティアの受付やマッチングの場所を開設した段階から医療班を配置。ボランティアへの救急対応や巡回による安全衛生の啓発、健康相談、心の相談を担当した。当初は健康福祉センターの保健師が、熱中症対策を中心に従事し、ボランティア作業によるけがの未然防止に務めた。また、現場近くの小野小学校内に設置したサテライトにも、周辺地区の看護師に応援を依頼して配置したが、連日のローテに看護職の人材確保が困難で、県社協を通じて県に支援を依頼した。

それぞれ独自に被災地支援を検討していた山口県看護協会と日本精神看護技術協会山口支部が、県に支援の意向を伝えていたため、県から両者に対してボランティアセンターの医療班の支援を要請。7月30日からセンター閉鎖の8月24日まで活動を行ったという。

活動内容は、感染症予防対策として手洗い場へのせっけん設置や足洗いの指導、弁当の保管場所や給水場所の指定、簡易トイレの設置指示、作業時の服装指導などを実施した。また、ボランティア活動の現場を一日6、7箇所巡回し、熱中症対策としておしぼり（冷タオル）の提供、飲み物配布、水分・塩分補給、熱中症予防の指導、パンフレット配布、休憩の取り方指導を実施した。また、冷タオルを被災者にも提供し、被災地の住民の健康管理や生活指導を同時に行うこともあった。現場では、「切りのいいところまで続ける」というボランティアが多く、作業を中断させるのが大変だったという。

処置内容をノートに記録し引き継いだ。具体的なけがなどは、手の挟まれや釘刺し、目に異物混入、擦過傷、破損ガラスによる切創、表皮剥離、腰痛、虫刺され（蜂、アブ）、鼻出血、足背部痛、気分不良、脱水、熱中症などで、病院に搬送された者もいた。ボランティアの作業開始時（7時40分）と終了前（17時）にミーティングを実施して引き継ぎを行っていた。

このほか、講座や研修会を通じて、県内のボランティア関係者が顔の見える関係ができており、基本的な服装や装備なども心得ている人が多く、平時からの取り組みが奏功したという。

◆拠点施設の確保に問題

防府市・佐波川流域災害ボランティアセンターの開設にあたっては、事前のマニュアルでは市社協の事務所がある防府市文化福祉会館を活用することとされていた。しかし、直後は会館の利用予約をキャンセルできなかったため、センターの設置場所が確保できず、苦肉の策として商店街の空き店舗を活用した分散型のセンターでスタートした。

しかし、県社協や県内市町社協職員、防府市職員、ボランティア団体メンバーなど出身母体が異なるスタッフ間の連絡調整が困難で、分散された拠点を移動するため、ボランティアが現地に入るまでの時間がかかった。資機材置き場やボランティアの休憩拠点など現場近くの中継基地として想定した小野サテライト（写真）を直接訪れるボランティアも出てきてしまった。このため、会館の長期使用可能となった段階で、センターを移設することになった。ボランティアの受付から送り出しまでがスムーズに行くようになっただけでなく、当初はぎすぎすした雰囲気もあったセンター運営も落ち着いてきたという。

◆避難勧告地域内で住民支援する団体も

7月23日の防府市・佐波川流域災害ボランティアセンターの開設直後、梅雨前線の活動の活発化で7月24日から25日にかけて山口県内で非常に激しい雨が降ることが予想されたため、防府市では被災直後から避難勧告を継続していた383世帯に加え、24日昼前から午後にかけて11,068世帯に避難勧告を発令した。

このため、ボランティアセンターでは24日午後からの作業を中止し、26日まで現場での活動を休止した。24日からの豪雨によって九州北部では災害が発生したが、防府市内は新たな災害が起きるほどでなく、避難勧告地域の住民らの一部も日中は土砂の除去を実施していた。このため、ボランティアセンターを通じないで、自主的に住民作業を支援する団体が活動を展開するという事態が発生。幸い二次災害は発生しなかったが、課題を残した。

一方で、8月13日から15日まで、ボランティアセンターを「お盆休み」とし、電話でのニーズ受付や資機材の貸し出しのみ対応した。このことで、猛暑の中で連日続く作業を被災地の住民側でも一息入れることができ、24日にセンターを閉鎖した後のあり方について、関係者が落ち着いて考える時間を作ることが出来たという。

同年11月の内閣府防災ボランティア検討会で山口県社協の担当者は、土砂出しや家財の運び出し、清掃などの「作業系」の支援だけでなく、被災者に寄り添い被災者の気持ちを安らげる「こころ系」の支援の重要性を指摘。市町の地域防災計画への書き込みや、平時からの関係機関・団体の関係作りや支援体制の整備が必要としている。



写真1-9-2 小野地区サテライト（8月10日、撮影：中川和之氏）

10.1 救援物資の搬送

県内各地で激しい雨に見舞われ、多くの方が避難所に避難した。特に、甚大な被害を受けた防府市では、最大時約1,500人の住民が、避難所での生活を余儀なくされ、山口県災害対策本部は、市の要請を受け、直ちに必要な災害用毛布等を現地に搬送した。

また、多数の事業者の方から、飲料水、食料品、日用品など救援物資の無償提供の申し出があり、山口市・防府市や関係ボランティアセンターと連携しながら、被災地のニーズに応じ、物資を配分した。



写真 1-10-1 山口県並びに日本赤十字社から送られてきた毛布

10.2 給水活動・水道の復旧

大規模な浸水被害が発生した山口市では、最大時で 35,377 戸（市全体の約半分）が断水した。

7月21日、市からの要請により自衛隊へ災害派遣要請を行い、陸上自衛隊第13旅団などにより、29日までの8日間で、市内11箇所において1,441tの給水支援が行われ、さらに、23日から30日までの8日間、市内2箇所で入浴支援も行われた。

また、日本水道協会山口県支部及び日本水道協会中国四国地方支部の協力も得て、給水活動が行われた。

なお、山口市の水道施設は、29日に復旧を完了した。



写真 1-10-2 自衛隊による給水支援活動



写真 1-10-3 自衛隊による入浴支援活動

10.3 災害ごみの処理

今回の豪雨による災害廃棄物は県内で約1万tに達し、とりわけ、防府市で約7千t、山口市で約2千tを超える大量の被災廃棄物が発生した。

この被災廃棄物は各処分場に仮置きし、順次、撤去等の処理が進められた。



写真 1-10-4 山口市で集積された災害廃棄物の山



写真 1-10-5 防府市で災害により発生したゴミ

11.1 義援金の受入・配分

(1) 山口県

被害を受けた被災者への支援のため、日本赤十字社山口県支部、山口県共同募金会、NHK山口放送局、NHK厚生文化事業団及び山口県が主催し、7月27日から義援金を受け入れた。義援金は市町を通じ、被害状況に応じて被災された方々に配分された。

① 義援金の受入状況

受入状況は表1-11-1のとおりである。

表1-11-1 義援金の受入状況

受入機関	金額（円）
日本赤十字社山口県支部	112,670,910
山口県共同募金会	53,469,713
NHK山口放送局	2,268,307
合 計	168,408,930

② 義援金の配分

集まった義援金については、「山口県7.21大雨災害義援金」配分委員会（日本赤十字社山口県支部、山口県共同募金会、山口県社会福祉協議会、NHK山口放送局及び山口県で構成）において、被害の状況を踏まえ、次のとおり義援金を配分することを決定した。

なお、支給方法については、各市町において配分方法を決定し、被災者に対して支給した。

表1-11-2 市町への配分額

市町名	配分額 （円）	被害（人、世帯）				
		死 亡	重 傷	全 壊	半 壊	床上浸水
防 府 市	105,351,000	14	8	32	149	120
山 口 市	44,070,000		2	2	9	496
宇 部 市	4,940,000				4	44
周 南 市	3,782,000			1	2	29
山陽小野田市	3,319,000					43
岩 国 市	1,544,000	1				10
萩 市	1,235,000					16
下 関 市	1,080,000	1				4
長 門 市	926,000					12
美 祢 市	926,000	1				2
下 松 市	695,000				1	4
柳 井 市	309,000					4
田布施町	231,000					3
合 計	168,408,000	17	10	35	165	787

(2) 防府市

防府市における義援金の受入・配分は以下のとおりである。なお、(1)の防府市の配分額は平成21年10月時点であるが、以下にある山口県からの受入額は確定額のため、金額が異なる。

① 義援金の受入総額 231,533,797円 (利息2,995円を含む)

表1-11-3 義援金の受入額

名 称	金 額
防府市「平成21年7月21日の豪雨に係る義援金」	116,954,308円
「山口県7.21大雨災害義援金」配分金	114,579,489円
計	231,533,797円

② 義援金の配分基準等

表1-11-4 義援金の配分基準等

被災区分		配分指数	配分単価	件数
人的被害	死亡	100	1,860,400円	19人
	重傷(入院)	50	930,200円	7人
	重傷(通院)	20	372,000円	2人
住居被害	全壊	100	1,860,400円	29件
	大規模半壊	70	1,302,200円	16件
	半壊	50	930,200円	44件
	半壊(ライフケア高砂)	20	372,000円	77件
	一部損壊・床上浸水	10	186,000円	115件
	床下土砂流入	5	93,000円	213件

区 分	配分先	配分金額	備 考
その他	防府市社会福祉協議会	2,372,197円	防災関連経費に 用途を特定した 上で配分
	右田地域自治会連合会	500,000円	
	小野地域自治会連合会	500,000円	

11.2 被災者への生活再建支援（山口県）

(1) 被災者生活再建支援法の適用

住家被害が甚大であった防府市、山口市に被災者生活再建支援法を適用（7月21日から適用）したが、支援法の適用が受けられない市町においても住宅被害が多数発生したため、国制度と同等の県制度による支援を行うことで、被災者の生活基盤の安定化を図った。

(2) 被災者救援対策の実施

被災者の生活再建等に向けて、7月28日、災害対策本部に部局横断的な組織として、被災者救援対策部を設置し、被災者の生活再建及び被災事業者の復興を支援した。

具体的には、県民相談室に被災者総合相談窓口を設置し、生活一般から農林水産、中小企業からの様々な相談の総合的な受付を行うほか、個別の相談窓口においても被災者に対する県税等の減免措置、各種の貸付制度及び県営住宅等への臨時的入居等の情報提供を行った。

さらに、被災者に対して、災害見舞金や支援金の支給に加え、災害援護資金、生活福祉資金等の貸付を行うとともに、被災された中小企業者に対しては、県中小企業制度融資（経営安定資金）による支援を行った。また、被災された農林・水産業関係者に対する経営再建のための運転資金融資も行った。

表 1-11-5 被災者に対する生活相談（山口県）

相談内容	所管課	累計（件）	摘要
総合的な相談	広報広聴課 （県民相談室）	141	生活環境等
税の軽減措置	税務課	305	
生活福祉資金の貸付	厚政課	121	
母子寡婦福祉資金の貸付	こども未来課	2	
勤労者向け生活資金貸付	労働政策課	1	
勤労等に係る労働相談	労働政策課	32	事業者分
日本政策金融公庫災害貸付	生活衛生課	2	生活衛生関係事業者
県営住宅の提供	住宅課	25	住宅課受付分
災害復興住宅融資制度	住宅課	28	〃

（注）件数については、平成21年10月23日現在

(3) 災害見舞金の活用による民有地の復旧支援

各自治体や企業・団体等の災害見舞金を有効に活用して、土石流の被害を受けた民有地において、所有者やボランティアでは除去できない大変危険な3地区（防府市真尾2地区、山口市小鯖地区）に関しては、このまま放置されることによって、周辺民家や県道・河川等への巨石等の流入などにより、二次災害も生じかねないと判断し、緊急・例外の措置として、「被災民有地復旧支援事業」を実施した。

(4) 山口県で実施した支援一覧

被災者に対して、以下の支援制度に関する窓口業務を行った(平成21年7月30日現在)。

表 1-11-6 支援制度一覧(山口県)

【災害に関連した支援金・貸付制度等】

ア. 被災された方へ

○見舞金の支給

制度・資金名	内容	問い合わせ先
災害弔慰金	災害により亡くなられた方のご遺族に対して弔慰金が支給されます。	県厚政課
災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた方に対して見舞金が支給されます。	県厚政課
山口県災害見舞金	災害により住宅が全壊又は半壊した世帯に対して見舞金を支給します。 災害により亡くなられた方のご遺族に対して見舞金を支給します。 災害により負傷(重傷)された方に対して見舞金を支給します。	県厚政課

○生活資金や住宅の応急処理に係る貸付

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
災害援護資金	災害等により ・療養1ヶ月以上の負傷を受けた世帯主 ・1/3以上の家財の損害又は住居の半壊 以上の被害を被った世帯主	世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 家財の1/3以上の損害 150万円 住居の半壊 170万円 住居の全壊 250万円 住居の全体が滅失 350万円	県厚政課
生活福祉資金	災害により被害を受けた ・低所得世帯 ・高齢者世帯 ・障害者世帯	①災害援護資金 150万円 ②福祉資金(住宅) 250万円 ①と②の両方を併用する場合は、350万円が限度	県厚政課
母子・寡婦福祉資金	災害等により被害を受けた ・母子家庭の母 ・寡婦	住宅資金(特別) 200万円	県子ども未来課 各県健康福祉センター
県・市町中小企業勤労者小口資金	中小企業の同一事業所に1年以上勤務している勤労者で、災害により被害を受けた方	災害資金 100万円	県労働政策課
県・市町離職者緊急対策資金	離職時の事業所に1年以上勤続し、離職を余儀なくされ、離職後1年以内の者で、災害により被害を受けた方	災害資金 100万円	県労働政策課

○住宅が全壊等の被害を受けられた方に対する支援金の給付

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
被災者生活再建支援金	災害により、その居住する住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯(対象災害の条件有り)	住宅の被害程度に応じて最高100万円、さらに住宅の再建方法に応じて最高200万円を支給	県厚政課

○住宅の建替えや修繕資金の融資

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
住宅金融支援機構 災害復興住宅融資	建築・購入 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明書」を交付された方	融資限度額 建築・新築購入資金 木造 1,400万円 準耐火・耐火 1,460万円 (特例加算) 450万円 (土地取得) 970万円 (整地)※建築のみ 380万円	県住宅課 各土木建築事務所
		中古購入資金 木造 950万円 準耐火・耐火 1,160万円 " (劣化基準等適合) 1,460万円 (特例加算) 450万円 (土地取得) 970万円	
	補修 住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」を交付された方	補修資金 木造 590万円 準耐火・耐火 640万円 (引方移転・整地) 380万円	

○就学のための資金

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
山口県ひとづくり財団奨学金	災害等を受け、緊急に奨学金の貸与が必要となった方	高等学校、専修学校、短期大学、大学等により異なります。	県教育政策課 ※各学校

※ 県教育政策課(083-933-4510)

○税の軽減

税の種類	内容	問い合わせ先
県税(自動車取得税、個人事業税、)	風水害などの災害にあったときには、申請により、①納税の猶予、②納期限等の延長、③税の減免などの軽減措置を受けられる場合があります。	県税務課 各県税事務所
国税・市町税	風水害などの災害にあったときには、被災状況等に応じて減免などの軽減措置があります。	各税務署 各市町担当課

イ. 事業者の方へ

○中小企業の方へ

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
経営安定資金(県融資制度)	被災した中小企業者等で中小企業信用保険法施行令第1条に掲げる業種に属する事業を営む方	8,000万円	県経営金融課
(株)日本政策金融公庫 国民生活事業(災害復旧貸付)	災害により被害を被った中小企業	3,000万円(別枠)	県経営金融課
(株)日本政策金融公庫 中小企業事業(災害復旧貸付)	災害により被害を被った中小企業	1.5億円(別枠)	県経営金融課
商工組合中央金庫(災害復旧貸付)	災害により被害を被った中小企業	特に定めず(別枠)	県経営金融課

○農林・水産業関係者の方へ

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
(株)日本政策金融公庫資金 農林水産事業			
農業基盤整備資金	土改区、土改区連合(事業主体になる場合に限る)農協、農協連、農業を営む方	災害復旧事業の地元負担額	県農村整備課 ※
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業者の方	農林漁業者の経営再建のための運転資金 一般 300万円 特認 年間経費等の3/12以内	県農業経営課 県森林企画課 県水産振興課
主務大臣指定施設資金(災害復旧)	農林漁業者、農協・森組・森連・水産業協同組合(転貸に限る)	①、②のいずれか低い額 ①融資対象事業費×0.8 ②1施設当たり300万円(特認 600万円)、(得々認800万円)(漁船1,000万円)	県農業経営課 県森林企画課 県水産振興課

※ 県農村整備課(083-933-3405)

○社会福祉・医療・環境衛生関係者の方へ

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
社会福祉安定資金(災害復旧資金)	民間社会福祉事業を営む方	1,000万円	県厚政課
独立行政法人福祉医療機構融資	社会福祉施設等(福祉貸付事業)	施設種別等により設定 ※災害救助法適用地域には特別措置有	県厚政課 県長寿社会課 ※ 県こども未来課 県障害者支援課 ※
	医療機関等(医療貸付事業)	施設種別等により設定 ※災害救助法適用地域には特別措置有	県医務保険課 ※
(株)日本政策金融公庫 国民生活事業(災害復旧貸付)	公庫が災害貸付を実施する旨指定した災害により被害を受けた生活衛生関係営業者(飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理・美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業)	一般設備貸付、又は振興設備貸付による限度額に3,000万円を上乗せした金額の範囲内	県生活衛生課

※ 県長寿社会課(083-933-2793)、県障害者支援課(083-933-2735)、県医務保険課(083-933-2820)

【県営住宅・雇用促進住宅への臨時的入居】

この度の豪雨災害に係る県営住宅の臨時的入居を下記のとおり実施しています。

- (1) 入居対象者 被災家屋に居住が困難と認められる方(り災証明書は不要。土木建築事務所で現地確認を実施します。)
 - (2) 提供戸数 県下 25団地 40戸(防府管内6戸、山口管内10戸、周南管内3戸、宇部管内6戸、下関管内15戸)
 - (3) 入居できる期間 6ヶ月
 - (4) 家賃等 家賃は全額免除。また、連帯保証人・敷金も不要です。
- ・受付窓口 防府市建築課(0835-25-2178)、山口市建築課(083-934-2954)、周南市住宅政策課(0834-22-8334)
宇部市住宅課(0836-34-8426)、下関市建築住宅課 (083-231-4101)
- ・問い合わせ先 県住宅課県営住宅管理班(083-933-3880)(083-933-3870)、山口県住宅供給公社本社(083-934-2004)

この度の豪雨災害に係る雇用促進住宅の臨時的入居を下記のとおり実施しています。

- (1) 入居対象者 防府市・山口市の被災家屋に居住が困難と認められる方
 - (2) 提供住宅 独立行政法人雇用・能力開発機構が所管している県内の雇用促進住宅
 - (3) 入居できる期間 原則として平成22年1月31日まで
 - (4) 家賃等 家賃は全額免除。また、敷金も不要です。
- ・問い合わせ先 独立行政法人 雇用・能力開発機構山口センター(083-922-1948)
財団法人 雇用振興協会 防府集中管理事務所(0835-32-0774)、土日(080-6766-9582)

【被災者等への健康相談支援】

被災者の方々のメンタルヘルスを含む様々な健康相談に応じています。

- ・問い合わせ先 県精神保健福祉センター(0835-27-3480)、各健康福祉センター

11.3 被災者への生活再建支援（防府市）

防府市では、市税の減免等について、以下に基づき9月5日（土）から窓口を開設し対応した。

表 1-11-7 災害減免等制度一覧（防府市）

種別	項目	内 容	担当部課
税金	市・県民税	死亡された方または障害者になられた方 ・死亡された方・・・免除 ※対象となるご遺族へ課税課から連絡いたします ・障害者になられた方・・・9/10の減免 【申請期限】 災害対策本部解散の2ヶ月後 ※課税課へ事前にご連絡ください	課税課 市民税係
		住宅か家財に損害を受けた場合 損害の金額が損害賠償金等での補てん額を除いて、住宅または家財の時価の3/10以上で所得1千万円以下・・・免除～1/8の減免 【申請期限】 災害対策本部解散の2ヶ月後 【必要なもの】 印鑑、調査票 ※来年度の申告で所得控除の軽減措置あり	
固定資産税		著しく価値を減じた固定資産 【申請期限】 災害対策本部解散の2ヶ月後 【必要なもの】 印鑑	課税課 土地係
		【土地】 被害面積が2/10以上	
		【家屋】 2/10以上の価値が減じた場合 【償却資産】 2/10以上の価値が減じた場合	
市税の納税		納税の徴収猶予（災害により納税困難な場合） 【申請期限】 災害対策本部解散の2ヶ月後 ※各市税の減免申請者は提出不要 【必要なもの】 印鑑	収納課 徴収第一係
		国税	納税の徴収猶予 ※確定申告で所得税の軽減措置あり （やむを得ない支出をした金額は領収書必要） 詳しくは防府税務署へ
県税		自動車取得税の減免ほか、県税 ※被災車を被災日から3ヶ月以内に、代替車を取得した場合等	防府県税事務所
		国民健康保険料	被保険者または世帯主が所有する住宅（自己使用に限る）、家財に損害を受け、減免の条件に該当する場合
保険料	介護保険料	申請により、災害を受けた月から1年間に納期の到来する保険料を減免 損失の割合は、固定資産税の減免に係る損失割合を参考に決定 【申請期限】 概ね1年以内 【必要なもの】 印鑑、り災証明、保険金等の支給額の通知書	保険年金課 介護資格係
	後期高齢者医療保険料		保険年金課 後期高齢者医療係
	国民年金保険料	住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畑、家畜、事業用の機械が被害を受け、免除の条件に該当する場合 申請により、平成22年6月までの範囲内で免除が受けられる場合あり 免除の決定は、住所地を所轄する社会保険事務所が審査して決定 【申請期限】 平成22年7月31日 【必要なもの】 り災証明、申立書（本人記載）、保険金等の支給額の通知書	保険年金課 年金係

種別	項目	内 容	担当部課
利用料等	国民健康保険一部負担金	<p>減免の判断や割合は保険料と同様に判定 申請により、災害を受けた月から1年間の内、3ヶ月間分を限度に減免される場合あり 支払が一時的に困難となったときは、申請により3ヶ月分以内を申請月から6ヶ月以内の期間で支払いが猶予される場合あり</p> <p>【申請期限】 概ね1年以内 【必要なもの】 印鑑、り災証明、保険金等の支給額通知書、医療機関及び調剤薬局発行の請求書等受診が確認できる資料</p>	保険年金課 国保医療係
	後期高齢者医療保険一部負担金	<p>被保険者の属する世帯の世帯主が所有している住宅（自己使用のものに限る）、家財に損害を受け、減免の条件に該当する場合及び、世帯主が市県民税を減免されている者、災害により減免される者または市県民税を課税されていない者である場合 申請のあった月の初日以降に受けた入院に要する一部負担金が3ヵ月分を限度に減免される場合あり 損害の割合は、保険料と同様に判定 支払が一時的に困難となったときは、申請により6ヶ月以内の期間で支払いが猶予される場合あり</p> <p>【申請期限】 概ね1年以内 【必要なもの】 印鑑、り災証明、保険金等の支給額通知書、医師の意見書</p>	保険年金課 後期高齢者医療係
	介護サービス料（利用料）	<p>住宅または家財に損害を受け、損害額の割合が要件に該当する場合（減免・・・全額～1/10）</p> <p>【必要なもの】 印鑑、り災証明、介護保険証 【適用期間】 7月から 最長1年間 【申請期限】 平成21年9月30日</p>	高齢障害課 介護給付係
	障害サービス料（利用料）	<p>家屋の全壊・半壊、床上浸水の場合 減免・・・全額</p> <p>【対象者】 「見舞金」の対象世帯の世帯員 【適用期間】 平成21年7月から1年間 【申請期限】 平成21年9月30日 【必要なもの】 水色の受給者証、障害者手帳</p>	高齢障害課 障害者福祉係
	保育料（保育所（園）及び留守家庭児童学級）	<p>家屋の全壊・半壊、床上浸水等の場合</p> <p>【必要なもの】 印鑑、り災証明 【申請期限】 平成22年3月31日</p> <p>※減免について （全 壊） 期間・・・1年間以内、 減免・・・全額～1/4 （半 壊） 期間・・・6ヶ月以内、 減免・・・半額～1/8 （床上浸水） 期間・・・3ヶ月以内、 減免・・・1/4、1/8 ※「見舞金」の条件に付随 ※所得制限あり</p>	子育て支援課 保育係
	水道料金	<p>市の災害見舞金受給世帯に減免 ※被災時にあたる基本料金（2ヶ月分）を減免 ※申請書の提出は不要</p>	水道局 総務課 お客様サービス推進室
	下水道使用料	<p>市の災害見舞金受給世帯に減免 ※被災時にあたる基本料金（2ヶ月分）を減免 ※申請書の提出は不要</p>	下水道管理課 下水道係

種別	項目	内 容	担当部課
その他の事項	り災証明	被災写真と印鑑 ※写真が無い場合・・・証明願の「現認者欄」に、民生委員か自治会長の署名・捺印が必要	社会福祉課 社会係
		り災者証明	印鑑 ※この証明は、家屋に関わるものに限定 ※被害程度については、市の調査による判定により作成された被災者台帳に基づく証明
小・中学生		上記、税金・保険料の①～⑥のいずれかで「減免」を受けた場合 【必要なもの】 印鑑、保護者名義の振込口座通帳 ※認定された場合、申請月から支給対象 ※すでに認定済の場合は不要	学校教育課 学務係
		見舞金	【防府市災害見舞金】・・・申請の必要はありません 全壊・流失世帯：100,000円、半壊世帯：50,000円 床上浸水世帯：30,000円 対象者へ通知：9月上旬に、口座振替依頼書を添えて郵送予定 支給方法：原則として口座振込 支給時期：第1回目を9月下旬頃に予定
		【山口県災害見舞金】・・・県の支援 全壊・流失世帯：100,000円、半壊世帯：100,000円 重傷者（1ヶ月以上治療見込者）：50,000円 ※支給方法や支給時期については県において検討中	社会福祉課 社会係
		【災害弔慰金】・・・国の支援 生計維持者が死亡：500万円 上記以外が死亡：250万円 ※社会福祉課からご連絡致します	社会福祉課 社会係
		【災害障害見舞金】・・・国の支援 生計維持者が重度障害：250万円 上記以外が重度障害：125万円 ※詳細は社会福祉課へお問合せください	社会福祉課 社会係
		支援金	【生活再建支援金】 自然災害により住宅に被害があった場合、その住宅の被害の程度、再建方法に応じて支給 支給額は、住宅の被害の程度に応じて支給される支援金（基礎支援金）と、住宅の再建方法に応じて支給される支援金（加算支援金）の合計額 ○大規模半壊世帯 基礎支援金：37.5万円～50万円、加算支援金：37.5万円～200万円 ○全壊・半壊による解体・敷地被害解体世帯 基礎支援金：75万円～100万円、加算支援金：37.5万円～200万円 【申請期間】 ・基礎支援金・・・災害のあった日から13ヶ月の間 ・加算支援金・・・災害のあった日から37ヶ月の間 【必要なもの】 住民票、り災者証明、預金通帳の写し ※加算支援金は上記に加え契約書の写し ※財団法人道府県会館の制度ですが、防府市を通じての申請が必要

60 第1章 平成21年7月中国・九州北部豪雨
 第11節 被災者の生活再建・復興

種別	項目	内 容	担当部課
その他の事項	民間賃貸住宅への家賃補助	全壊・半壊、一部損壊等に該当する世帯 【補助金の額】 月額4万円（賃借料が4万円未満の場合は、賃借料の額） 【補助期間】 6ヶ月 【必要なもの】 印鑑、り災証明、賃貸借契約書	建築課 住宅係
	住宅の応急修理助成	半壊、大規模半壊、全壊の被害を受けた住宅で応急修理を行うことで生活が可能となる修理 【助成限度額】 52万円 【修理対象箇所】（災害と直接関係あること） ・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開口部 ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線 ・衛生設備 【必要なもの】 印鑑、り災者証明、住民票（世帯全員）	建築課 庶務係

12.1 山口県

平成22年1月に取りまとめた「7月21日豪雨災害を踏まえた今後の防災対策のあり方～土砂災害への対応を中心として～」では、検討結果の総括を以下のとおり整理している。

I 土石流災害や山地災害の発生原因と今後の対策

今回、県央部で、土石流災害やその発生源ともなる山地災害が集中的に発生しており、その被災地の状況を詳細に分析した上で、計画的に治山事業や砂防事業等を進めていく必要がある。

① 計画的な治山・砂防事業の実施等

ア. 山地災害

県内では234箇所で山地災害が発生している。

防府市・山口市では54箇所で大規模な多数の山腹崩壊が発生し、各支流が荒廃して下流域まで土砂が流出している。このうち44箇所において今後の危険性が考えられる。

この44箇所は、主に溪流の中～上流域にあり、砂防事業と連携を図りながら、対策の優先度を整理し、山腹緑化工や治山ダムを設置等を効果的に実施する必要がある。

イ. 土石流災害

県内では200箇所で土石流やがけ崩れ等が発生し、土石流災害は防府市(53溪流)と山口市(13溪流)に集中し、66溪流で発生している。

緊急対応のため、土石流発生溪流及び周辺溪流の計105溪流について、特別点検を実施し、緊急度に応じて判定区分を行った。

この判定区分によりA判定とされた49溪流において、治山事業と調整の上、溪流に残存する不安定土砂等を捕捉する砂防えん堤等を設置する必要がある。

ウ. 発生原因

今回の豪雨は時間雨量・日雨量が観測史上最大で、降り方も6時間集中した連続降雨の最後に激しいピークがあり、過去に例のない特異なものであった。

この豪雨が、風化した花崗岩類が分布した地域を直撃したため、土石流が発生したと推察される。

② 防災の視点からの森林づくり

防災の視点からの森林づくりを進めるため、間伐等森林整備の推進や、森林の現況を把握する森林GIS(地理情報システム)の整備、土砂災害警戒区域等の指定に当たっての上流域の森林の保安林指定の検討、森林所有者の意識啓発、住民自らが森林の整備に参加する仕組みづくり等、県、市町、地域住民の役割に応じた取組により、地域が一体となって進めることが重要である。

II 土砂災害への警戒と早期避難

前述の治山・砂防事業は、被災箇所の不安定土砂等に対する当面对策であり、近年、ゲリラ的な豪雨など、雨の降り方が変わってきており、予防対策を実施することが望まれるが、全ての危険箇所を整備するには、膨大な期間と費用が必要となる。

このため、早期の避難体制の整備やハザードマップの整備等の対策が重要である。

① 土砂災害警戒情報を活用した早期避難

県と気象台が発表する土砂災害警戒情報については、今回の災害でも、発表時刻が実際の土砂災害発生に対して的確であったこと等、信頼性が高いことが確認されており、今後、市町においては、この土砂災害警戒情報を活用し、的確な避難勧告等の発令や住民の早期避難へ、確実につなげていく必要がある。

② ハザードマップの整備促進

土石流災害においては、市町による的確な避難勧告等の発令に加え、住民の迅速な避難行動が特に求められるため、平常時からハザードマップを活用して、住民に危険な区域や避難場所などを周知することが重要である。

土砂災害ハザードマップは、現時点では、一部地域の整備に留まっており、全県で整備を速やかに完了する必要がある。

③ 福祉・医療施設入所(入院)者への土砂災害対策

平成18年に作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドライン」は、在宅の要援護者を対象としたものであり、今回、土石流により、特別養護老人ホームが甚大な被害を受けたことから、同ガイドラインの第7章に「福祉・医療施設入所(入院)者への土砂災害対策」を新たに設け、要援護者支援対策の充実を図る。

ア. 土砂災害の発生を予見した早期避難の実施

事前準備が可能な土砂災害の特徴を踏まえ、市町は、土砂災害警戒区域等にある福祉・医療施設を把握し、施設と災害時の情報の伝達や返信の方法等のルールを定めるなど、防災情報の確実な伝達や避難行動を促す体制を整備するとともに、施設自らも立地条件を十分認識し、正確な情報を収集する必要がある。

イ. 土砂災害から人的被害を防ぐための避難体制の整備

避難に必要な移送車両と介助人員を確保するため、福祉・医療施設は、防災共助マップ(※)等の作成を通じて移送車両を有する近隣施設や地域住民等の防災資源を発掘し、災害時の協力体制を築くとともに、市町は要援護者の体調管理にも配慮ができる福祉・医療施設専用の避難場所の確保と施設と関係者の連携がスムーズに進むよう、調整を行う必要がある。

ウ. 福祉・医療施設における防災マニュアルの作成

施設の立地条件や入所者の特性を踏まえ、施設の実情に応じた適切な土砂災害対策を講じるため、各施設に「防災マニュアル」の作成や見直しを促すこととする。

※ 防災共助マップ

施設周辺で避難の際、協力関係を築くことができるものを記載した地図

III 市町の防災対応力の強化

今回の豪雨災害時に、避難勧告等発令マニュアル等が整備されていない市町があり、また、自主防災組織の育成強化、ハザードマップの整備、市町地域防災計画の修正や防災会議の開催、総合防災訓練の実施、耐震化事業の推進等々、市町において平常時から取り組むべき課題は多い。

特に、今回の災害に係る各検討委員会から示された、土砂災害への警戒と避難についての対策を実施する上でも、市町の防災体制の強化が必要である。

① 防災部局での専任職員の配置等

こうした課題に対応していくには、市町の防災担当部局の組織力の強化が不可欠である。現状では、多くの市町で総務課が防災を担当し、専任職員の配置は一部に限られていることから、専任職員の配置や増員が必要である。

② 消防との人事交流等による対応力の強化

24時間体制の消防本部との連携により、災害時に特に重要となる初動体制の強化が図られ、また、職員の危機管理意識も向上するものと考えられ、具体的には、市町防災担当部局と消防本部との人事交流等を進めることが有効と考えられる。

③ 消防の広域化、無線の共同化、先進救助技術の導入による体制強化

災害時の応援体制を強固なものとするため、消防自体の組織力強化につながる、消防の広域化や消防救急無線の広域化・共同化などの推進について、市町に働きかける必要がある。

また、迅速・効率的な救出救助を行うため、先進的な技術で、近年、取組が広まりつつある都市型救助について、各消防本部等への普及を図る。

12.2 防府市

平成22年8月に取りまとめた「防府市豪雨災害検証報告書」では、防府市職員等から意見や問題点を抽出し、防府市の防災力の向上と市民の安全、安心を守るため、防府市豪雨災害検証委員会に諮り、提言を受け、今後の対応策を以下のとおり整理している。

1-1. 初動体制について（本部設置前の状況）

① 気象情報発表時の人員配置

- ・発災に備え、迅速に情報を収集し、整理をしておくことがその後の早期災害対応には不可欠なため、注意報発表時から防災危機管理課又は総務課の職員1人が加わり、気象情報などの情報収集、整理にあたることとする。
- ・災害の初期段階から情報の収集・分析などを行い、職員の初動体制など迅速な対応に備えることが可能な体制とする。
- ・災害対策本部関連職員の電話番号の一括管理を行うなど、早期の体制構築に対応していく。

② 災害対策本部における施設整備

- ・迅速に本部を開設するために、必要物品を再検討し、開設準備に必要な物品を本部付近の倉庫へ常設し、常設不可能な物品（大型備品、リース物品等）については、本部参集者や各課へ事前割当を行うなどして、早期に本部機能が発揮できる体制とする。
- ・本部開設業務は、既に防災情報の収集業務に就いている防災危機管理課を除いた職員が行う。

③ その他の対応策

- ・円滑な災害対応のために10人の部長級職員を早期に招集し、『警戒体制調整会議』を設置する。災害対策本部の設置や避難準備情報発令等の進言をする体制をとる。

1-2. 初動体制について（本部設置後の状況）

① 現地被災情報の早期確認

- ・被災状況に応じて現地調査班の編成・派遣を行い、効率的な情報収集を行う。
- ・市民情報への対応は重要な業務であり、可能な限り早期に現地被災調査を実施する必要があるが、大量の情報による混乱に対して、住民から寄せられる情報には、人命に係わり直ちに救援を必要とするものから、状況報告として記録するだけでよいものまで様々あり、対応する上で優先性及び重要度も大きく分かれる。このため、あらかじめ情報の分類基準と対応の手順を設定するとともに、それらについて事前に確認し、災害が発生した際には円滑な情報の分類整理を行い、災害の全体像の把握に努める。（災害対策本部統括班の新設）
- ・災害対策本部が設置された場合には、本部から離れている大道、小野、牟礼、富海の各地区に被害調査班としての機能を持たせ、出張所から定期的に現地調査写真を送信するなどして、現地情報の収集を迅速に行っていくことを検討する。
- ・移動系防災行政無線の活用を十分に行う。

② 災害対策本部内の情報共有

- ・災害対策本部を含む市役所内部での情報共有を図るための体制を整備する。
- ・災害対策本部内においては、プロジェクターや大型モニターを使用するなどして、情報の共有を円滑に行う。

③ 関係機関との専用回線の確保

- ・電話回線の輻輳による弊害を避けるため、災害対策本部設置と同時に関係機関に携帯電話番号を通知するなどして専用の回線を確保する。
- ・災害発生のおそれがあると判断した場合には、通信会社に携帯電話の借用を早期依頼する。

④ 報道対応体制の確立

- ・報道機関専用の区域を設けると同時に報道機関向けの広報班を編成し、定期記者会見を行うことで、市民への情報伝達を行い、災害対応業務に支障をきたさないよう対応する。

⑤ その他の対応策

- ・被災情報に地域性が見られる場合や現地での対策の必要性が認められるような場合には、市役所本庁以外の公民館などにおける現地対策本部の設置を検討する。
- ・公民館との情報交換を密に行い、また地域の建設会社や自治会役員との協議を行うことにより、情報収集機能の向上に努める。

2. 避難勧告について

① 防災情報、気象情報の活用

- ・近年の集中豪雨への対処は、現地情報の確認にこだわると手遅れの状況を生み出すことになる、このため災害対策本部では外部情報系の施設整備を行い、早い段階から気象情報・警報情報や地域の状況を入手して、避難情報発令の判断材料とする。
- ・情報の入手は避難情報発令に欠かすことが出来ないため、災害対策本部に防災情報を獲得するために情報収集・整理班及び分析を行う統括班を設置する。

② 避難情報の発令基準の明確化

- ・適切な避難情報発令のため避難勧告判断マニュアルの見直しを行った。
- ・また、住民へのハザードマップの配布、市広報への防災記事掲載などにより災害の危険箇所、災害の前兆現象、避難箇所などの情報について周知し、減災への啓発を行う。
- ・災害対策本部員においても防災研修に積極的に参加し、図上訓練等を実施するなどして、地元からの通報や前兆現象で災害をイメージし、早期に避難情報発令区域を決定出来るよう訓練を行なう。

③ 要援護者に対する避難情報の伝達

- ・災害対策本部と関係課との情報共有を行い、所管課から要援護者施設への情報伝達方法の見直しを行い、気象警報や近隣地域の災害発生状況の情報等を早い段階から継続的に住民へ伝達する仕組みをつくる。(市民への情報伝達手段の再構築を行う。)
- ・土砂災害警戒区域内にある要援護者施設への早期の情報伝達を行う。

④ 避難情報発令区域の明確化

- ・災害対策本部での発令区域の決定が早期に出来るよう、防府市において現在稼働中の「電子地図閲覧システム」の積極的な活用をおこなう。
- ・位置図、世帯数など避難情報発令に要する情報を災害対策本部に常備し、発令区域の確定を容易にする。
- ・ハザードマップの利用方法や、防災情報についての説明など、避難情報に関する説明会を積極的に行っていく。

⑤ その他の対応策

- ・避難情報発令は災害対策本部における最重要決定事項となるため、不測の事態に備え常に本部機能を維持する。
- ・職員の防災力向上のための訓練を実施する。

3-1. 情報の収集について

① 本庁における防災機器の整備

- ・災害対策本部において、取得すべき防災情報に対応可能な施設整備を行う。テレビの設置やプロジェクター設置、インカム・電子地図・防災専用外部情報系の導入など、計画的な施設整備を行う。
- ・災害対策本部に移動系の防災行政無線の基地局を設置する。

② 職員に対する防災教育の見直し

- ・災害情報の多くがインターネットを介した伝達となり、重要な情報を見落としがちな作業環境となっている。このため施設整備と対応可能な職員の養成を計画的に行い、災害対策本部に情報収集・整理の専従班を設置し、情報収集・伝達機能を向上する。
- ・同時多発の大災害への対応力をアップするためには、防災訓練や防災教育の実施により普段から職員の防災力を高める。
- ・多くの防災情報を整理し、重要事項を決定出来る防災技術の向上を目指す。

③ 防災対応体制の改編

- ・災害対策本部と消防、警察、国、県などの関係機関との連携を再度見直し、情報連携を再確認する。
- ・遠隔地には、災害対策本部設置と同時に出張所などに現地被害情報班の設置を検討する。

④ その他の対応策

- ・市内各地域の建設会社等から情報提供を受けることが出来るような災害協定の研究を行う。
- ・関係機関とのホットラインについては、災害対策本部設置の通知と同時に専用の携帯電話を指定して、番号を周知するものとする。
- ・防災関係課以外の課においても『山口県土木防災情報システム』、『国土交通省川の防災情報』『気象情報』について、適切な防災情報の入手を行う。

3-2. 情報の伝達について

① 情報収集・整理担当の配置

- ・災害対策本部の体制について、『情報の流れ』を重視した見直しを行い、適切な情報伝達に努める。

② 市民へ情報伝達手段の整備

- ・市民に対する防災情報伝達を確実にを行うために伝達手段を整備し、市民の情報収集の選択肢を広げる。
(通常のテレビやラジオ放送による緊急気象情報、同報系防災行政無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ、防府市メールサービス、広報車等)
- ・同報系防災行政無線については、再調査の上、屋外拡声子局の増設やスピーカー型の変更ににより伝達能力を向上させる。また、窓を閉め切った家屋の中や大雨時には、伝達能力が著しく低くなるため、コミュニティFM放送やケーブルテレビ網を利用した『緊急告知防災ラジオ』を採用して、情報伝達手段の多様化を図り、広報機能の改善を行う。
- ・防府市メールサービスの登録者を増やすための活動を行う。
- ・平常時から防災情報の伝達手段についての周知を行い、自らの安全を確保するために早期の防災情報の収集や自主避難の重要性についての啓発を行う。
- ・広報車による広報マニュアルを作成し、確実な情報伝達を行う。
- ・携帯電話が使用できないような災害に対応するため「防府市アマチュア無線ボランティア」による協力体制の整備を行う。

4. 避難・避難所運営について

① 避難所統括担当の配置

- ・これまでは避難所開設、食料調達等の運営を各担当班で業務分担していたが、避難所との対応窓口を一本化して、避難所すべての情報を統括し、一貫した対応が出来るよう避難所統括担当を配置する。『避難所統括マニュアル』の作成。
- ・避難所統括担当が連絡便の巡回、物資要求への対応、避難所への情報伝達、避難者の心理的ケアのための保健師の派遣などを集中して管理する。

② 避難所施設の整備

- ・避難所に、パソコンなどを設置(メールやインターネット接続)し、市民への円滑な情報提供を行う。
- ・避難所に指定された施設のバリアフリー化や身障者用トイレの整備など順次実施する。

③ その他の対応策

- ・地域事情に詳しい職員を避難所に配置する。
- ・避難所となっている学校の管理者に対し、避難支援などについての啓発を行う。
- ・従来、自主避難の場合は、場所の提供のみ対応していたが、非常食などの提供を行う。
- ・迅速で効率的な避難のため、地域の避難所計画の検証を行う。
(危険箇所、避難経路、立地条件、配置計画、要援護者の利用、財政計画等)

5. ボランティアセンターの運営について

① ボランティアセンターの位置付けの明確化

- ・防府市と防府市社会福祉協議会及びボランティアセンターとの位置付けを明確にし、ボランティアセンターの設置・運営体制に係る資金や人材支援について防府市地域防災計画に明記する。

② 災害ボランティア支援体制の整備

- ・住民に対して、災害ボランティア活動に関する知識の啓発や活動支援技能の向上を図るとともに、各種の研修、訓練等を実施又は支援を行う。
 - (1) 災害ボランティア経験者や専門家を講師に招き、研修会を実施する。
 - (2) 総合防災訓練を実施する際にボランティアセンター設置を組み込んだ訓練を実施する。
 - (3) 災害ボランティアコーディネーターの養成支援を行う。

6. 広報について

① 災害時の広報計画の策定

- ・災害時の広報について、報道に対応した具体的な内容をマニュアル化する。
- ・災害対策本部は、報道機関への発表が行えるように常に情報を収集し、とりまとめる。情報整理班が一貫して報道資料を作成する。
- ・インターネットによる情報配信を積極的に行う。

② 広報担当班の育成

- ・報道機関への対応は、正確な情報を提供出来る責任者が行う体制とする。
- ・災害対策本部の訓練において、模擬記者会見など報道機関への対応訓練を実施する。

③ その他の対応策

- ・コミュニティFM放送局【FMわっしょい】への情報伝達を十分に行い、市民への情報発信を積極的に行う。

7. その他

① 地域防災力の強化

- ・地域防災力の基盤となる自主防災組織の育成と支援を行う。
 - (1) 自主防災組織の必要性についての啓発活動を行う。
 - (2) 各地域における自主防災組織の組織率を上げる。
 - (3) リーダー研修会を計画的に行うなどの支援事業を実施する。
 - (4) 住民を含めた避難訓練を計画的に実施する。
 - (5) 住民の自助、共助による迅速で効率的な避難を促進する。

② その他の対応策

- ・被災地の治安維持について、関係機関や地域の協力を得て、十分に配慮する。

コラム1 防府市消防職員の活動より（平成21年7月中国・九州北部豪雨）

「Promise」

防府市消防本部 消防副士長 宮本 裕香

「先輩、必ず生きて帰りましょうね！」「ああ、必ず・・・」
雨に打たれながら、現場の屋根の上で交わした先輩との約束。
もう生きて戻れない・・・死を予感した瞬間、こう言わずには いられなかった。

平成21年7月21日 その日は、一本の招集連絡から始まった。
本部に到着し出動に備えていると、指令が鳴った。
「本署 救助指令。車が土砂に埋まり、負傷者あり。」
私は、救急隊として出動した。
現場は、いつも通る走りやすい道。しかし、その日は違っていた。
流れ来る濁流と石に妨げられ、前へ進めない。
やむを得ず、現場よりかなり手前に車両3台を止め、13人それぞれ徒歩で現場へ向かった。

そして、それは起こった。
坂の上から、巨大な岩と鉄砲水が信号よりも高いうねり、ダンプカーをも巻き込みながら、真っ黒な壁のように迫ってきた。
間一髪で高台に逃げることができたが、逃げ遅れた仲間や市民は目の前を流され、消防車も原型を無くしていた。

その時 無事を確認できたのは、一緒に逃げた先輩ただ一人。
そこに助けを求める人がいたので、先輩と救助に取りかかった。
とその時、今度は私たちがいる山の上が崩れた。

もうだめだ・・・。

私はその後、災害の度重なる恐怖により、大きなものを背負うことになった。
PTSDである。
水の流れる音に恐怖を覚え、小石が転がるたびに全身がこわばる。
それでも、震える手をスコップで押さえ、こらえきれない涙は汗でごまかし、逃げ出したい気持ちと戦いながら、現場へ戻って活動を続けていた。

被災した隊員のメンタルヘルスケアが行われたのは、発災から10日以上たった、行方不明者の救出活動終了後だった。

ではなぜ、こんなにも対応が遅れたのか。

私が思うに、かつてない大災害に組織は翻弄され、被災した隊員のPTSDを把握できなかった。

なぜなら、心の傷は外から見るができないからだ。

そして、PTSDであることを自らが隠そうとしてしまったのだ。

上司から声を掛けられても「大丈夫です」と答えてしまった。その時なぜか、そう言わなければならないような気がしたのだ。消防士としての使命感や、まさか自分が・・・という思いからかもしれない。

そんな状況の中、私がこうして元気に消防士を続けていられるのは、同じ体験をした仲間がそばにいてくれたからだ。

今にも折れてしまいそうな心の私を支えてくれたのは、カウンセラーをも超え、気持ちを共感し合える「仲間たち」以外の何ものでもない。

心の闇に埋まってしまいそうな小さなことまで一緒に語り合うことで、ゆっくりと解き放された。

そうなれた今だからこそ、声にしなければならないことがある。

想像もできない現場に出動する私たちは、まず目の前の現実と向き合わなければならない。

そして次に、自分自身と向き合うこと。心を鏡に映して見る事はできないが、心の声に耳をかたむけ、その声を言葉にするのだ。

そうすれば、閉ざされそうになる心の扉が開き、要救助者や仲間、そして自分をも救うことができる。

今わたしがここにいられるのは、あの約束を果たせたから。

あの現場から、

そして、自分自身の閉ざされた心から生きて帰れたから・・・。

あなたも約束してください。必ず生きて帰ると。

コラム2 防府市消防団長の活動より（平成21年7月中国・九州北部豪雨）

「命をかけての救助活動！（過去にない経験）」

防府市消防団 団長 原田幸男

防府市は、山口県のほぼ中央に位置し、三方を山々に囲まれ、南は瀬戸内海に面した地形で、市内の中央をほぼ南北に一級河川の佐波川が流れる、県内最大の平野を有する都市です。

平成21年7月21日、この日は前々日からの梅雨前線の活発な活動に伴う豪雨が降り続く中、早朝から、さらに追い討ちをかけるように非常に激しい雨が降り続いていました。

市に災害対策本部が設置され、消防団長である私は消防本部に設けられていた警防本部に詰めていましたが、集中豪雨による災害が市内各所で頻発し、消防本部も消防団もその対応に追われていた最中の11時50分頃、それは起こりました。

防府市から山口市へ続く国道262号線の市境となる佐波山トンネル南の下右田勝坂で、大規模な土石流が発生し、走行中の車両が押し流されたり、埋没しているという119番通報が入り、署の消防車2台と救急車1台が現場に向かいました。

現場に到着し、救助活動を開始しようとした直前、突然、第二波の土石流が発生し、その場にいた消防職員13人と出動車両がこの土石流にのみ込まれ、行方不明との通報が入りました。

この通報を受け、署と同時に消防団の出動命令も下されたため、私は副団長らと共に現場に向かいました。

現場に到着してみると、私が消防団員として活動してきた41年間でも経験したことのない大規模な災害現場でした。国道262号線上が約1kmにわたって、周囲の山から崩れ出た岩や流木、土砂等で埋まり、泥水が膝上ぐらいの高さで勢いよく流れ、国道より低い周辺の場所は大量の土砂が流れ込み、濁流となっていました。

行方不明の職員については、負傷者はいるものの、全員が難を逃れ避難していることが確認されました。

そして、市内各所で災害活動中の分団を除いた分団員の集結が完了したため、現場指揮本部において現場の被害状況の説明や今後の活動方針が示され、いつ第三波の土石流が発生するかわからない状況であることから、二次災害防止を念頭に高齢者等自力避難の難しい住民の救助を最優先に行うことになりました。

そのため、集まった各分団員に対して、活動を開始するにあたり、指揮者1人を含めた10人ずつのグループをつくり、第三波の土石流に備えて各指揮者による現場監視のほか、土石流が発生した場合の避難場所の確認と即座に退避命令を出すことを指示し、まず、副団長とともに現場の詳細状況の確認を開始することとしました。

現場に入ると、住宅地や道路、川の境等が全くわからないような状況でした。救助活動を開始してまもなく、流木の下敷きになった女性1人を発見しましたが、すでに亡くなられていま

した。

そこで、『危険な状況ではあるが、道路が冠水して濁流の中を避難できない住民をいち早く救助するのが我々消防団の仕事だ。』と決意を新たにし、現場指揮本部に戻り、待機中の団員に、日没までには1人でも多くの住民を安全な場所に避難させるよう命じ、活動を開始させました。

しばらく救助活動を行っていると、「真尾の特別養護老人ホーム ライフケア高砂に土石流が直撃し、入所者7人が死亡、4人が行方不明。」との情報が入ってきました。

そのため、勝坂現場に数十人の団員を残し、急きょ真尾の現場へ出動することになりました。

現場に着くと、信じられない情景が目前にありました。ライフケア高砂の裏山400mほどの高さの谷部から土石流が発生し、傾斜地にある筒形の2階建て建物のコンクリート外壁の開口部が壊れて、1階部分の高い所では2.5mから3mもの土砂が流入、堆積しており、直撃を受けた部屋は天井部分まで土砂で埋まっており、人の入る隙間もない状況でした。

関係者に状況を聞いたところ、1階食堂で昼食を開始した直後に土石流が直撃し、屋内に流入してきたとのことで、逃げ惑う入所者を職員が懸命に救い出したが、数人の方が土砂にのみ込まれ、行方不明になったとのことでした。

食堂や狭い部屋に流れ込んできた膨大な量の土砂を、いつ発生するかわからない第二波の土石流を警戒しながら、消防署、警察、自衛隊、消防団等、多くの関係者が交代でスコップを手に土砂を除去していくという困難極まる救助活動となりました。

結果、最後の行方不明者も発見できましたが、大規模災害後の長期にわたる救助活動においては効率的な人員の投入をすることが重要であると、再認識をさせられる経験をした現場でした。

さらに、これらの災害の最中、この現場の500m南側の山沿いにあたる場所でも、土石流により、家屋が埋没する事案が発生していました。

この現場では、この年の3月をもって、分団長で地元分団を退団された方が、現場にいた分団員とふたりで被災家屋から2人の方を救助されました。ここでも、第二波の土石流の発生を懸念しながらの活動となったようで、最初に、首までつかる泥沼のような土砂の中を付近住民から提供された戸板等を敷いて、現場までの道筋をつけ、屋根にいた男性を救助しました。その後、家屋内に残された女性を救助するため、屋根瓦をのけ、天井板をはぎ取ったところで、室内に首まで土砂に埋まった女性を発見し、無事に救助することができたということでした。

今回の豪雨災害は、市内各所で、想像を絶する甚大な災害がほぼ同時刻に連続的に発生し、さらに二次災害の危険性が潜在する中での活動となりました。また、その後の関係者による救助・検索活動も3箇所の災害現場に分かれ、連日ほぼ1週間も続くこととなりました。

これまで、大規模な山林火災や台風災害等を経験してきた私の長い消防団員としての活動の中においても、過去例のない数多くの経験と教訓を残した災害でした。

第2章 平成21年熱帯低気圧・台風第9号 による大雨

第2章 平成21年熱帯低気圧・台風第9号による大雨

平成21年8月8日9時に日本の南海上で発生した熱帯低気圧は北西に進み、8月9日15時に同海域で台風第9号となった。台風第9号は北に進み、10日に四国、紀伊半島の南海上を通り、11日には東海地方、関東の南海上を通過して、日本の東海上へ進んだ。その後、13日9時に日本の東海上で熱帯低気圧に変わり、14日21時に温帯低気圧となった。

熱帯低気圧及びそれから変わった台風第9号周辺の湿った空気の影響で、8日から11日にかけて西日本及び東日本の太平洋側と東北地方の一部で大雨となった。この期間の総雨量は四国ではところにより700mmを超えたほか、徳島県、香川県、岡山県、兵庫県の一部では、8月の月降水量平年値の2倍を超える記録的な大雨となった。特に9日については、21時17分までの1時間に兵庫県佐用郡佐用町（佐用）で89.0mmの猛烈な雨が降ったほか、四国、中国地方、近畿、東海地方及び関東甲信地方の一部で非常に激しい雨が降った。日雨量は徳島県名西郡神山町（旭丸）で394.0mm、奈良県吉野郡上北山村（日出岳）で347.0mm、兵庫県佐用郡佐用町（佐用）で326.5mmとなるなど、四国、近畿でところにより300mmを超えたほか、中国地方、東海地方の一部で日雨量が100mmを超える大雨となった。

この災害により死者25人、行方不明者2人、負傷者23人の被害が発生した。特に兵庫県佐用町では、冠水した道路で流されるなど、18人の方が亡くなり、2人の方が行方不明になった。なお、今回の佐用町の被害は中山間地で起こったもので、平野部で起こる浸水よりも急激に水嵩が増すなど地理的な影響がみられた。

また、住家については、18都府県で全壊183棟、半壊1,130棟、一部損壊33棟、床上浸水973棟、床下浸水4,629棟の被害が発生した。

本章では、特に被害の大きかった兵庫県佐用町の状況を中心に、兵庫県及び佐用町の対応について紹介する。

なお、本章では、佐用町台風第9号災害検証委員会が取りまとめた「台風第9号災害検証報告書」から事実関係（検証の視点）と提言の概要を引用した。事実関係に至った経緯・課題を分析したものや提言の詳細については、当該報告書を参照していただきたい（掲載場所は佐用町HP（<http://www.town.sayo.lg.jp/>））。

（出典）気象庁：災害時気象情報 平成21年台風第9号による8月8日から11日にかけての大雨（平成21年9月18日）

内閣府：広報ぼうさい（第53号）

総務省消防庁：平成21年台風第9号による被害状況等について（第19報），平成22年3月15日

1. 1 豪雨の概要

(1) 全体

平成21年8月8日に日本の南で発生した熱帯低気圧は北上しながら9日15時に台風第9号となり、10日に紀伊半島の南、11日には東海と関東の南を通って、日本の東海上へ進んだ。この熱帯低気圧及び台風周辺の非常に湿った空気の影響で、8日から11日にかけて九州地方から東北地方の広い範囲で大雨となった。徳島県那賀郡那賀町（木頭）で10日6時51分までの1時間に100.5mm、高知県高岡郡津野町（船戸）で10日3時14分までの1時間に95.0mm、兵庫県佐用郡佐用町（佐用）で9日21時17分までの1時間に89.0mmを観測するなど、兵庫県、徳島県、高知県で局地的に1時間80mmをこえる猛烈な雨となった。

8日から11日までの総雨量は、徳島県那賀郡那賀町（木頭）で783.5mm、高知県高岡郡津野町（船戸）で466.5mm、兵庫県佐用郡佐用町（佐用）で349.5mm、岡山県美作市（今岡）で252.5mmなどとなり、四国地方、中国地方及び近畿地方の一部で8月の月降水量平年値の2倍をこえる大雨となった。このうち、兵庫県佐用郡佐用町（佐用）では9日21時40分までの3時間の雨量が186.5mmとなり、4日間の総雨量の約半分の雨がこの間に降った。

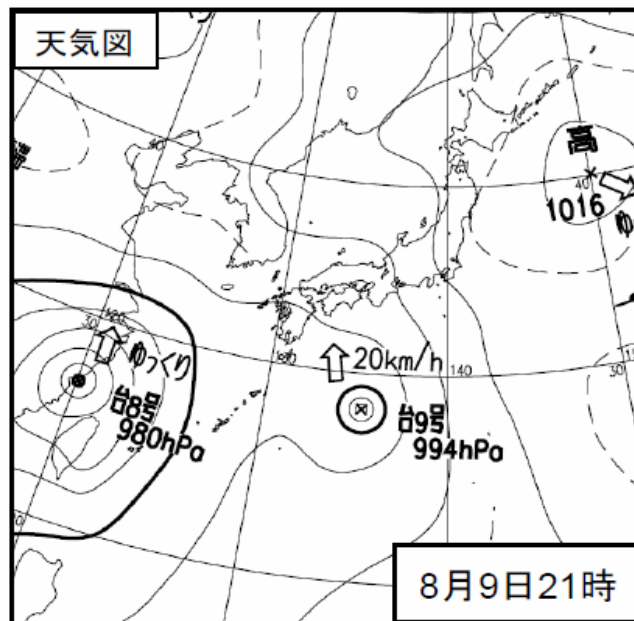


図 2-1-1 気圧配置（8月9日21時）

(2) 佐用町

① 降雨状況

平成21年8月9日15時に日本の南海上で熱帯低気圧から台風となった台風第9号により、兵庫県では大気の状態が非常に不安定となり、佐用町（佐用）では1時間に89mm、日降水量は326.5mmを観測し、佐用町の観測史上最大を記録する豪雨となった。降雨の状況については、表2-1-1のとおりである。

表 2-1-1 主な地点の降雨量

[上段（ ）：最大時間雨量、下段：最大24hr雨量] 単位：mm

観測所名 (河川名)	佐用 (佐用川)	円光寺 (佐用川)	三河 (千種川)
今回雨量	(89) 326.5	(70) 283	(54) 262
既往最大(最大24hr)※	187	210	192

※ H16 台風第21号

② 河川の水位

佐用川(佐用)の水位は15時まで2.2m付近で推移し、17時30分にはん濫注意水位(2.80m)に到達したが、雨はその後に小康状態となり、17時30分から19時の1時間30分の間、水位は低下した。(19時の水位は2.70m)。

その後、19時から突如雨が激しくなり、時間雨量59.5mmの降雨によって19時58分に避難判断水位(3.00m)に到達。その後、時間最大雨量89mmの豪雨により、僅か10分間で水位が36cmも上昇するなど河川水位が急上昇し、20時40分にはん濫危険水位(3.80m)を超え、水位が上昇に転じてから約2時間で右岸堤防高に達し、21時50分に最高水位5.08mを記録した。

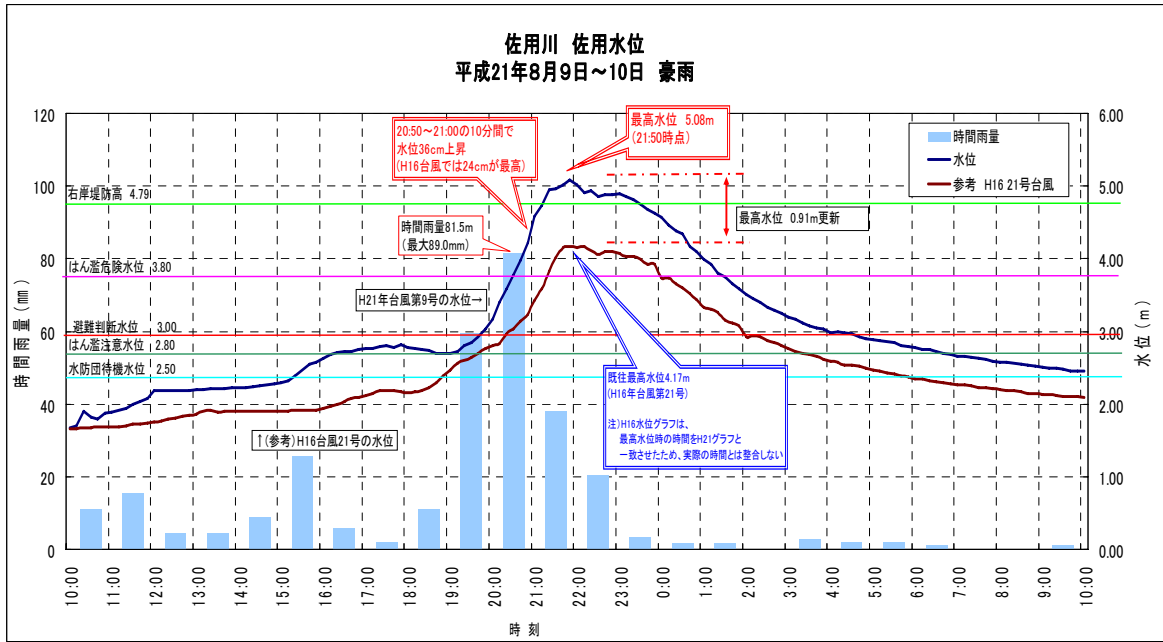


図 2-1-2 佐用町における時間雨量と佐用川の水位

8/9～10の時間雨量、水位の経過データ(観測地点: 佐用町佐用)

時刻	時間雨量	水位
8月9日 14:10	2.23	2.73
14:20	2.24	2.80
14:30	2.25	2.85
14:40	2.27	2.92
14:50	2.28	3.04
15:00	2.29	3.17
15:10	2.32	3.40
15:20	2.38	3.59
15:30	2.47	3.77
15:40	2.55	3.98
15:50	2.58	4.22
16:00	2.63	4.58
16:10	2.68	4.73
16:20	2.71	4.95
16:30	2.72	4.96
16:40	2.72	5.01
16:50	2.75	5.08
17:00	2.76	5.01
17:10	2.77	4.91
17:20	2.79	4.93
17:30	2.81	4.85
17:40	2.78	4.88
17:50	2.82	4.88
18:00	2.78	4.90
18:10	2.76	4.85
18:20	2.75	4.82
18:30	2.74	4.74
18:40	2.70	4.68
18:50	2.70	4.62
19:00	2.70	4.57
8月10日 00:10	1.5	4.46
00:20	1.5	4.38
00:30	1.5	4.34
00:40	1.5	4.16
00:50	1.5	4.10
01:00	1.5	3.99
01:10	1.5	3.93
01:20	1.5	3.80
01:30	1.5	3.75
01:40	1.5	3.66
01:50	1.5	3.58
02:00	0.0	3.51
02:10	0.0	3.45
02:20	0.0	3.40
02:30	0.0	3.33
02:40	0.0	3.29
02:50	0.0	3.25
03:00	0.0	3.20
03:10	0.0	3.17
03:20	0.0	3.12
03:30	0.0	3.08
03:40	0.0	3.05
03:50	0.0	3.03
04:00	0.0	2.98
04:10	0.0	2.99
04:20	0.0	2.98
04:30	0.0	2.96
04:40	0.0	2.93
04:50	0.0	2.90
05:00	0.0	2.89
05:10	2.0	2.87
05:20	2.0	2.86
05:30	2.0	2.85
05:40	2.0	2.80
05:50	2.0	2.79
06:00	2.0	2.78
06:10	2.0	2.75
06:20	2.0	2.75
06:30	1.0	2.72
06:40	1.0	2.70
06:50	1.0	2.68
07:00	1.0	2.66
07:10	1.0	2.65
07:20	1.0	2.64
07:30	1.0	2.63
07:40	1.0	2.62
07:50	1.0	2.59
08:00	1.0	2.58
08:10	1.0	2.57
08:20	1.0	2.56
08:30	1.0	2.55
08:40	1.0	2.54
08:50	1.0	2.52
09:00	1.0	2.51
09:10	1.0	2.50
09:20	1.0	2.49
09:30	1.0	2.48
09:40	1.0	2.46
09:50	1.0	2.46
10:00	1.0	2.45

はん濫危険水位 3.80
避難判断水位 3.00
はん濫注意水位 2.80
水防団待機水位 2.50

図 2-1-3 時間雨量、水位の経過

(出典) 気象庁: 熱帯低気圧・台風第9号による大雨速報(平成21年8月12日)

佐用町台風第9号災害検証委員会: 台風第9号災害検証報告書(平成22年7月16日)

1. 2 被害の概要

(1) 全体

この大雨による全国の死者は25人、行方不明者は2人、住家の浸水が約5,000棟以上となるなど各地で浸水害や土砂災害が発生した。兵庫県内では全壊166棟、半壊943棟、一部損壊2棟、床上浸水335棟、床下浸水1,494棟が発生した(平成22年3月15日19時現在、消防庁調べ)。

表 2-1-2 人的被害・住家被害の状況

都道府県名	人的被害				住家被害					崖崩れ
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
			重傷者	軽傷者						
福島県							1		15	27
茨城県							1		14	4
栃木県								9	38	28
群馬県							3	1	10	
埼玉県								115	856	4
千葉県							4	51	178	12
東京都								40	132	
神奈川県			1				3	2	14	3
長野県	1					71	1	38	278	6
三重県										1
京都府				1				12	224	26
大阪府							1			1
兵庫県	20	2	3	4	166	943	2	335	1,494	
奈良県								5	163	6
和歌山県										1
岡山県	1		2	2	14	114	1	204	311	58
徳島県	3		1		3		11	153	818	24
香川県									46	
愛媛県			1			1	2		5	15
高知県							1	6	15	
大分県				8		1	2	2	18	3
計	25	2	8	15	183	1,130	33	973	4,629	219

(出典) 総務省消防庁：平成21年台風第9号による被害状況等について(第19報)，平成22年3月15日
 気象庁：熱帯低気圧・台風第9号による大雨速報(平成21年8月12日)

(2) 佐用町 (※被害状況等については平成22年3月末時点)

① 人的被害の状況

	死者	行方不明者	合計
人的被害(人)	18	2	20

② 住家被害の状況

	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水※	合計
人家被害(棟)	139	269	483	157	742	1,789

※町調査による

③ ライフラインの被害と復旧状況

種別	被害状況		全面復旧完了日
電気	停電戸数	8/10 ピーク時 約 2,700 戸	9月7日
水道	断水世帯	8/10 ピーク時 約 4,750 世帯	8月27日

④ 高速道路の状況

種別	規制区間	規制内容	規制発令時間	備考
高速道路 (中国自動車道)	山崎 IC～佐用 IC(上下線)	通行止	8月9日 19:51	
	山崎 IC～美作 IC(上下線)	通行止	8月9日 19:55	佐用～美作間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上下線)	通行止	8月10日 00:10	美作～津山間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上り線) 福崎 IC～津山 IC(下り線)	通行止	8月10日 01:00	山崎～福崎(下りのみ)の追加
	上記規制区間すべて	通行止解除	8月10日 17:30	作東(出入)、佐用(流出)のランプ規制は継続
	佐用 IC (流出ランプ)	規制解除	8月12日 10:00	規制の全面解除

⑤ 道路の被害状況 (佐用町内の通行不能箇所)

道路種別	崩土などによる 全面通行止の箇所数※	現在通行止箇所
県管理道路	24 箇所	0 箇所
町管理道路	52 箇所	5 箇所

※片側通行箇所は町内で100箇所以上

⑥ 鉄道の被害状況

路線名	運行不可能区間	運行再開状況
JR 姫新線	播磨新宮駅～美作江見駅	播磨新宮駅～佐用駅間の運行再開 (8/21) 佐用駅～美作江見駅間の運行再開 (10/5) →全線開通
智頭線	久崎駅～大原駅	全線運行再開 (8/29)

⑦ 社会福祉施設の被害状況※

区 分	施設数	施 設 名
高齢者福祉施設	6	朝陽ヶ丘荘、やすらぎの家さよう、佐用朝霧園、浩陽園、聖医会佐用リハビリステーション、きらめきケアセンター上月
障がい者福祉施設	4	千種川リハビリステーションセンター、ケアホームこすもす、共同生活介護施設たんぼぼ、地域活動支援センターあさざり
保 育 園	4	長谷保育園、上月保育園、徳久保育園、久崎保育園
合 計	14	

※被害状況については聞き取りによる

⑧ 教育関係施設（学校）の被害状況※

区 分	学校名	主な被害状況
県立高校	佐用高校	土砂流入、排水溝決壊など
町立中学校	佐用中学校	法面擁壁の一部損壊など
町立小学校	利神小学校	フェンスの破損など
	江川小学校	体育館の床上浸水など
	久崎小学校	体育館の床下浸水など
	幕山小学校	トイレの浸水など
幼稚園	マリア幼稚園	グラウンド等に大量の土砂流入など

※被害状況については聞き取りによる

⑨ 主な公立文教施設の被害状況

施 設 名	主な被害状況
町立図書館	床上浸水
さよう文化情報センター	床上浸水
上月文化会館	床上浸水
平福郷土館	床上浸水
佐用町昆虫館	床上浸水、施設倉庫破壊など
長谷体育館	大量の土砂流入など
上月体育館	エアコン室外機損壊など



写真 2-1-1 土砂に埋もれた民家



写真 2-1-2 土砂で不通になった線路



写真 2-1-3 被害を受けた久崎保育園

1. 3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用

- 法適用日：平成21年8月9日（日）
- 適用市町名：佐用町、宍粟市、朝来市

(2) 事務の流れ

月 日	内 容
8月10日	兵庫県災害対策本部設置
	2市、1町に「災害救助法による救助の実施について」通知（災害救助法の適用、適用日平成21年8月9日）
	佐用町、宍粟市に「災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うことについて」通知（市町長への事務の委任 災害救助法第30条第1項）
	以降 随時 被害状況等記者発表
	以降 随時 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室へ被害状況等報告
8月11日	朝来市に「災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことについて」通知（市町長への事務の委任 災害救助法第30条第1項）
	避難所の状況報告依頼
8月12日	佐用町から兵庫県へ「応急仮設住宅の供与の必要性について」依頼文書
	2市、1町へ「応急仮設住宅の供与の必要性について」報告依頼文書
8月14日	宍粟市から兵庫県へ「応急仮設住宅の供与の必要性について」依頼文書
8月15日	以降 随時 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室と「災害救助法による救助の特別基準設定について」事前協議 (死体の捜索、避難所の設置、飲料水の供与 等)
8月18日	応急修理実施要領の作成、市町への送付
8月19日	佐用町、宍粟市、関係部局へ災害救助事務説明会実施
	佐用町において応急仮設住宅建設着工（1期）
8月20日	朝来市、関係部局へ災害救助事務説明会実施
8月21日	佐用町、宍粟市 災害救助実施告示
8月25日	朝来市 災害救助実施告示
9月25日	2市、1町に「災害救助法の実施に係る所定様式の提出について」通知
10月8日	県議会において補正予算議決
2月15～17日	災害救助法精算監査
3月8日	厚生労働大臣へ「平成21年台風第9号災害に係る救助の特別基準の設定について」（協議書提出）

(3) 主な特別基準設定

- 避難所の設置 一般基準 7日間 → 特別基準 37日間
300円以内/1人1日 → 367円以内/1人1日
- 応急仮設住宅 一般基準額 2,404,000円以内 → 特別基準 4,685,980円
- 炊き出しその他による食品の給与 一般基準 7日間 → 特別基準 33日間
- 飲料水の供給 一般基準 7日間 → 特別基準 17日間
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 一般基準 10日以内 → 特別基準 42日間
- 災害にかかった住宅の応急修理 一般基準 1か月以内 → 特別基準 91日間
- 学用品の給与 一般基準 15日以内 → 特別基準 30日以内
- 死体の捜索 一般基準 10日以内 → 特別基準 68日以内
- 障害物の除去 一般基準 10日以内 → 特別基準 22日以内

1. 4 被災者生活再建支援法の適用

兵庫県では、平成21年8月10日付、8月11日付、8月14日付、8月27日付で「平成21年台風第9号災害に係る被災者生活再建支援法の適用について」発表した。
内容については、以下のとおり。

【平成21年8月10日付】

平成21年8月9日の台風第9号により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、下記の町に対して被災者生活再建支援法を適用することとする。

適用市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住家被害（世帯）				
			全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水
佐用郡佐用町 (さようぐんさようちょう)	8月9日	第1条 第1号 (施行令)			2	210	

※ 上記数値は現状（8月10日午前6時現在）のものであり、今後の調査によって変動することがある。

<参考>被災者生活再建支援法の適用

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。具体的には、佐用町は人口1万5千人以上3万人未満であることから、滅失50世帯（＝全壊50世帯＝床上浸水150世帯）以上で同号に該当することによるものである。

【平成21年8月11日付】

平成21年8月9日の台風第9号により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、下記の市に対して被災者生活再建支援法を適用することとする。

適用市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住家被害（世帯）				
			全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
宍粟市 (しろうし)	8月9日	第1条 第1号 (施行令)			3	189	306

※ 上記数値は現状（8月11日午前9時現在）のものであり、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1 被災者生活再建支援法の適用

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。具体的には、宍粟市は人口3万人以上5万人未満であることから、滅失60世帯（＝全壊60世帯＝床上浸水180世帯）以上で同号に該当することによるものである。

2 既に適用した市町

佐用郡佐用町（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号該当）

【平成21年8月14日付】

平成21年8月9日の台風第9号により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、下記の市に対して被災者生活再建支援法を適用することとする。

適用市町村	支援法 適用日	支 援 法 適用基準	住家被害（世帯）				
			全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
朝来市 (あさごし)	8月9日	第1条 第4号 (施行令)	5	30		50	323

※ 上記数値は、8月14日15時現在のものであり、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1 被災者生活再建支援法の適用

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第4号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害）に該当することによる。

2 既に適用した市町

佐用郡佐用町（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号該当）
宍粟市（同法施行令第1条第1号該当）

【平成21年8月27日付】

平成21年8月9日の台風第9号により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、全県に拡大して被災者生活再建支援法を適用することとする。

適用市町村	支援法 適用日	支 援 法 適用基準	住家被害（世帯）		
			全 壊	半 壊	半 壊
兵庫県全域	8月9日	第1条第3号 (施行令)	184	219	702

※ 上記数値は、8月26日17時現在のものであり、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1 被災者生活再建支援法の適用

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号（自然災害により100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害）に該当することによる。

2 既に適用した市町

佐用郡佐用町（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号該当）
宍粟市（同法施行令第1条第1号該当）
朝来市（同法施行令第1条第4号該当）

1. 5 激甚災害の指定

【平成21年9月15日付政令】

内閣府では、平成21年9月15日付で「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定した。

激甚災害（本激）については、農地等関係（法第5条）の被害状況は、全国の査定見込額は49.7億円（うち兵庫県の査定見込額27.0億円）であった。

局地激甚災害（局激）については、公共土木施設関係（法第2章）の被害状況は、兵庫県佐用町（旧上月町）で査定見込額5.8億円、高知県三原村で査定見込額1.3億円であった。中小企業関係（法第12条、第13条）の被害状況は、兵庫県佐用町で中小企業関係被害額48.2億円であった。

また、適用すべき措置の概要については、以下のとおり。

1. 本激

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 農地85%→94%）

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項から第4項まで）

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

2. 局激

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 公共土木施設69%→81%）

(2) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講ずる。

(3) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（法第13条）

小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金について、その償還期間を2年を超えない範囲で延長する。

(4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項、第3項及び第4項）

公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業で、負担法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

【平成22年3月17日付政令】

内閣府では、平成22年3月17日付で「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正した。

今回の一部改正は、当該激甚災害について農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例等を追加して指定するもので、詳細は別紙のとおり。

(別紙)

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び
暴風雨による災害（台風第9号）の適用措置及び対象区域

適用措置				対象区域						
3,4 条	6 条	12, 13条	24 条	都道府 県名	郡名（ふりがな）		市町村名（ふりがな）			
○			○	京都府			福知山市	ふくちやまし	(旧夜久野町)	
	○			兵庫県			朝来市	あさごし		
○			○	兵庫県			宍粟市	しろうし	(旧一宮町) (旧千種町)	
◎ (※)		◎	◎ (※)	兵庫県	佐用郡	さようぐん	佐用町	さようちょう	(※対象区域を、早期指定していた旧上月町に係る区域から、佐用町全域に拡大)	
○			○	岡山県			美作市	みまさかし	(旧大原町) (旧作東町)	
○			○	徳島県			美馬市	みまし	(旧木屋平村)	
○			○	高知県	高岡郡	たかおかぐん	四万十町	しまんどちよう	(旧十和村)	
◎			◎	高知県	幡多郡	はたぐん	三原村	みはらむら		

「◎」は、早期局激指定済みの市町村。

- 最右欄に括弧書きで合併前の旧市町村名を記載しているものについては、当該合併前の旧市町村に係る区域が局地激甚災害指定基準を満たしたもの。
- 表中の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」における、以下の措置である。
 - ・法第3, 4条（法第2章）・・・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ・法第6条・・・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ・法第12条・・・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ・法第13条・・・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ・法第24条・・・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- 法第5条の措置は本激指定済み。

(出典) 内閣府（防災担当）：「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、平成21年9月15日
内閣府（防災担当）：「平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について、平成22年3月17日

2. 1 災害対応の推移（佐用町）

河川水位						主な事象		町の主な動き等	
時間	佐用川		千種川		志文川	時間	内容	時間	内容
	用	円光寺	久崎	上三河	三日月				
14:20	2.24	2.16	2.45	0.98	0.55	14:15	播磨南西部・北西部に大雨洪水警報発表（播磨北西）	15:00	消防長が消防署に参集
15:00	2.29	2.28	2.56	1.05	0.60			15:30	町長が昆虫館の行事から帰庁
15:30	2.47	2.47	2.75	1.14	0.67			15:30	住民課長及び副課長参集
15:50	2.58	2.62	2.88	1.17	0.71	14:26	光都土木事務所に水防指令第1号発令	16:46	消防署から本庁に消防長移動
16:30	2.72	3.05	以後	1.26	0.74	16:36	西播磨県民局長の発する水防警報（佐用川第2号（準備）・佐用川佐用地点の水位2.63m）	16:56	上月排水ポンプが自動可動
16:40	2.72	3.17	欠測	1.29	0.74			17:40	町長帰宅。円応寺集落の行事に出席
17:00	2.76	3.37	***	1.39	0.74			副町長参集	
17:30	2.81	3.52	***	1.58	0.74			消防長が消防署に移動	
18:00	2.78	3.55	***	1.76	0.74	16:47	光都土木事務所に水防指令第2号発令	18:30	副町長が延吉集落へ
18:30	2.74	3.54	***	1.91	0.74			19:00	町長が円応寺集落より帰庁
19:00	2.70	3.51	***	1.87	0.74	19:11	J R 運転休止（三日月駅～佐用駅）		災害対策本部設置
19:10	2.73	3.51	***	1.84	0.99			19:20	消防本部：山田～幕山～大酒各地増水あるも異常なし
19:20	2.80	3.53	***	1.87	1.04	19:14	光都土木事務所に水防指令第3号発令		
19:30	2.85	3.57	***	1.86	1.02			19:30	副町長が延吉集落から帰庁
19:40	2.92	3.65	***	1.87	1.06	19:45	千種川流域水位計データ・佐用川円光寺水位3.7m超過サイレン吹鳴	19:30	上月地域対策部：久崎小避難所開設 南光地域対策部：2号配備連絡
19:50	3.04	3.85	***	1.85	1.06	19:51	山崎 I C～佐用 I C [上・下線] 通行止め	19:32	消防本部：石井～三河～米田各地増水あるも異常なし
						19:55	山崎 I C～美作 I C [上・下線] 通行止め	19:41	消防本部：消防長が本部に移動[異常なしの報告]
						19:58	佐用川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報・佐用川佐用地点の水位が3.0m到達） 智頭急運転休止（久崎駅～大原駅）	19:45	本部：久崎・円光寺観測地点での避難判断水位（相当）到達によるサイレン吹鳴があり、1時間後には氾濫危険水位（相当）に達する見込みであり避難情報に注意するよう放送[上月地域久崎地区]
20:00	3.17	4.12	***	1.86	1.08			19:50	本部：職員3号配備指示
								19:57	本部：消防団出動要請を放送[佐用地域]
								19:59	本部：佐用排水ポンプの操作
								20:00	南光地域対策部：3号配備連絡、教育長参集 三日月地域対策部：3号配備連絡 上月地域対策部：久崎排水ポンプ場へ職員参集[2名]
20:10	3.40	***	***	1.89	1.10			20:10	本部：上月小避難所開設
20:20	3.59	5.00	***	1.93	1.11	20:12	土砂災害警戒情報	20:29	本部：土砂災害警戒情報を放送[全町]
20:30	3.77	5.53	***	1.98	1.14	20:13	西播磨県民局長の発する水防警報（佐用川第3号出動・佐用川佐用地点の水位3.40m）	20:30	本部：徳久小避難所開設 佐用地域対策部：佐用小・江川小避難所開設
20:40	3.98	5.99	***	2.07	1.15			20:39	佐用地域対策部：体育センター避難所開設
20:50	4.22	6.38	***	2.10	1.17			20:56	本部：佐用地域川原町に避難を促す放送[佐用地域]
21:00	4.58	6.64	***	2.25	1.20	21:04	西播磨県民局長の発する水防警報（千種川（上三河）第3号出動・千種川上三河の水位2.25m）	20:59	本部：佐用地域川原町に避難を促す放送[佐用地域]
21:10	4.73	6.86	***	2.29	1.25			21:00	南光地域対策部：南光文化センター避難所開設
21:20	4.95	7.15	***	2.40	1.28			三日月地域対策部：三日月小避難所開設	
21:30	4.96	7.40	***	2.55	1.38			21:10	本部：佐用地域新町に避難勧告発令の放送[佐用地域]
								21:20	本部：避難勧告発令の放送[全町] 上月中避難所開設
21:40	5.01	7.70	***	2.75	1.41	21:38	千種川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報・千種川上三河地点の水位が2.5m到達）	21:30	役場玄関入口扉破損、急激に浸水、1階停電 本部：三日月中避難所開設
21:50	5.08	8.00	***	3.03	1.44			21:34	消防本部：増水により出動不可となり本部に連絡
22:00	5.01	8.26	***	3.34	1.48			21:40	上月支所1階浸水、2階に移動
22:10	4.91	8.33	***	3.67	1.53			21:42	本部：県に自衛隊の災害派遣を要請
22:20	4.93	8.40	***	3.90	1.61	22:29	西播磨県民局長の発する水防警報（志文川第3号出動・志文川三日月地点の水位1.61m）	21:51	本部：屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
22:30	4.85	8.40	***	4.26	1.71			22:00	南光地域対策部：中安小避難所開設
22:40	4.88	8.40	***	4.43	1.77			22:14	町長：自衛隊に派遣要請したことや屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
22:50	4.88	8.40	***	4.65	1.88	22:57	志文川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報・志文川三日月地点の水位が1.8m到達）	22:18	本部：屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
23:00	4.90	8.40	***	***	1.92			22:20	消防本部：姫路市消防局に消防応援隊要請
23:30	4.74	8.06	***	***	2.00			22:24	町長：自衛隊に派遣要請したことや屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
0:00	4.57	7.66	***	***	2.00			23:00	本部：上津中避難所開設
0:40	4.16	6.98	***	***	2.30			23:43	本部：土砂災害厳重注意情報を放送[全町]
1:00	3.99	***	***	***	2.20			1:19	本部：兵庫県企業庁に応援給水待機要請

※はん濫警戒情報等の各基準水位は、佐用、上三河、三日月に設定されている。

2.2 災害対策本部要員の参集・体制（佐用町）

（1）職員の配備体制

町地域防災計画では、大雨注意報又は洪水注意報が発令され災害発生のおそれがあるときなどには、準備配備を行い警戒準備体制をとり、大雨警報又は洪水警報が発令され小規模災害発生のおそれがあるとき、又は水防指令1号が発令されたときなどには関係課職員の20%による1号配備を行い災害警戒本部を置き、中規模の災害発生が予想され水防指令2号が発令されたときなどには、職員の半数による2号配備を行い災害対策本部を置き、大規模の災害発生が予想され水防指令3号が発令されたときなどには、全職員による3号配備を行うこととしている。

8月9日14時15分、播磨南西部及び北西部に大雨洪水警報が発令され、県光都土木事務所に対して14時26分に水防指令1号が、16時47分には水防指令2号が発令された。

町では、15時頃から職員が参集して準備配備による警戒準備体制をとり（17時の参集人員は26人）、19時に災害対策本部を設置し、19時50分に3号配備指示を行った。

（2）職員の配備連絡

災害対策本部長は、19時50分に3号配備指示を行った。3号配備指示を受け、佐用地域対策部は19時50分に3号配備連絡、上月地域対策部・南光地域対策部・三日月地域対策部は20時に3号配備連絡を行ったが、連絡が届かなかった職員があった。

また、消防本部は19時57分に3号配備連絡を行った。

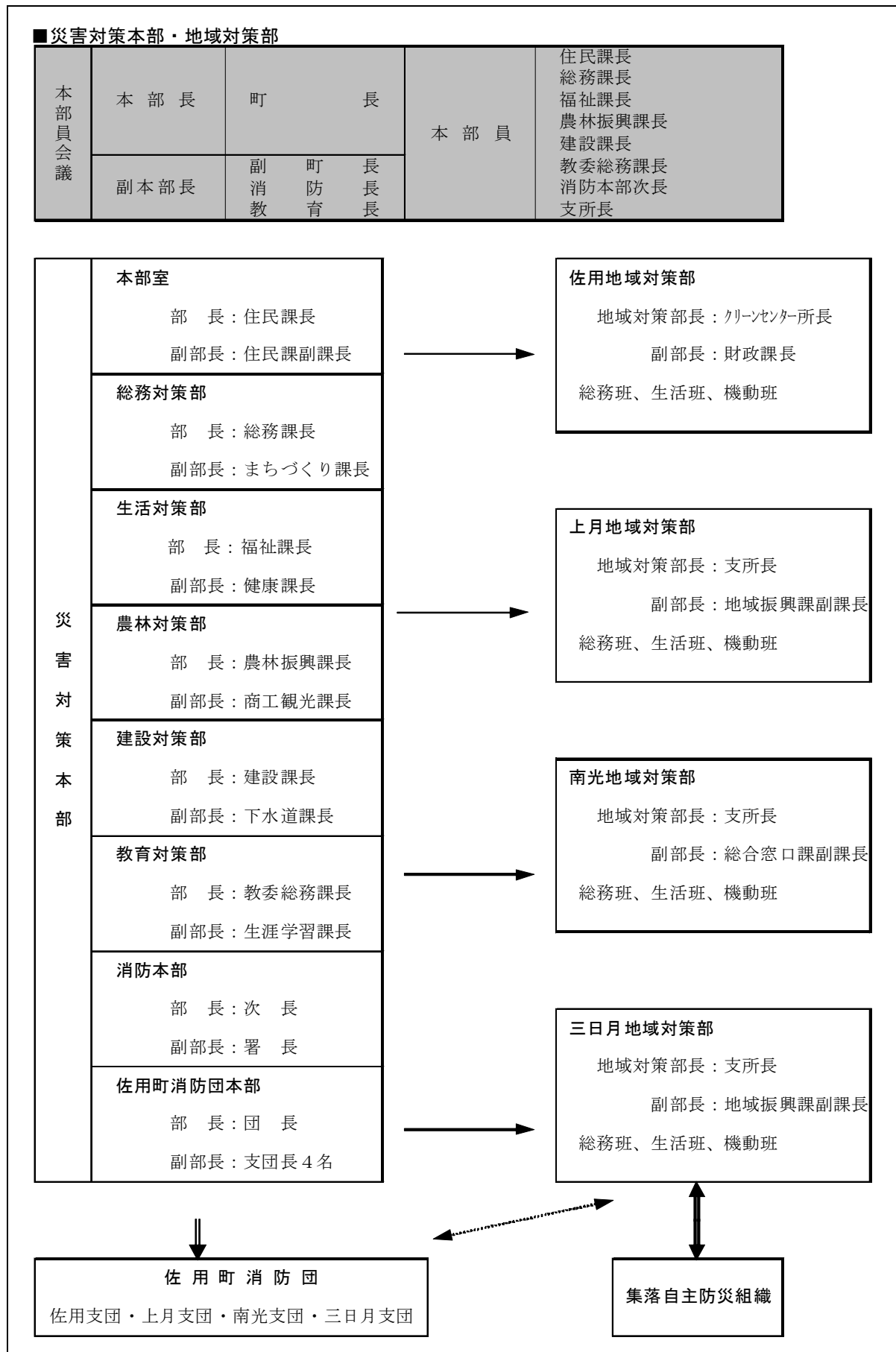
（3）職員の参集状況

3号配備が発令されてから約1時間後（21時）の職員参集状況は、3号配備対象人員385人に対して218人（約57%）であった。この中には、参集連絡を受けずに自主参集した者もいた。

（4）参集報告

町地域防災計画では、参集した職員が各自で非常参集記録表に記入し、各対策部長は、所属単位で参集状況を取りまとめ、本部室に報告することが規定されているが、非常参集記録表の作成が行われず、3号配備の連絡を受けて参集した職員の参集状況を取りまとめることができなかった。

(参考) 災害対策本部組織構成



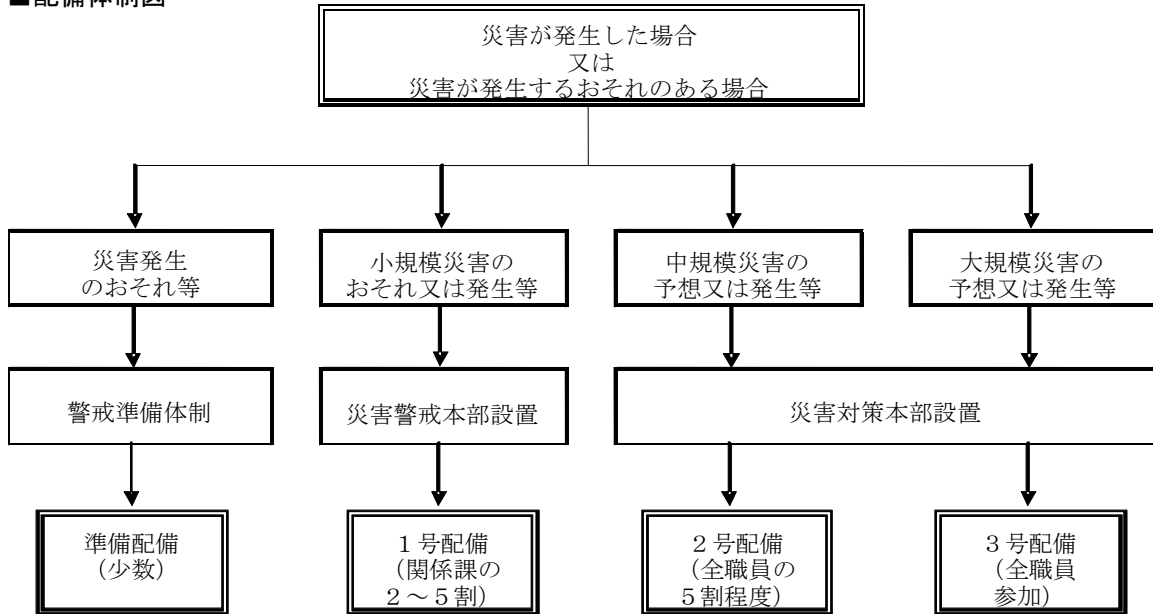
(出典) 佐用町台風第9号災害検証委員会：台風第9号災害検証報告書（平成22年7月16日）

(参考) 配備基準

1 配備の体制と基準

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■ 配備体制図



■ 配備基準

組織	配備	配備の基準	備考
警戒準備体制	準備配備	<input type="checkbox"/> 大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき <input type="checkbox"/> 大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発令され、災害発生のおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 台風が近畿地方に接近したとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき	関係課から少数を配備し、主として災害警戒対策の情報収集を行う住民課及び各支所から待機を指示
災害警戒本部	1号配備	<input type="checkbox"/> 災害発生のおそれがあるが、その時間、規模等推測の困難な段階 <input type="checkbox"/> 大雨警報、洪水警報のいずれかが発令され、小規模災害発生のおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 小規模の災害が発生した場合 <input type="checkbox"/> 水防指令1号が発令されたとき <input type="checkbox"/> 町長が当該配備体制の必要を認めたとき	関係課人員の20～50%を配備し、情報連絡及び小規模な応急対策の準備を行う 本庁から配備を指示
災害対策本部	2号配備	<input type="checkbox"/> 中規模の災害発生が予想される段階 <input type="checkbox"/> 中規模な災害が発生した場合 <input type="checkbox"/> 町内一部に集中災害があったとき <input type="checkbox"/> 水防指令2号が発令されたとき <input type="checkbox"/> 本部長が当該配備体制の必要を認めたとき	所属人員の約50%を配備し、防災活動を行う 対策本部から配備を指示
	3号配備	<input type="checkbox"/> 大規模の災害発生が予想される段階 <input type="checkbox"/> 大規模な災害が発生した場合 <input type="checkbox"/> 大規模な災害が予想される気象情報が発令されたとき <input type="checkbox"/> 町内大半に集中的災害があったとき <input type="checkbox"/> 水防指令3号が発令されたとき <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用を受ける段階に迫られたとき <input type="checkbox"/> 本部長が当該配備体制の必要を認めたとき	所属人員全員を配備し、防災活動を行う 対策本部から指示

[注]消防本部・署及び各対策本部の職員配備表は、別に定めるところによる。

[注]準備配備、1号配備の解除は、その基準となる注意報又は警報が解除されたとき、2号配備、3号配備は本部長の指示により解除される。

(参考) 職員の参集状況及び被災状況

■19時・21時・0時の職員の参集状況、被災状況

場 所	参 集 部 署	参 集 人 員			3号 配備人員	被災人数
		19時	21時	0時		
本 庁 舎	災害対策本部	7	21	21	39	18
	佐用地域対策部	2	31	34	72	33
第 2 庁 舎	災害対策本部	4	15	18	38	9
上月支所 (1 階)	上月地域対策部	6	21	24	49	28
上月支所 (3 階)	水道・下水道	8	14	14	20	10
南 光 支 所	南光地域対策部	1	34	50	54	3
三 日 月 支 所	三日月地域対策部	1	21	30	47	6
合 計		29	157	191	319	107

21時参集割合
本庁舎 46.8%
上月支所 50.7%
全 体 49.2%

被災割合
本庁舎 45.9%
上月支所 55.1%
全 体 33.5%

場 所	参 集 部 署	参 集 人 員			3号 配備人員	被災人数
		19時	21時	0時		
現地機関(天文台公園等)	災害対策本部	3	5	6	24	3
消 防 本 部	災害対策本部	12	24	26	37	6
各 地 域	各地域消防団	6	32	32	5	2
合 計		21	61	64	66	11

場 所	参 集 部 署	参 集 人 員			3号 配備人員	被災人数
		19時	21時	0時		
総 計		50	218	255	385	118

21時参集割合
全 体 56.6%

被災割合
全 体 30.6%

※職員の参集人員218人及び被災人員118人は、災害対策本部等と現地機関等を合わせた人員
 ※規定された場所への参集状況ではなく、各時刻において実際に参集した場所で人数をカウント
 ※消防本部参集対象職員の場合、21時時点では消防本部から本庁・各支所へ派遣4人、浸水・土砂崩れ等により各支所への参集4人はそれぞれの部署でカウント

2. 3 災害対策本部の設置・活動（佐用町）

（1）本部設置に係る協議

8月9日15時頃から町長、消防長、住民課長及び同課副課長が参集し、気象等の情報収集を行うため、建設課、下水道課及び上月支所等に少数（17時の参集人員は26人）を配備した警戒準備体制をとった。

町地域防災計画では、大雨警報又は洪水警報が発令され小規模災害発生のおそれがあるときは、災害警戒本部を置き1号配備とすることとしているが、警戒準備体制から災害対策本部を置くこととなったため、災害警戒本部は設置していない。

災害当日は日曜日で、出勤している職員数も少なかった。町長、副町長も町内での行事に出席のため常時庁舎内にいることができなかった。外出中の町長、副町長は、情報収集にあっていた住民課長等と携帯電話などにより連絡をとっていた。

（2）本部設置・本部会議の開催

町地域防災計画では、水防指令2号が発令され、中規模の災害発生が予想されるときは2号配備をとり、災害対策本部を設置することとしている。

16時47分に水防指令2号が発令され、19時14分に水防指令3号が発令された。災害対策本部は19時に設置した。

8月11日21時に第1回災害対策本部会議を開催し、12日以降は、警察等の関係機関を含めた会議を毎日開催しているが、第1回開催までの初動時においては、町長及び副町長に各対策部の責任者が直接報告し、個別に対応していた。

（3）本部各部の活動

自主参集した職員もいることから、職員の参集に対する意識はあったものの、参集した職員のほとんどが地域等からの電話対応に追われる状況であった。

また、町の合併後年月が経っていないこともあり、配備された職員全てが地域の詳細な状況を把握している訳ではなかった。このため、電話対応していても被害状況や場所の確認に手間取るなど迅速・的確に対応することができなかった。

（4）地域対策部の活動

災害対策本部と本庁舎内の同じフロアで活動していた佐用地域対策部は、地域対策部で本来行うべき地域被害状況調査、地域住民への広報などの業務ができなかった。

また、上月地域対策部は、庁舎の浸水による停電で機能が停止した。南光地域対策部と三日月地域対策部は、地域の被害状況調査及び応急対策の実施並びに道路の通行止めなどを行ったが、本部への状況報告や本部との連絡調整が十分にできなかった。

（5）災害対応職員の支援体制

災害対策本部（本部室・総務対策部・生活対策部・農林対策部・建設対策部）、佐用地域対策部や上月地域対策部に配備された職員は、災害後何日も帰宅できなかった上に、1ヶ月近く休みもなく、毎日深夜まで電話対応、施設管理、り災証明発行などの作業が続く一方、早い段階で通常の業務体制となった部署もあり、全体の適正な職員配置が計画的に行われなかった。

2. 4 災害対策本部室の状況（佐用町）

（1）庁舎の浸水対策

本庁舎、上月支所ともに旧町の庁舎を利用している。

本庁舎は21時15分頃から浸水が始まり、その後玄関扉が破損し急激に水が流入し、1階が浸水した（床上約1m）。

上月支所では、21時40分頃から浸水が始まり、1階が浸水した（床上約1.2m）。



写真 2-2-1 本庁舎浸水の様子

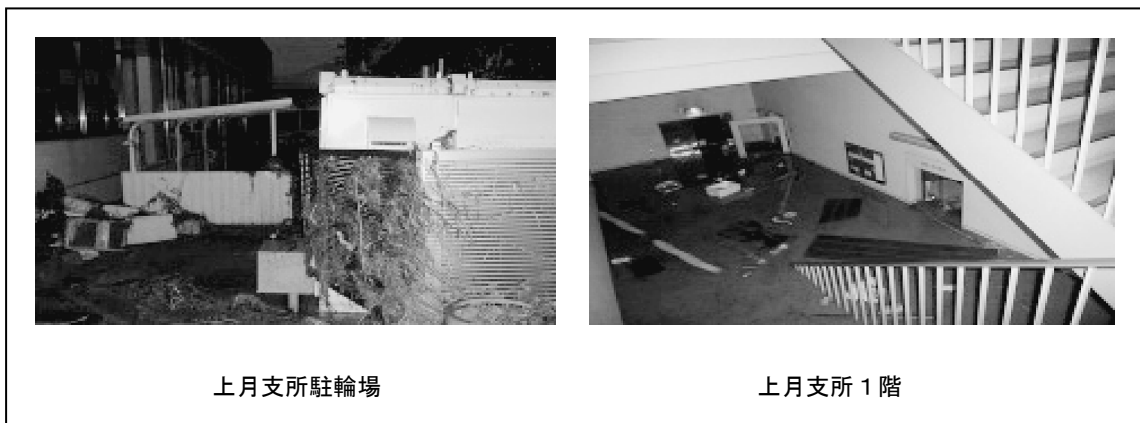


写真 2-2-2 上月支所浸水の様子

（2）執務室の状況

警戒準備体制時から災害対策本部設置後も防災を担当する住民課がある1階を中心に活動が行われた。

防災担当者は、2階に設置しているフェニックス防災システムによる防災情報の収集や防災行政無線放送のため、頻繁に1階と2階を往復しなければならなかったほか、1階で業務を行っていた本部室と2階で業務を行っていた情報収集を担当する総務対策部との情報伝達が円滑に行なえなかった。

本庁舎浸水後は2階を中心に対処が行われた。

2. 5 兵庫県における災害対策本部の運営

(1) 本庁の初動対応

8月9日は日曜日であったが、24時間監視・即応体制により、要員3人が兵庫県災害対策センターにおいて常時待機していた。

14時15分に県内（播磨北西部、播磨南西部）に大雨洪水警報が発表されたことから、警戒準備体制を構築し、15分後には7人が参集。その後逐次体制の強化を図り、災害警戒本部設置（21時25分）までには18人が参集していた。

県内で被害が発生している模様との報告を受け、21時25分に兵庫県災害警戒本部を設置し、配備体制を強化した。これに伴い、防災2局職員の半数程度を招集し、1時間後までに48人が参集した。

10日の0時00分には兵庫県災害対策本部を設置し、さらに配備体制を強化。これに伴い、防災2局の本部事務局職員全員を招集。1時間後までに62人が参集。1時40分までに75人が参集した。

表2-2-1 本庁の災害対応体制

名称	概要	参集対象
警戒準備体制	主として情報収集・伝達を行う	4～12人
災害警戒本部	被害の生ずるおそれがあるときに設置。本部長は防災監	防災2局職員の半数程度（44人）
災害対策本部	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認めるときに設置。本部長は知事。	防災2局の本部事務局職員全員（76人）

参集した職員は、①気象情報や災害情報の収集・伝達、②防災関係機関等との連絡調整、③応急対応に係る業務を行った。

① 気象情報や災害情報の収集・伝達

気象情報を気象台から収集し、フェニックス防災システムや FAX 等により市町や防災関係機関に伝達した。また、フェニックス防災システム等により雨量、水位や気象状況を確認するとともに、市町に対し警戒体制や被害状況の確認などを行った。

② 防災関係機関等との連絡調整

兵庫県警から情報収集を行い、道路被害状況や道路通行止め情報等の把握・集約を行うとともに、自衛隊への部隊派遣要請や県内消防本部による広域応援の要請などを行った。

③ 応急対応に係る業務

広域防災拠点からの備蓄資機材供出準備の連絡調整等を行った。

(2) 水防本部の初動対応

8月9日の9時42分に県内に大雨洪水注意報が発表されたことから、連絡員待機態勢とし、3人が参集した。14時15分に水防指令第1号を発令、第1非常配備態勢を確保し、15時00分までに5人が参集した。16時37分に水防指令第2号を発令し、第2非常配備態勢を確保。19時10分に水防指令第3号を発令して、第3非常配備態勢を確保し、21時30分までに17人、10日の1時30分までに25人が参集した。

参集した職員は、気象情報、雨量・水位情報の収集・監視を行い、水防態勢に付く必要が認められたときは、水防指令を発令するとともに、水防情報等の伝達を行った。

※「水防本部」とは、兵庫県下における水防活動を統括。事務局は、県土整備部土木局河川整備課内。

※「水防指令」とは、兵庫県水防本部長（知事）が、県の機関に対し、水防非常配備態勢に付くように指令。水防指令第1号で第1非常配備態勢、第2号で第2非常配備態勢、第3号で第3非常配備態勢がとられる。

表 2-2-2 県の水防活動体制

名称	概要	参集対象 (本庁)	参集対象 (光都土木)
連絡員待機	雨量、水位等に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢	3人	3人
第1非常配備態勢	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数（6人）	少数（14人）
第2非常配備態勢	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数（12人）	所属人員の半数（45人）
第3非常配備態勢	完全な水防事態	所属人員の全員（25人）	所属人員の全員（90人）

(3) 県民局の初動対応（光都土木事務所・西播磨広域防災拠点含）

① 西播磨県民局

8月9日の14時15分に管内に大雨洪水警報が発表されたことから、災害待機班体制を構築し、10分後に1人が参集した。その後順次参集。21時25分に西播磨災害警戒地方本部を設置し、22時までには7人が参集した。

10日の0時00分に兵庫県災害対策本部設置と同時に、西播磨災害対策地方本部を設置し、参集した職員により情報収集や伝達等を行った。

表 2-2-3 県民局の災害対応体制

名称	概要	参集対象
待機班体制	気象情報等の収集・伝達等を行う	3人
災害警戒地方本部	被害の生ずるおそれがあり、必要があるとき県民局に設置。本部長は県民局長	第1号配備：少数（7人）
災害対策地方本部	災害の状況により必要があるとき県民局に設置。本部長は県民局長	配備体制は、次のいずれかとする 第1号配備：少数（7人） 第2号配備：半数程度（16人） 第3号配備：全員（30人）

② 光都土木事務所

9日の14時15分に管内に水防指令第1号が発令されたことから、第1非常配備態勢を確保した。その後順次参集し、16時37分までに12人が参集した。16時37分に水防指令第2号が発令されたことから、第2非常配備態勢を確保。19時10分に水防指令第3号が発令されたことから、第3非常配備態勢を確保し、22時00分までに67人、10日の0時00分までに72人が参集した。

参集した職員は、気象情報、雨量・水位情報の収集・監視を行い、市町が行う水防活動の指針となる水防警報の発令、市町が発令する避難勧告の目安となるはん濫警戒情報（避難判断水位到達情報）の通知等の水防情報の伝達を行うとともに、21班53人が出動し、現場対応（堤防等河川管理施設等の点検、道路通行止め措置、倒木撤去、側溝詰まり解消措置、被災箇所の確認、応急対応（緊急業者の手配を含む。）等）を行った。

佐用町内の現場対応については、佐用業務所を拠点として行うこととしていたが、道路冠水等により、佐用業務所を拠点とした現場対応はできなかつたため、光都土木事務所から各現場へ直行して対応した。

なお、仮に、佐用業務所を拠点としていた場合、業務所の浸水や付近での道路の崩土や冠水による全面通行止めにより、現場対応ができなかつた。

③ 播磨広域防災拠点の開設と運営

9日の21時25分に西播磨災害警戒地方本部が設置されたのを機に、21時50分に西播磨広域防災拠点を開設した。災害警戒地方本部職員の2人が拠点に向かい、備蓄ボートの搬出準備を実施し、22時50分にはボートの組み立てが完了した。

10日の3時20分に、自衛隊活動支援用としてボート4艇を防災拠点から搬出したが、豪雨による流れがあつたので、ボートは使用できなかつた。また、9時00分以降、佐用町や宍粟市に対し、非常食、水、毛布等の搬出を行った。

2. 6 国への緊急要望

兵庫県では、災害応急対策及び復旧・復興対策に万全を期すため、平成21年8月11日に井戸兵庫県知事から林幹雄内閣府特命担当大臣（防災担当）に、8月16日には佐藤勉総務大臣に対して緊急要望を行った。

また、8月22日に、麻生太郎内閣総理大臣が被災地視察のため来県した際にも、知事から緊急要望を行った。当日は悪天候のため、自衛隊のヘリコプターが飛行できず、被災地視察が危ぶまれたが、知事が公用車で移動を提案し、佐用町視察が実現した。

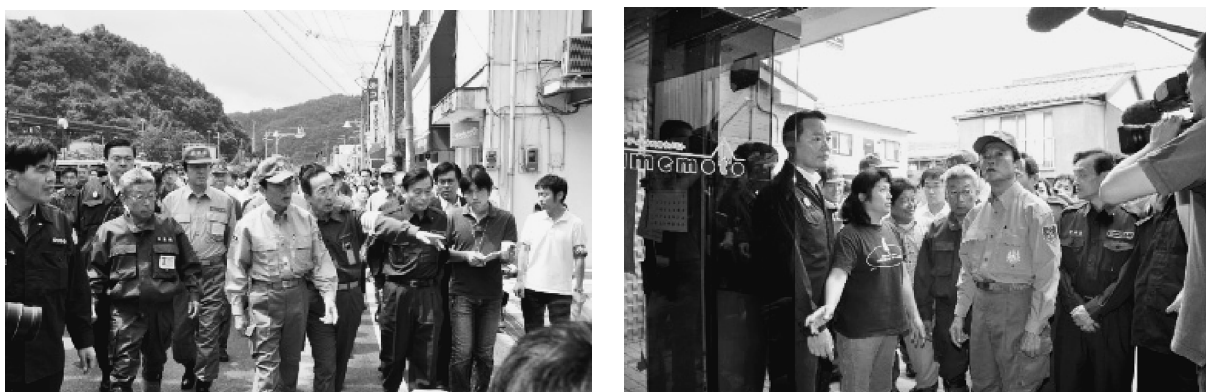


写真2-2-3 被災地佐用町を視察する麻生総理

8月22日付の緊急要望事項における主なものは以下のとおりである。

【緊急要望事項の主なもの】

1. 激甚災害の早期指定
 - ①「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害の早急な指定
 - ②同法の規定による特別措置の速やかな実施
2. ごみ及びし尿処理、泥土等の排除処理に関する支援
 - ①被害家屋より発生するごみの処理対策やし尿処理対策への支援
 - ②多量に堆積した泥土や樹木等の排除処理への支援
3. 河川の復旧等に対する支援
 - ①早期災害査定と復旧事業への支援
 - ②再度災害防止のための抜本対策に対する支援、特に千種川を含む佐用川の激甚災害対策特別緊急事業などによる抜本的改修等
4. 道路災害の復旧に対する支援
 - ①早期災害査定と復旧事業への支援
5. 商店街等被災中小企業への支援
 - ①商業施設・設備の復旧や賑わい回復など商店街の早期復興支援
 - ②中小企業高度化事業等による地場産業の早期復旧支援
 - ③中小企業等に対する金融支援
6. 被災者の生活再建に対する支援
 - ①災害援護資金貸付及び生活福祉資金貸付の弾力的運用
 - ②災害救助法に基づく住宅の応急修理の弾力的運用
 - ③住宅融資制度の拡充
 - ④心のケアなど被災児童生徒に対する支援

2. 7 政府の対応

8月9日21時42分に、兵庫県知事から自衛隊の災害派遣の要請を受け、10日以降同県佐用町と宍粟市で捜索・救助活動や給水支援活動を始めた。

厚生労働省は10日1時に災害情報連絡室を、内閣府は5時30分に情報対策室、警察庁も同時刻に災害情報連絡室、防衛省は6時30分に災害対策連絡室、総務省消防庁は6時40分に災害対策室、法務省は8時30分に災害情報連絡室、文部科学省と農林水産省が9時30分に災害情報連絡室、内閣官房は11時30分に情報連絡室、経済産業省も同時刻に防災連絡会議をそれぞれ設置した。

10日夜に、政府調査団の派遣を決定。11日12時過ぎ、林幹雄防災担当相や内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、気象庁、国土地理院、環境省、防衛省の9府省庁25人の調査団が羽田からの定期便に乗り込み、伊丹空港からバスで佐用町に移動。佐用町役場で佐用町長から被害状況の説明を受け、井戸敏三兵庫県知事からは早期の激甚災害指定やごみ・し尿処理、泥土排除などの応急対策、河川、道路、線路、下水道施設などの復旧、被災した商店街や農業者、被災者の生活再建などへの支援の要望を受けた。佐用町久崎地域の被災状況を視察の後、岡山県美作市の被災地を回った。

総務省は11日午前、災害救助法の適用を受けた兵庫県佐用町や宍粟市などの普通交付税の9月交付予定分のうち30%、両町で10億1千万円を19日に繰り上げ配分することを決めた。

11日19時から台風第9号に関する災害対策関係省庁連絡会議を開催し、各省庁の対応状況及び政府調査団の調査状況についての情報を共有した。この日は、早朝に駿河湾でM6.5の地震が発生しており、合わせての会議となったが、大雨被害については、「行方不明者の捜索に全力を挙げ、復旧・復興対策に万全を期す」、「大雨に対する被害が相次いで発生しており、政府として警戒を怠らないように」という2つの事項を申し合わせた。

政府は9月11日の閣議で、8月8日から11日にかけての熱帯低気圧と台風9号の影響による大雨災害を激甚災害に指定し、全国について（本激）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用、兵庫県佐用町（旧上月町）などを対象に（局激）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、兵庫県佐用町に中小企業関係の特例措置を適用することを決定。さらに2010年3月12日の閣議決定で、指定政令を一部改正して、兵庫県朝来市などについて、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例などを追加した。

国交省は10月9日、佐用町と朝来市、神河町の6箇所の土砂災害について、今後の降雨による土砂流出で家屋や国道への被害を及ぼすおそれがあるとして、緊急に砂防堰堤の整備を実施する災害関連緊急砂防事業（事業費約6.3億円）を実施することを決めた。



写真2-2-4 佐用町役場で佐用町町長から被災状況の説明を受ける



写真2-2-5 井戸兵庫県知事から要望を受ける

3. 1 情報通信機器等の確保（佐用町）

（1）情報通信機器の確保

本庁舎ではフェニックス防災システムが2階、河川監視警報システム端末と非常時専用電話が1階に配置されていたが、1階が浸水したことによって、河川監視警報システム端末や非常時専用電話回線を始め、各種OA機器が水没し、使用不能となった。また、停電したことで、水没を免れた兵庫県衛星通信ネットワークシステム、電話交換機、FAX、コピー機、インターネットサーバー等も使用不可能となった。

上月支所では、河川監視警報システム端末と非常時専用電話回線が1階に配置されていたが、1階が浸水したことによって、本庁舎と同様の状況となった。

南光及び三日月支所では浸水被害がなかったにも関わらず、事務所内でインターネットが使用できない状態となり気象情報等の情報収集に支障を生じたが、三日月支所では隣接する三日月文化センターに設置されている来客者閲覧用のインターネットにより、気象情報を入手していた。

（2）非常用電源の確保

本庁舎では浸水後間もなく停電した。フェニックス防災システム用の非常用発電機もCATV用の非常用発電機も水没し機能しなかった。

このため、水没を免れた隣接の体育館からコードリールによって応急的に電源を引き入れることで、FAX兼コピー機、事務所内の一部電灯、電話交換機を復旧するための最低限の電力を確保した。

上月支所では浸水後停電し、一時的に自家発電機が作動したが、約15分後に停止してしまい、電気を使用する機器が全て使用できない状態となった。

3. 2 防災情報の収集（佐用町）

（1）防災情報機器等による情報収集

町地域防災計画では、気象庁から提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される市町村向け「川の防災情報」等を活用した情報収集を行い、住民等への確かな情報提供及び避難誘導を行うこととしている。

気象情報については、防災気象情報提供システムに加え、フェニックス防災システムにより、降水分布状況や雨雲分布予想などを確認していた。なお、20時10分に宍粟市と佐用町に対して発表された土砂災害警戒情報については、県の「ひょうご防災ネット」のメール配信から取得した。

河川水位の状況については、市町村向け「川の防災情報」で各河川の観測点の水位情報を監視していた。ただし、最大の注意を払っていた千種川久崎の水位計データは、15時50分以降2.88m（はん濫注意相当水位以下）を示したまま水位の上昇が見られなかった。後日、故障であったことが判明したが、当日は故障に気づかなかった。

ただし、久崎地区については、この地区専用に整備していた河川監視警報システム（千種川久崎、佐用川円光寺のみを対象）により、佐用川円光寺で避難判断相当水位の超過時点で覚知することができ、防災行政無線で住民への放送を行った。また、佐用川佐用、千種川上三河、志文川三日月の水位計については、避難判断水位を超過した段階で、フェニックス防災システムが、ポップアップで通知する機能があった。ただし、19時58分の佐用川はん濫警戒情報（避難判断水位到達情報）について本部室ではその確認作業をしていない。

（2）パトロール・電話等による情報収集

20時頃までは、各対策部や各地域対策部によるパトロールを行っていた。

建設対策部では、16時頃幕山川・大日山川合流地点のパトロールを行ったが異常はなかった。18時過ぎ甲大木谷集落の道路への土砂の流入現場の確認を行い、19時30分頃には水谷線智頭線高架下道路で土砂の流入による通行止めを行った。20時から豊福、平福のパトロールを行い、21時過ぎ頃に帰庁しようとしたがすでに町中心部が浸水しており、本庁舎に帰ることができず町民プールで待機した。また、途中から対策本部に電話がつながらなくなり連絡が取れなくなった。

消防本部では、17時46分危険箇所のパトロールに2隊出動し、19時20分帰署（山田～幕山～大酒各地増水あるも異常なし）、19時32分帰署（石井～三河～米田各地増水あるも異常なし）した。

佐用地域対策部では、20時18分頃から佐用川のパトロールを行い、川の越水はなかったが、山からの水や内水による一部浸水の確認を報告した。21時20分頃、再度パトロールを試みたが、浸水によりできなかった。

上月地域対策部では、19時40分頃に久崎地区のパトロールを行い、同地区全体で内水による道路冠水が発生していることを確認し報告した。

本部では、20時まで平成16年9月の災害で被害が大きかった地区の自治会長などへの電話による情報収集、住民からの電話などによる各地域の情報収集を行っていた。

3. 3 防災関係機関相互の情報共有（佐用町）

（1）気象台との情報共有

町地域防災計画では、町（本部室）は、神戸海洋気象台から防災気象情報提供システムにより連絡を受け、町長へ報告するとともに庁内関係者へ伝達することとなっている。

8月9日20時10分宍粟市と佐用町に土砂災害警戒情報が発表され、町ではひょうご防災ネットのメール配信で同情報を受信した。

なお、本庁舎2階に設置されていたフェニックス防災システムでの通知は、同時刻には確認作業がされていない。

20時15分、神戸海洋気象台から町本部に土砂災害警戒情報の発表について電話連絡があった。以降、同気象台から町への電話はつながらない状況となった。

神戸海洋気象台では、市町等との間での情報交換を行うため、市町等専用の回線（一般には非公開）を確保しており、災害時には専用回線を通じて町から同気象台に連絡できる体制を整えている。災害当日は、同気象台から土砂災害警戒情報発表の電話連絡があったが、町からは同気象台に連絡をとっていない。

（2）兵庫県との情報共有

町地域防災計画では、災害情報の伝達手段として、町は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力すること、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報をとりまとめフェニックス防災システムに入力すること、災害情報の報告を行うに当たり、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用することとなっているほか、町（総務対策部）及び防災関係機関は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努めることとなっている。

また、同計画による県から町への情報伝達先は消防本部となっており、災害対策本部には消防本部が伝えることとなっている。

当日、水防指令及び佐用川に係るはん濫警戒情報は県から消防本部に伝えられ、消防本部から町災害対策本部に伝えられたが、佐用川避難判断水位超過に関する情報が、消防本部から町災害対策本部に伝わっていない。

21時15分本部長（町長）が直接、携帯電話で県に被災状況の報告を行い、それ以降、随時、町長が県と直接、携帯電話を活用して被災状況や支援を必要とする事項などについて情報交換を行った。

フェニックス防災システムによる被害状況の報告は22時20分に行われた。

4. 1 町からの情報伝達（佐用町）

（1）防災行政無線による情報伝達

町地域防災計画では、防災行政無線等の管理、災害時情報連絡への専任担当者の配置等により、情報を一元管理する計画となっていたが、今回の災害時には、専任担当者は配置されなかった。

また、防災行政無線を使った避難準備情報や避難勧告などは、サイレンを伴った「緊急時放送」により放送を行うことになっていたが、実際には、サイレンを伴わない「通常放送」を行った。（「緊急時放送」は、同時刻に集落放送が流れている場合に割り込み放送ができるが、通常放送は同時刻に集落放送が流れていると、発信内容が放送されない仕様となっている。今回の災害では、そうした事例はなかった。）

（2）防災行政無線以外による情報伝達

地域防災計画では、緊急時の伝達手段として、防災無線以外に、さよう安全・安心ネット、佐用チャンネル及び広報車等を利用することとなっていた。しかし、さよう安全・安心ネット、佐用チャンネル及び広報車で情報発信は行われなかった。佐用チャンネル以外の放送機関に対しては、町から伝達を行う計画はなく、今回の災害でも情報発信は行われなかった。

また、計画では情報発信先として、社会福祉施設や観光施設などの関係機関に、各担当部署より電話連絡をする計画であったが、連絡は行われなかった。

（3）町からの情報伝達の内容

8月9日19時45分に佐用川円光寺水位3.7m超過（避難判断相当水位）による河川監視警報システムのサイレン吹鳴があり、町では、避難準備情報として久崎地区に「千種川久崎地点 佐用川円光寺地点の水位が避難判断水位に到達したため、ただ今久崎小学校のサイレンが鳴りました。1時間後には、はん濫危険水位に達する見込みです。久崎集落の方は今後の避難情報に注意してください。」と防災行政無線による放送を行った。

ひょうご防災ネットのメール配信で土砂災害警戒情報を受信、本部長指示により、20時29分に全町を対象に「佐用町に土砂災害警戒情報が発表されました。家の裏山の急なところは特に土砂災害に注意してください。危険を感じたらすぐに安全なところに避難してください。」と防災行政無線による放送を行った。

佐用地区川原町の住民から家屋浸水の連絡を受け、副本部長（副町長）が防災行政無線による放送を指示し、20時56分と同59分に避難準備情報として佐用地区川原町に対し避難を促す放送を行った（放送内容の履歴なし）。

佐用地区新町の住民から山からの水で家屋が浸水しているとの連絡を受け、副本部長（副町長）が避難勧告発令の指示を行い、21時10分に防災行政無線で佐用地区新町に「新町山側と佐用小の下から佐用川までの間の方は安全なところに避難してください。」と避難勧告を放送した。

地域からの被害の情報、河川監視警報システムの佐用川円光寺の河川水位が上昇を続けていることに加え、フェニックス防災システムでは佐用地域の雨量が継続して増加していたことから、本部長・本部室部長・本部室副部長が協議し、21時20分に全町に「降り続く雨のため非常に危険な状況になっています。このため近くの安全なところに避難してください。避難の際は足元に十分に注意してください。」と避難勧告の放送を行ったが（「4. 3 防災行政無線による伝達文（佐用町）」を参照）、放送内容の定型化ができておらず、避難準備情報なのか避難勧告なのか明確でなかった。20時56分の放送を避難勧告と思った住民もあった。また、避難指示は発令していない。

4. 2 地域における情報伝達（佐用町）

（1）防災行政無線による情報発信

防災行政無線を用いて、各集落で集落内に一斉放送ができるシステム「地区遠隔端末装置」が、全142集落のうち109集落に設置されていた。このうち、今回の災害時には地区遠隔端末装置を用いて、集落内への一斉放送が行われた集落は、19集落であった。集落によって、防災行政無線の利用の有無・頻度に大きな差があった。

なお、48の集落では、役員と消防団が連携して防災行政無線、電話、訪問等により、集落の住民へ避難の呼びかけなどを行った。

（2）防災行政無線による放送内容

地区遠隔端末装置を用いた集落内放送を活用し、集落の状況に応じた、きめ細かな放送が多く行われた。例えば、越水前に公民館等への避難を促す放送、越水後に浸水で通行できなくなった箇所を伝える放送、外出せずに自宅の2階への避難を呼びかける放送などが行われている。

その一方で、地区遠隔端末装置を用いた集落内の放送を行わなかった集落もあり、活用状況には差があった。

（3）防災行政無線の聴取

佐用町では、防災行政無線の受信装置として、町内39箇所に屋外拡声器を設置するとともに、原則、全戸に戸別受信機を配備していた。

しかし、今回の水害時の受信状況については、佐用町災害復興計画検討委員会のアンケート調査の結果によると、避難した人のうち54.3%と約半数の人が、防災行政無線の放送を聞いていなかった。

4. 3 防災行政無線による伝達文（佐用町）

佐用町での伝達文は以下のとおり。

日付	開始時刻	終了時刻	通信時間	発信	放送対象	対象地区	放送内容
8月9日	19:45:48	19:47:40	0:01:52	本庁	久崎地区	久崎地区	千種川久崎地点 佐用川円光寺地点の水位が避難判断水位に到達したため、ただ今久崎小学校のサイレンが鳴りました。1時間後には氾濫危険水位に達する見込みです。久崎集落の方は今後の避難情報に注意してください。
8月9日	19:49:50	19:55:20	0:05:30	本庁	全町	全町個別一括	定時放送
8月9日	19:57:18	19:58:57	0:01:39	本庁	佐用地区	佐用地区個別一括	消防団出動要請（佐用地区）
8月9日	20:29:09	20:31:03	0:01:54	本庁	全町	全町個別一括	佐用町に土砂災害警戒情報が発表されました。家の裏山の急なところは特に土砂災害に注意してください。危険を感じたらすぐに安全なところに避難してください。
8月9日	20:37:03	20:37:21	0:00:18	上月支所	上月地域	上月支団	不明
8月9日	20:39:31	20:40:57	0:01:26	上月支所	上月地域	上月地域	消防団上月支団から連絡します。現在町内各地で災害が発生しています。各分団においては管轄危険箇所を巡回してください。必要に応じて担当副団長と連絡を取り合ってください。
8月9日	20:51:19	20:51:40	0:00:21	本庁	江川地区	江川地区	不明
8月9日	20:52:06	20:53:25	0:01:19	本庁	江川地区	江川地区	消防団招集「不明」
8月9日	20:56:01	20:57:33	0:01:32	本庁	佐用地区	佐用地区川原町	避難を促す放送
8月9日	20:59:03	21:00:35	0:01:32	本庁	佐用地区	佐用地区川原町	避難を促す放送
8月9日	21:03:43	21:04:57	0:01:14	三日月支所	三日月地域	三日月地域	消防団会議の招集
8月9日	21:06:34	21:07:14	0:00:40	本庁	江川地区	江川地区	不明
8月9日	21:07:26	21:07:29	0:00:03	本庁	—	南光地区	強制停止
8月9日	21:08:20	21:09:51	0:01:31	本庁	全町	全町個別一括	不明
8月9日	21:10:17	21:11:45	0:01:28	本庁	佐用地区	佐用地区, 新町	新町山側と佐用小の下から佐用川までの間の方は安全なところに避難してください。（避難勧告）
8月9日	21:20:03	21:22:00	0:01:57	本庁	全町	全町個別一括	降り続く雨のため非常に危険な状況になっています。このため近くの安全なところに避難してください。避難の際は足元に十分に注意してください。（避難勧告）
8月9日	21:49:54	21:51:27	0:01:33	南光支所	—	—	国道179号太田井橋～下徳久駅前冠水のため通行止め 県道373号下徳久住宅前冠水のため通行止め
8月9日	21:51:42	21:53:03	0:01:21	本庁	全町	個別拡声全町一括	屋内の安全なところに避難するよう放送
8月9日	22:14:09	22:17:32	0:03:23	本庁	全町	個別拡声全町一括	自衛隊に派遣要請したこと、屋内の安全な場所に避難するように放送
8月9日	22:18:48	22:20:11	0:01:23	本庁	全町	個別拡声全町一括	前段不詳 危険を感じた場合は外へ出ず、建物の2階などへ避難してください。
8月9日	22:24:25	22:27:28	0:03:03	本庁	全町	個別拡声全町一括	自衛隊に派遣要請したこと、屋内の安全な場所に避難するように放送
8月9日	23:20:42	23:22:37	0:01:55	本庁	全町	個別拡声全町一括	不明
8月9日	23:43:22	23:45:10	0:01:48	本庁	全町	個別拡声全町一括	雨の状況は峠を越え水位もやや下がっていますが、土砂災害には依然として厳重な注意が必要です。また危険ですので不用意な見回りはせず、安全なところで避難を続けてください。

4. 4 広報紙（佐用町）

広報
さよろ
平成21年9月
臨時号

台風9号豪雨による
応急対策などのお知らせ

豪雨によって被害を受けた皆さま
まにに対する支援制度などについてま
めましたが、すべてを記載できません
ので、**くわしくは担当課、または
関係機関に必ずご相談ください。**

被災された皆さまへのお見舞いと復興に向けて

台風9号による記録的な集中豪雨によって、想像を絶する大災害が発生して以来、
苦しく辛い日々が続いています。

亡くなられたかた18名、行方不明のかた2名、家屋被害は1980棟にもおよび、
田畑や山林、道路や上下水道などのライフライン、病院や公共施設など、あらゆる
ものに甚大な被害が発生し、町民の平穏な生活が一瞬のうちに破壊されてしまいま
した。

亡くなられたかたがたのご冥福と、行方不明のお二人が一刻も早く見つかること
をお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆さまに心からお見舞い申し上げ
ます。

町としては、災害の規模があまりにも大きく、お一人おひとりに思うよ
うな対応ができず、申し訳なく思っておりますが、行方不明のかたの捜索と被災さ
れた皆さまの生活支援を第一に、全職員が一丸となって対策に取り組んでおります。
この災害は、一つの町の対応力をはるかに超えており、悪夢を見ているような惨
状ですが、県をはじめ、自衛隊や警察、消防、県内外の自治体、多くの企業や団体、
そしてボランティアの皆さまに連日救援に駆けつけていただき、行方不明のかたの
捜索やライフラインの復旧、家財や泥の片付けなどに献身的な活躍をいただいでお
りますこと、本当にありがとうございます。

被災されたかたがたも多く、支援を力に、助け合い、支え合いながら必死に頑張っ
ていただいでいますことに心から敬意と感謝を申し上げます。

町も皆さまの必死の努力によって、疲労の色が濃い中にも、復旧・復興に向け、
歩みを始めたように感じるところです。

町としては、国、県の支援をいただきながら、被災された皆さまが一日も早
くこれまでにとおりの生活を取り戻せるよう、できる限りの支援を行い、佐用町の創
造的復興に全力を上げて取り組んでまいります。

復興で傷ついたわが故郷を、以前にも増して美しく、安全に住み良い町に復興す
るために、町民の皆さまのより一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。
最後になりましたが、全国からの励ましのお言葉、たくさんの義援金や数々の支
援活動をいただきましたことに心から感謝し、今後とも更なる温かいご支援を賜り
ますようお願い申し上げます。

平成21年8月31日 記 佐用町長 庵谷 典章

福祉医療の一部負担

災害の程度によって、本年8月から来年1月
まで一部負担金を減免します。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

町営住宅の家賃

被害を受けた町営住宅で、避難している入居
者がいる団地を対象に、本年8月から修繕完了
までの家賃を免除します。対象世帯には別途通
知します。

■お問い合わせ 建設課 ☎82-2019

水道料金

災害で断水、または飲料水として使用できな
かった世帯は、9月請求分の基本料金を免除し
ます。また全壊から床上浸水までのり災証明に
よって、10月と11月の基本料金を超過する料
金を免除します。

■お問い合わせ 水道課 ☎86-1212

下水道料金

全壊から床上浸水までのり災証明によって、
9月請求分を免除します。

■お問い合わせ 下水道課 ☎86-1213

その他

タクシー助成券の追加発行

り災証明が発行されたかたは2冊追加購入できます。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

災害ごみ

佐用クリーンセンターが管ケ丘公園グラウン
ドに直接持ち込んでください。災害ごみと家屋
解体廃材などは分別して、指定の場所にお願
いします。なお、処理手数料は免除します。

■お問い合わせ

佐用クリーンセンター ☎82-0293

手数料の無料化

住民票、印かん証明など、災害手続きに関す
る手数料は無料です。窓口でお申し出ください。

■お問い合わせ 住民課 ☎82-0660

税務課 ☎82-0662

国民健康保険税は住民課

☎82-0660

【所得税】 災害で住宅や家財などに損害を受
けた場合、平成21年分の確定申告で所得税
の一部、または全部が軽減されます。

■お問い合わせ ☎0791(23)0231

相半税務署

【県税】 被災状況によって、納税の猶予や減
免などが適用されます。

■お問い合わせ

龍野県税事務所 ☎0791(63)5126

自動車取得税は姫路県税事務所

☎079(233)8260または8261

保育料

被害の程度によって、本年8月から10月、
または来年1月まで、保育料の一部、または全
額を減免します。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

高校の就学援助

授業料の徴収猶予や減免があります。各高校
へお問い合わせください。

国民健康保険の医療費の一部負担

被害の程度によって、原則3か月（最長6か
月）の期間で一部、または全額を減免します。
社会保険などは、各保険者にお問い合わせく
ださい。

■お問い合わせ 住民課 ☎82-0660

介護保険料とサービス利用者負担

災害の程度によって、本年8月から11月、
または来年3月まで、保険料とサービス利用者
負担の一部、または全額を減免します。

■お問い合わせ 健康課 ☎87-8020

後期高齢者医療の保険料と一部負担

災害の程度によって、保険料は本年8月から
来年7月まで、一部負担金は原則3か月（最長
6か月）の期間で一部、または全額を減免します。

■お問い合わせ 福祉課 ☎82-0661

②全壊・大規模半壊住宅の再建方法に応じた支給される加算支援金

住宅の再建方法	建設費	補修費	賃借費
全壊	200万円	100万円	50万円
大規模半壊			(公営住宅以外)

※半壊家屋の解体も対象になることがあります。

- お問い合わせ 086-8755 (上月) 災害復興対策室
- 082-2460 (佐用) 復興支援課 078 (362) 4339

フェニックス共済

条件によって最高600万円の給付を受けることができます。加入者のかたには、(財)兵庫県住宅再建共済基金からお知らせがあります。

- お問い合わせ 082-2460 (佐用) 復興支援課 078 (362) 9400 (財) 県住宅再建共済基金

小中学校の学用品などの支給

災害による経済的な理由で、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品などを援助します。

- お問い合わせ 教育委員会 082-2424

雇用保険の支給など

災害で事業所がやむを得ず休業し、一時的に離職する場合、失業保険の基本手当が支給されます。

- お問い合わせ ハローワーク龍野 0791 (62) 0981

公的融資制度

被災者生活復興資金の貸付

住家被害を受け、全壊・半壊・床上浸水の「り災証明」の交付を受けたかたは、または自家用自動車に被害を受け、被災証明書の交付を受けたかたなどに、必要な資金を無利子で貸し付けます。(所得制限などがあります)。

- 資金使途 家具・家庭用電気製品など生活必需品の修理・買い替えや、自家用車の修理・買い替えなど
- 限度額 300万円

「り災証明書」に記載されている被害の程度で、適用される制度が多くあります。「り災証明書」の取得がまだのかたは、お早めにお願いたします。

- 発行場所 役場第2庁舎と上野支所
- 発行日時 午前9時～午後5時 土・日・祝日を除く

支給制度

災害弔慰金

災害で亡くなったかたの遺族に支給いたします。

区分	弔慰金の額
生計を維持していたかた	500万円
上記以外のかた	250万円

- お問い合わせ 住民課 082-0660

災害援護金および緊急見舞金

被災者世帯に、被害の程度によって、災害援護金および緊急見舞金を支給します。

区分	援護金の額	見舞金の額
全壊	20万円/世帯	10万円/世帯
大規模半壊	10万円/世帯	10万円/世帯
半壊	10万円/世帯	5万円/世帯
床上浸水	5万円/世帯	2万円/世帯

- お問い合わせ 住民課 082-0660

被災者生活再建支援制度

住宅が全壊、大規模半壊するなど、生活基礎に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給する制度です。

①基礎支援金

住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	
				世帯の損傷割合	支給額
支給額	100万円	50万円	25万円	10%未満	5万円
				20%未満	15万円

※床上浸水は家屋の損傷の程度に応じて支給されます。

- 無利子奨学金 【大学】各大学にご確認ください(学力・家計基準があります)。
- 【高校】通常の受付は行いません。領収書などあれば、対応できる場合があります(所得制限があります)。各高校にご確認ください。

災害復興住宅融資

- 災害によって、住宅に被害が生じたかたへの建設資金、購入資金または補修資金の融資の申込みを受け付けています。
- お問い合わせ 住宅金融支援機構 0570 (0860) 35

天災融資制度

被害を受けた農林漁業者に対して、再生産に必要な経営資金を融資する制度です。

- お問い合わせ 農林振興課 082-0667

日本政策金融公庫の農林業者に対する資金貸付

災害で売上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合に、資金貸付が行われます。

- お問い合わせ 日本政策金融公庫神戸支店 0120-959015

災害復旧資金貸付

事業所復旧のための融資が受けられます。

- お問い合わせ 日本政策金融公庫姫路支店 079 (225) 0571

経営円滑化貸付(災害復旧枠)

災害復旧に必要な設備資金、運転資金が対象です。

- お問い合わせ 商工観光課 082-0670

減免制度

税金

【町県民税・固定資産税・国民健康保険税】被害の程度や前年所得などによって、町税などの一部、または全額が減免されます。

- お問い合わせ 町県民税・固定資産税は税務課 082-0662

4.5 マスコミへの対応（佐用町）

初動時には、報道機関への適切な対応ができなかった。被害状況のまとめもはかどらず、報道各社への情報提供も個別対応に対して随時回答していたため、回答内容が統一されたものではなかった。

多くの報道関係者が、本庁舎2階の災害対応事務室前の廊下で待機しており、副町長と総務課長が随時その質問に答えていたが、8月10日から報道機関控え室を別館2階に設け、そこで町長が記者の求めに応じて随時対応した。

8月12日からは、総務対策部に報道担当者を配置し、窓口を一つにして対応を行い、記者会見室を設け、9時と17時に町長や副町長が定期的に会見を行うこととした。

会見時は資料（表2-4-1参照）を配布し、それをもとに説明した。記者会見は8月25日まで続けられ、その後は記者会見を行わずに、各社に資料を送付するようにした。

表2-4-1 マスコミ用資料の掲載項目（平成21年8月17日19時現在の資料から抜粋）

1 被害の状況 (1) 人的被害 死者、行方不明者、負傷者 (2) 住家被害 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水 (3) 非住家被害 公共建物浸水被害 (4) 農地被災 (5) 病院 (6) 道路関係 (7) 橋梁 (8) 河川 (9) ライフライン 電気停電、水道断水 (10) 公用車の被害 (11) 林道・治山関係 (12) 農業用施設被災	7 物的支援 8 ボランティア センター設置場所、ボランティア参加者の集合場所、窓口 9 義援金 振込みの場合、現金書留の場合 10 被災者への支援 給水活動、消毒液及び消石灰の配布、被災地へのマスク配布、ごみの収集、無料入浴、笹ヶ丘荘入浴送迎サービスの開始、避難所宿泊者「湯郷温泉無料入浴サービス」の開始、応急仮設住宅及び雇用促進住宅の入居に係る相談窓口の設置、緊急一時宿泊所の開設、被災者生活再建支援及びフェニックス共済相談窓口の設置、給食支援、ホームページ、ケーブルテレビが映らなくなった場合の連絡先、仮設トイレの設置、医療・相談活動
2 道路通行障害	11 イベント等の中止
3 孤立地域の状況	12 その他 NTTDocomo及びKDDIから携帯電話を借用、佐用町災害対策本部設置時間、家屋被害調査、食中毒の疑い、台風9号による豪雨被害緊急110番、町内外ボランティアによる災害記録映像の制作、総務大臣視察、JAFによる故障車の無料けん引について、気象状況
4 交通機関	
5 避難の状況 避難準備情報、避難勧告、避難所の開設状況及び避難人員	
6 人的支援 県及び各市町からの支援、自衛隊の派遣、警察からの支援、日本レスキュー協会	

5. 1 消防本部による活動（佐用町）

(1) 8月9日、10日の救助活動

隊名	時間	主な活動状況
ポンプ車隊（3人）	20:18 ） 2:59	逃げ遅れ者1人を救出後、移動中に要救助者を発見したが救助活動中に周辺冠水、身動き出来ず、約3時間胸まで濁流に浸かり孤立、水位低下後引き続き活動
積載車隊（3人）	20:58 ） 6:48	途中3人の隊員が支所より合流、急流のためゴムボート使用不可、下流域へ徒歩で移動し活動
多目的車隊（3人）	21:04 ） 0:35	救助活動中に車両水没、逃げ遅れ者を誘導しながら冠水した道路を徒歩で移動
支援隊・指揮隊	0:29 ） 8:25	姫路市消防局、相生市消防本部、たつの市消防本部の支援を受け、被害の大きい地区の安否確認を実施

(2日間で21件の救助活動、37人を救出)

(2) 8月10日以降の救急活動

- ① 8月10日～16日の出場件数 65件（通常の約5倍）
- ② 傷病状況の変化
 - 10日 避難中の負傷
 - 11日 持病のある人の避難所からの搬送
 - 12日 復旧作業中の負傷、気分不良
 - 13日 復旧作業中、避難所での熱中症、食中毒疑い（現地本部 救護所設置 11人を搬送）

(3) その他の活動状況

- ・緊急通報の受信状況 ～ 8月9日 146件、8月10日 70件
- ・孤立集落の調査(4集落) ～ 8月13日 17:20 孤立解消を確認
- ・危険物施設の被害状況調査 ～ 管内95施設のうち半壊1件、浸水30件、土砂流入1件
- ・被害を受けた危険箇所等の点検 ～ 8月19日から22日に実施
 佐用地域危険箇所 30箇所、上月地域 16箇所、南光地域 2箇所
 調査結果に基づき、8月23日消防団員約250人が応急処置を実施
- ・被災地域の浸水深調査 ～ 浸水地域における最深地上高を実測（久崎地区最大2.3m）
- ・行方不明者の一斉捜索 ～ 8月27日、佐用警察署と合同で実施
- ・消防本部の被害状況 ～ 車両水損3台、本部庁舎床上2cmの浸水
- ・河川水利部署、進入路の点検実施 ～ 9月14日から26日に実施

(4) 8月9日から8月31日までの活動まとめ

火災出動	0件	
救助出動	23件	救出39人
救急出場	103件	搬送106人
その他出動	16件	
活動車両	延べ194台	活動人員 延べ565人

(佐用町消防本部の規模：車両 12台、人員 42人)

5. 2 消防団による活動（佐用町）

（1）消防団の出動

町には55分団があり、定数は1,245人、団員数は1,124人である。

災害当日、消防団は全分団出動し、団員の出動率は64.9%であった。

8月9日の各支団の出動団員数は、佐用支団218人、上月支団132人、南光支団222人、三日月支団157人で合計729人であった。

三日月地域では、15時30分頃から出動し、土のうを設置したり、河川の巡回を行った。

上月地域では、18時頃から出動し、国道沿いの堤防の巡回、土のうの設置を行った。

南光地域では18時30分頃から出動し、土のうを設置したほか、20時頃には、一部分団が道路の通行止めによる誘導や警戒活動を行った。

佐用地域では、19時頃から出動し、地域の巡回や土のうの設置などを行った。

（2）消防団の活動

消防団では、8月9日15時30分頃から地域の要請及び分団長の指示などにより、多くの分団が地域情報の把握、避難誘導及び住民の救助などの活動を行った。

消防団は、外出していた者や道路の冠水などにより出動できない者、団員自身の住居が被災した者があるなど、全団員が出動できない中、地域の被害軽減に努めたが、床上浸水となった地域では、浸水深が深くなった時点や流速が速くなった時点から活動することができなかった。

5.3 自主防災組織による活動（佐用町）

（1）自主防災組織の体制・活動

佐用町では集落自治会が自主防災組織として活動している。

自主防災組織の体制は、各集落により異なっており、一般的な例としては、会長と副会長の下に、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班、衛生清掃班、安全点検班、防犯・巡回班、女性防火委員があり、それぞれの班に平時と災害時の役割がある。例えば、救出・救護班は、平時には、資機材確保や整備を行い、災害時には、救出・救護活動を行う。

8月9日、各地域の自主防災組織は、自治会役員を中心に早い地区では15時頃から集まり、テレビなどで得た気象情報や、各地域での降雨、河川、山の状況などから過去の災害の経験をもとに、今後の対応などの協議を行い、21時までに、55集落で役員が参集し、集落で危険な箇所の見回りや土のう積み等を行っていた。

特に、住民の避難を促すため各戸を訪問するなど消防団と協力し避難誘導などの活動を行った。

（2）地域と町との情報連携

各地域の自主防災組織は、テレビなどの気象情報や各地域の降雨の状況をみながら見回りなどを行い、過去の災害で危険であった地域内の河川や道路の状況などを把握し、電話、訪問及び防災行政無線による地区内放送などにより、住民に情報を伝達するなど積極的に活動したが、町との情報連携は十分ではなかった。

一方、町では、過去の水害で被害が大きかった地域の自治会には20時頃までは連絡を取り、地域の状況などの情報を得ることができていたが、20時以降は連絡をとっていない。

6. 1 広域応援体制（佐用町）

（1）兵庫県への応援要請と支援

町は、被害規模がほぼ全町にわたる大規模な災害となったため、町が単独で災害対応するのは困難と判断し、8月10日に「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、県に対して職員派遣の要請を行った。

保健師や農業土木職員など専門職、技術職の派遣を要請したほか、被災者の生活再建へ向けた相談業務やボランティアセンター運営などに係る職員についても派遣要請を行った。

支援を要する業務の内容や人員の把握、県への依頼等応援要請に関する事務は、窓口を一本化し、災害対策本部の防災担当者が行った。主な支援内容は、避難所等における健康相談、心のケア業務、農地、農業用施設の被害状況調査、家屋被害認定の調査などであった。

ただし、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく上下水道施設の復旧など水道関係の応援要請に関する事務は、水道課が行った。

県では、県からの派遣職員の取りまとめ等の事務は、災害当初は市町振興課が窓口となっており、後に防災企画課が窓口となって行った。

県では、専門職員の派遣など過去にない支援体制が生まれ、町は多くの職員の派遣を受けた結果、総数の確保はできたが、派遣された職員の専門的能力と町の現場でのニーズ把握や調整が困難を極め、一部では職員の能力と現場のニーズに合った配置ができないことがあった。

（2）他市町への応援要請と支援

県への応援要請と同様に、他市町に対して8月10日に「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき職員派遣等の要請を行った。他市町への派遣要請は、市町振興課が窓口となって連絡調整した。

土木技術職員、家屋被害認定調査の知識を有する職員のほか、避難所運営などに係る職員についても派遣要請を行った。

また、水道関係については「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、給水車の支援を要請し、ごみ、がれきの搬出、処理については「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、職員の派遣要請とともにパッカー車やダンプカーなどの応援要請を行った。

他市町の支援業務の内容や派遣人員のとりまとめなど応援要請に関する事務は、窓口を一本化し、災害対策本部の防災担当者が行ったが、給水やごみ処理関係の業務に関する事務は、それぞれの対策部が行った。

給水やごみ処理関係業務以外の主な支援内容は、公共土木施設の被害状況調査、災害査定業務、家屋被害認定の調査、避難所の運営、物資搬送支援などであるが、支援が必要な業務への職員数や派遣期間などの的確な把握ができないことがあった。

（3）応援協定の活用

広域防災応援協定には、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」、「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」及び「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」などがある。

災害時の被害規模が大きく、町単独での災害対応が困難であったため、これらの災害時相互応援協定に基づき、職員の派遣、防災資機材の提供、車両などの支援を要請した。

近隣市町との応援協定である「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」に基づく支援要請は行っていないが、近隣市町の自主的な判断により、多数の支援が行われた。

また、民間との災害時における応援協定として、NPO 法人コメリ災害対策センター及びマックスバリュ西日本株式会社と「生活物資の確保及び供給に関する協定」を結んでおり、被災者の生活物資確保や資機材の確保にあたり協定を有効に活用できた。

(参考) 人的支援一覧表

派遣元	期間	支援内容、延べ人員など
県	8/10～	災害対策本部支援、家屋被害調査、被災者生活相談支援など 911名(12/25時点)
各市町	8/10～	給水支援、災害ゴミ収集、家屋被害調査など 1,218名(12/25時点)
自衛隊	8/9～8/23	捜索活動、給水支援 動員数996名、車両213台、給水138.1t
警察	8/9～	捜索活動 動員数5,253名(9/6時点)(※捜索活動継続中)
広域消防相互 応援協定	8/10	姫路消防・たつの消防・相生消防より応援 指揮隊1台3名、救助隊2台8名、ボート隊4台11名

支援内容	期間	延べ人員など
健康相談	8/11	町内各避難所の巡回健康相談実施(町保健師8名、龍野保健所保健師5名)
	8/11～8/15	防疫・健康調査の実施(計1,270世帯・延べ1,339名) 町保健師延べ26名、龍野・赤穂保健所保健師延べ26名、応援延べ89名
	8/16～8/17	要継続者への訪問(計60名、内、更に要継続フォロー21名) 町保健師延べ14名、龍野保健所保健師1名、その他1名
歯科健康相談	8/14～8/20	佐用郡歯科医師2名、病院歯科3名、その他1名、県衛生士2名、 財団法人5名、その他2名
こころのケア対策	8/20～3/17	医師57名、精神保健福祉士15名、看護師9名、県保健師59名
農林関係	8/11～8/18	農地・農業施設の被害初期調査、山林の初期被害調査、建物被害調査 普及センター12名・共済組合15名・県土地改良26名・県治山課12名
	9/11～11/18	災害査定、延べ人員234名
土木関係	8/25～12/25	被害調査・災害査定、15市町延べ544名
家屋被害調査・ り災証明発行	8/13～8/23	家屋被害調査を11日間実施、2,325件の調査 毎日1班2名編成で20班、40名の調査員で実施 県職員延べ141名、市町延べ188名、り災証明発行8/25～9/30まで1,110件
	8/28～9/7	再調査、市町延べ24名、り災証明発行9月6日～30日まで327件
水道広域応援	8/10～8/20	給水車による応援給水及び応援物質 応援：27市町、2企業団、自衛隊 応援給水車：231台(内自衛隊34台) 保存飲料水：6,216本、ポリ袋：16,010枚、ポリタンク：583個
	8/11	現地調査のための人的支援、現地調査3名
	8/13～8/17	応急復旧のための人的支援、復旧支援延べ34名
下水道広域応援	8/10～8/21	県、6市町、1事業団、県技術センター、連合会、業者による支援
	8/13～8/23	各地域、兵庫県建設業協会(姫路・尼崎支部ほか)災害ボランティア活動
道路堆積土砂・ ゴミの除去	8/20	町道暗渠・側溝清掃 兵庫県環境事業商工組合・中播磨環境整備事業組合ボランティア活動
	8/11～8/26	応援24市町、延べダンプ464台、バックカー車209台、その他122台 兵庫県建設業者組合から多数支援あり

6. 2 兵庫県内消防応援隊の活動

地震、風水害その他大規模な自然災害で応援活動が必要な場合には、「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づく応援の実施を行うこととされており、同協定に基づき、8月10日、佐用町に、姫路市消防局4隊14人、たつの市消防本部2隊5人、相生市消防本部1隊3人の計3消防本部7隊22人が出動し、佐用町久崎地区において約100件の安否確認調査を実施した。

【佐用町への広域応援に係る確認の状況】

8月9日

- 21:50 佐用町の状況を把握した県災害対策課から姫路市消防局(兵庫県広域消防相互応援協定に定める西播地域の代表消防本部)に応援要請の有無について確認
- 22:05 佐用町消防本部に応援要請の実施状況について確認。被害の全容が不明、(要請については)これから検討との回答
- 22:18 姫路市消防局に対し、佐用町からの応援要請の有無を確認。要請はないものの応援について検討中との回答
- 22:40 姫路市消防局から播磨地区の消防本部の派遣人員のとりまとめを実施中の旨の連絡
- 24:00 姫路市消防局へ確認し、以下の情報を得た。
 - 23:30 出発 指揮隊1隊、救助工作1隊、ボート2隊
 - たつの消防本部 23:30 出発 救助工作隊1隊
 - 相生市消防本部 23:35 出発 ボート1隊

県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行うこととされており、広域航空消防応援により、消防庁長官を通じて鳥取県防災ヘリコプターに応援出動を要請し、8月10日に円山川の河口付近で船の転覆による行方不明者1人の捜索を実施した。

また、県内消防団による応援については8月13日から8月26日の間、県内各市町の消防団員延べ約1,300人が、佐用町において行方不明者の捜索活動、被害住宅の家財整理支援、泥かき清掃等を実施した。

6.3 自衛隊の災害派遣要請

人命または財産の保護のため、知事は自衛隊に対し部隊等の派遣を要請することとされているが、兵庫県は、8月9日21時26分、佐用町長からの災害派遣要請の依頼を受け、同日21時42分陸上自衛隊第3特科隊（姫路）に対して電話で災害派遣要請を行った。

8月9日から23日までの間、人員944人、車両221両、水トレーラー38台が活動を行い、佐用町及び宍粟市において捜索・救助活動及び給水支援活動を実施した。

8月23日12時をもって、自衛隊による災害派遣を終了した。

【陸上自衛隊の活動状況】8月9日～10日

8月9日

- 21:26 佐用町長から県災害警戒本部への電話連絡で、自衛隊への派遣要請の依頼を受ける。
- 21:42 県から陸上自衛隊第3特科隊（姫路）に派遣要請
- 22:45 西播磨県民局が佐用町と自衛隊の行き先を調整
- 23:35 連絡員が佐用町役場へ向かうも、冠水により役場に近づくことができないため、西播磨県民局へ目的地変更

8月10日

- 0:05 連絡員西播磨県民局に到着
- 2:12 災害派遣部隊（第1陣）西播磨県民局着
- 3:20 西播磨広域防災拠点において、自衛隊の活動支援用に船外機付ボート4艇を貸出、以後、佐用町へ出発
- 5:13 捜索・救助活動を開始
- 5:50 災害派遣部隊（第2陣）佐用町幕山着
- 9:40 西播磨広域防災拠点を前進拠点として活用したい旨の依頼、県民局に連絡し利用を可能とした

6. 4 TEC-FORCE の派遣

兵庫県からの要請を受けた近畿地方整備局では、8月11日、河川部を中心に、企画部、淀川河川事務所及び大和川河川事務所からTEC-FORCE隊員計8人を招集した。

翌12日、整備局の公用車及び大和川河川事務所の河川パトロール車計2台にTEC-FORCE装備品を積み込み、11時に整備局を出発した。

まず、兵庫県庁に立ち寄り、兵庫県職員より現地の状況の報告を受け、今回の調査範囲の確認を行った。この時点では、兵庫県が把握している現地の被災状況をもとに、まずは被害が大きい佐用川（佐用町役場の上下流約20kmの区間）の洪水痕跡調査を行うこととなったが、調査範囲については現地の状況及び進捗状況を踏まえてあらためて兵庫県と協議することとした。隊員は現地の地理に不案内であることから兵庫県職員2人が隊員に同行し、現地での道案内を担当した。お盆の渋滞を抜け、洪水の爪痕が生々しく残る町中をぬって、佐用町役場には16:00頃到着した。

初日は調査手順（①洪水痕跡を見つけること、②痕跡調査箇所の場所を明確にすること、③洪水痕跡の地盤からの高さを測定すること）を確認し、2日目から左右岸2班に分かれて調査を実施した。

調査は基本的に徒歩で洪水痕跡を探して、痕跡を特定した後、高さを計測し記録するという流れであるが、限られた調査時間の中では測定できる地点数が限られてくる。測定できる地点数が限られた中でも、後に再現計算を行う際に洪水時の水位を再現できるよう、派遣期間内に佐用川からはん濫したと思われる全区間を調査する必要がある。このため、谷底平野が点在する地形を考慮し、狭い範囲で複数地点を測定するのではなく、時には車で移動し、地形図を見ながら同一はん濫ブロックと思われる範囲内で地点を限定（最低2点程度測定）しながら調査を進めた。

これらの調査は13日と14日午前中に行われ、佐用川からはん濫したと思われる区間での調査、兵庫県から追加で依頼された幕山川での調査を含め、2班まとめて49箇所の洪水痕跡データを取得した。14日午後、姫路土木事務所にて調査結果を取りまとめ、写真データを含む電子データ一式を兵庫県に提出し、任務を完了した。

なお、兵庫県内においては、その他20日に佐用町、朝来市、宍粟市、神河町へ技術的支援を行うため7人の派遣を受けている。

※ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）について

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を、国として円滑かつ迅速に実施することを目的として、平成20年に創設された組織である。

6.5 兵庫県と高速道路（株）との連携

(1) 有料道路通行料金免除措置

県は、被災地の緊急救援活動を迅速に実施するため、国及び高速道路(株)（西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)）及び兵庫県道路公社、神戸市道路公社と調整し、被災地支援業務のための車両の有料道路通行料金免除措置を実施した。

① 免除車両

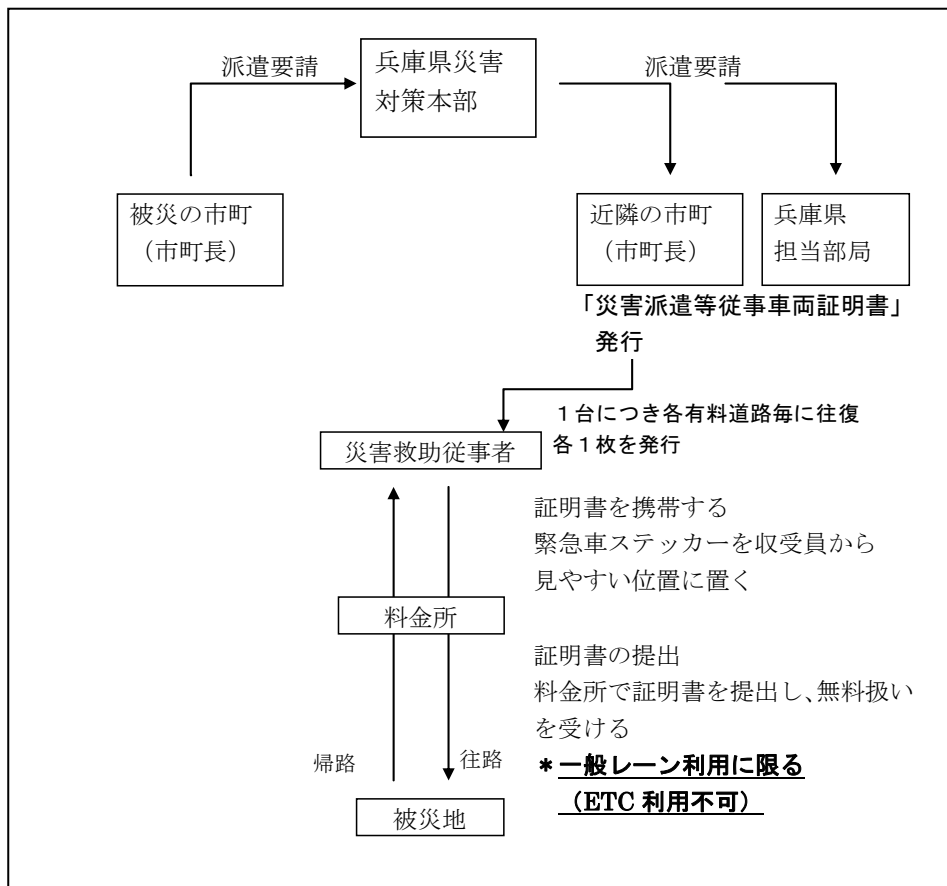
兵庫県災害対策本部等の要請を受け、被災地への支援業務のため「災害派遣従事車両証明書」が発行された車両

〔救援物資等の運搬車、ゴミ収集車、がれき運搬車、公共機関から
要請を受けたボランティア車両など〕

② 免除期間

平成21年8月12日（水）～平成21年9月30日（水）

【事務の流れ】



(2) 災害時等における相互協力に関する協定の締結

県は、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)との間で、高速道路利用者に一般道路の情報を提供するなどを盛り込んだ「災害時における相互協力に関する協定」を平成22年にそれぞれ締結した。

7. 1 避難指示・勧告等の状況（佐用町）

（1）避難準備情報（洪水）の判断指標

佐用町地域防災計画では、避難準備情報の発信を判断する指標として、千種川上三河、佐用川佐用、志文川三日月のはん濫注意水位等を、はん濫注意水位の設定がない千種川久崎、佐用川円光寺では、はん濫注意相当水位（参考水位）を用いている。

災害当日、河川水位計（量水標）のはん濫注意水位到達時間は、佐用川佐用 2.8m17時30分、千種川上三河 2.1m20時50分及び志文川三日月 1.6m22時20分で、佐用川円光寺のはん濫注意相当水位 3.0m到達時間は16時30分であったが、町では、この時間には避難準備情報を発信していない。

千種川久崎の水位計データは15時50分以降 2.88mを示していた。

8月9日19時45分に佐用川円光寺水位 3.7m超過（避難判断相当水位）による河川監視警報システムのサイレン吹鳴があり、町では、避難準備情報として久崎地区に「1時間後には、はん濫危険相当水位に達する見込みであるため、今後の避難情報に注意してください」と防災行政無線による放送を行った。

また、佐用地区川原町の住民から家屋浸水の連絡を受け副本部長（副町長）が防災行政無線による放送を指示し、20時56分と同59分に避難準備情報として佐用地区川原町に対し避難を促す放送を行ったが、久崎地区、佐用地区川原町以外の地域に対しては、避難準備情報を発信していない。

（2）避難勧告（洪水）の判断指標

佐用町地域防災計画では、避難勧告の発令を判断する指標として、千種川上三河、佐用川佐用及び志文川三日月の避難判断水位、避難判断水位の設定がない千種川久崎及び佐用川円光寺では参考水位を用いており、避難判断水位に達した時、県は、その旨を町へ通知、町はこれを受けて、住民等へ防災行政無線等で通知することになっている。

災害当日、河川水位計（量水標）の避難判断水位到達時間は、佐用川佐用 3.0m19時58分、千種川上三河 2.5m19時38分及び志文川三日月 1.88m22時50分で、佐用川円光寺の避難判断相当水位 3.7mの到達時間は19時45分であったが、町ではこの時間には住民への通知は行わず避難勧告も発令していない。

20時半頃より、各地区から被害を訴える電話が急増する中、佐用地区新町の住民から山からの水で家屋が浸水しているとの連絡を受け、副本部長（副町長）が、避難勧告発令の指示を行い、21時10分に防災行政無線で佐用地区新町に避難勧告の放送を行った。

さらに、地域からの被害の情報、河川監視警報システムで得た情報での佐用川円光寺の河川水位が上昇を続けていることに加え、フェニックス防災システムの情報では佐用地域の雨量が継続して増加していたことから、本部長・本部室部長・本部室副部長が協議し、21時20分に全町に避難勧告の放送を行った。

避難判断水位到達と避難勧告発令の時間経過について今回の災害と平成16年9月29日の災害を比較した場合、今回は、避難判断水位到達から1時間22分後に避難勧告を発令しており、平成16年9月29日旧佐用町では1時間15分後、旧南光町では1時間20分後であり、旧上月町では避難勧告は発令されていない。避難判断水位等到達から避難勧告発令までには平成16年9月29日の佐用町における過去最大の災害と同様の時間を要している。

(3) 避難指示（洪水）の判断指標

佐用町地域防災計画では、避難指示の発令を判断する指標となるような基準水位は設定をしておらず、堤防の決壊、堤防等からの漏水、越水を確認したときなどを指標として避難指示を発令することとしている。

今回の災害では、町では避難指示を発令していない。

(4) 避難準備情報、避難勧告、避難指示（土砂災害）の判断指標

佐用町地域防災計画では、土砂災害に係る避難準備情報・避難勧告の発信の判断は、県の土砂災害情報提供システムの情報を指標として行うこととしている。また、土砂災害に係る避難指示を発令するための現地情報による基準として近隣で土砂災害が発生したとき、近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたときを定めている。

県と気象台では連携して土砂災害警戒情報を発表しており、8月9日20時10分宍粟市と佐用町に土砂災害警戒情報が発表された。

町では、ひょうご防災ネットのメール配信で土砂災害警戒情報を受信、本部長指示により、20時29分全町を対象に「土砂災害警戒情報が発表されました。家の裏山の急なところは特に土砂災害に注意してください。危険を感じたらすぐに安全なところに避難してください。」と、防災行政無線による放送を行った。この時点で避難勧告は発令していない。

(5) 避難勧告等の発信時期

佐用川佐用では、避難準備情報の発表の指標となるはん濫注意水位は、2.80mであった。9日は15時頃に雨脚が強まったことにより、16時に2.63m、17時には2.76m、17時半には瞬間的に2.81mに達した。しかし、17時頃から雨は小康状態となったため、水位は下降し、はん濫注意水位以下となった。

しかし、19時頃から雨が再び急激に降り始め、水位は急上昇し、日没後の19時20分に再びはん濫注意水位を超過し、わずか38分後の19時58分には避難判断水位を突破した。

(6) 避難勧告等の対象地域

佐用町地域防災計画では、地域別に避難勧告を発令する規定はない。今回の災害では、21時20分に全町を対象として、避難勧告を発令している。

ただし、久崎地区に対しては、19時45分に佐用川円光寺水位の3.7m（避難判断相当水位）超過を受け、防災行政無線放送による避難準備情報を発信した。また、現地情報に基づき、佐用地区川原町には避難準備情報を、佐用地区新町には避難勧告を放送した。

(参考) 避難の種類及び発令基準 (洪水)

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域 (水防法第14条) については、避難判断水位 (特別警戒水位) (水防法第13条) 等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、上流域の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行なう。

種 類	水位周知河川 (水位情報周知河川)	左記以外の中小河川、又は川に排水 できずにはん濫した水 (内水) 時
対象河川	千種川・佐用川・志文川	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測点の水位がはん濫注意水位 (警戒水位) を超え、避難判断水位 (特別警戒水位) に達すると予測されるとき。 観測点 はん濫注意水位 (m) (警戒水位) 《千種川》 上三河 (県) 2.10 《佐用川》 佐 用 (県) 2.80 《志文川》 三日月 (県) 1.60 《千種川》 久崎 3.60(注) 《佐用川》 円光寺 3.00(注)	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。 各河川で堤防の決壊 (破堤)、氾濫の危険性が高いとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測点の水位が避難判断水位 (特別警戒水位) に達したとき。 観測点 避難判断水位 (m) (特別警戒水位) 《千種川》 上三河 (県) 2.50 《佐用川》 佐 用 (県) 3.00 《志文川》 三日月 (県) 1.80 《千種川》 久崎 4.20(注) 《佐用川》 円光寺 3.70(注)	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が拡大
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位 (危険水位) (相当水位) に到達したとき。 観測点 はん濫危険水位 (m) (危険水位) 《千種川》 上三河 (県) — 《佐用川》 佐 用 (県) — 《志文川》 三日月 (県) —	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が床上に及んでいるとき。
・河川管理施設の異常 (漏水 (堤防等からの漏水) 等) を確認したとき。 ・河川管理施設の決壊 (堤防の決壊)、大規模異常 (亀裂、大きな漏水 (堤防等からの漏水) 等)、越水 (堤防等から水があふれる) を確認したとき。		
(注) 《千種川》久崎・《佐用川》円光寺は、避難判断水位を設定していないため、参考水位を表示		

(参考) 避難の種類及び発令基準 (土砂災害)

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域については、県の土砂災害情報提供システムの土砂災害警戒情報を指標として判断する。また、判断にあたっては、气象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。なお、土砂災害情報提供システムが構築されるまでの間は、以下の表のとおり、現地情報による基準、及びレーダ雨量、テレメータ雨量等を指標として、消防庁の基準により各土砂災害危険箇所の判断を行う。

種 類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量 (消防庁)		
区 分	—	・前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	・前日までの連続雨量が40～100mmの場合	・前日までの降雨がない場合
避難準備情報	・近隣で前兆現象 (湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等) が発見されたとき。	・当日の日雨量が50mmを超えたとき。	・当日の日雨量が80mmを超えたとき。	・当日の日雨量が100mmを超えたとき。
避難勧告	・近隣で前兆現象 (溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等) が発見されたとき。	・当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	・当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	・当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。
避難指示	・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、前兆現象 (山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等) が発見されたとき。	同上	同上	同上

7. 2 消防団・自主防災組織による避難誘導（佐用町）

（1）消防団による避難誘導

佐用町地域防災計画では、避難の誘導は町職員が行い、消防団及び自主防災組織は避難誘導に協力することとなっている。しかし、今回の災害では、町職員のみでは、現地で避難誘導することは十分にはできなかった。

消防団では、8月9日15時30分頃から地域の要請及び分団長の指示などにより、多くの分団が地域情報の把握、避難誘導及び住民の救助などの活動を行った。延べ7分団が住民の安否確認、延べ21分団がポンプ付積載車による警戒放送やサイレン吹鳴により住民の避難誘導を行い、地域住民の被害軽減に貢献した。また、自治会役員や町職員と連携し、通行止めや交通整理を行い町外者、特に自動車移動者の避難誘導を行った。（町外避難者275人）

ただし、災害対策本部では、各地域の消防団が確認していた情報を、十分に収集することができなかった。

（2）自主防災組織による避難誘導

佐用町地域防災計画では、避難の誘導は町職員が行い、消防団及び自主防災組織は避難誘導に協力することとなっている。しかし、今回の災害では、町職員のみでは、現地で避難誘導することは十分にはできなかった。

各地域の自主防災組織は、地域住民の安否確認、避難誘導のため、48集落で役員と消防団が連携し、電話、訪問及び防災行政無線等を活用して住民の安否確認、避難の呼びかけや避難誘導などを行った。

また、町外者の避難誘導のため、10集落で自主防災組織の役員と消防団及び町職員が連携し、町外者、特に自動車移動者の避難誘導を行った。（町外避難者275人）

ただし、災害対策本部では、各地域の自主防災組織が確認していた情報を、十分に収集することができなかった。

7. 3 地域における住民の避難行動（佐用町）

（1）避難場所の事前指定

佐用町では、災害で被災した住民が避難生活を送る場所として、避難所を指定していた（指定避難所）。指定避難所は小中学校と体育館が15箇所、保育園等が24箇所であった。このほか、福祉避難所として上月保健福祉センターと南光地域福祉センターの2箇所を指定していた。

今回の災害で、床上浸水被害を受けた指定避難所は2箇所であった。さらに、施設自体は浸水しなかったものの、施設周辺の道路浸水や、土砂災害の危険を避けるためなど、避難所として使用できなかった施設もあった。

また、水害当日には、各集落で指定避難所以外に、避難行動をとる際の一時的な避難場所として、集会所等を使用した場合が多かった。これらの集会所等も浸水したり、その施設周辺が冠水した箇所があった。

（2）避難経路の事前指定

今回は夜間の災害であったため、暗闇のなかを避難し、道路が冠水していないところでも危険を感じた事例もあった。住宅から指定避難所や集会所までの避難経路が浸水し、徒歩での避難途中で被災した事例があった。

（3）避難の場所

8月9日、町の指定避難所への避難者は396人（町外100人）、その他避難所1,237人（町外175人）、総避難者数は1,633人（町外275人）、ピーク時の避難者総数は2,291人であった。佐用町災害復興計画に係る住民アンケート調査結果報告書では、避難した方の避難先は、自宅2階が46.4%で最も多かった。次いで公民館・集会所が17.2%、近所・隣家が9.3%、指定避難所（小学校）は6.0%であった。

犠牲及び行方不明となった方は、屋外では指定避難所への避難経路で10人（幕山、佐用地区）及び集会所への避難経路で1人（上月地区）、屋内では家屋（平屋）で避難できなかった1人の方が犠牲となった（佐用地区）。

（4）ハザードマップと住民の避難行動

ハザードマップ（佐用町防災マップ）は平成18年に作成し全世帯に配布していた。

佐用町災害復興計画検討委員会のアンケート調査では、ハザードマップを持っている者が29.4%、持っていないが見たり聞いたりしたことがある者が29.2%であることが報告されている。また、東京大学及びNPO法人環境防災総合政策研究機構、人と防災未来センターの「平成21年台風第9号佐用川流域における避難と情報に関する住民調査レポート」では5地区（平福、長谷、佐用、上月、久崎）の浸水が発生した地域で実施したアンケート調査では、水害前にハザードマップを見たことがあった者は約2割程度に留まることが報告されている。

今回の水害では、浸水想定区域（佐用、上月地区）のみならず、浸水のシミュレーションの計算対象外の地区（幕山地区等）においても浸水が生じ、避難途中で犠牲者が発生したケースがあった。

7. 4 自動車移動者（高速道路利用者）への対応（佐用町）

（1）佐用町内の道路状況の収集

佐用町地域防災計画では、町は警戒段階でパトロールを行い、警察署と緊密に連携し、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握すること、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとなっている。

町では8月9日16時ごろから順次、建設対策部や消防本部、佐用及び上月地域対策部が町内の危険箇所を中心にパトロールを行い、19時の時点では道路通行に支障となる被害は確認していなかった。

19時30分頃、土砂流入による危険箇所を確認したため、智頭線高架下の町道通行止め措置を行った。19時40分以降に実施したパトロールでは、一部で内水による道路冠水や浸水を確認できたが、町内全域の情報を十分には得ることはできなかった。そして、21時以降は急激な浸水により、パトロール自体の実施が不可能となった。

また、町がパトロールによって収集したこれらの情報を、関係機関に連絡し、共有することはできなかった。

（2）高速道路など周辺道路の交通規制に関する情報共有

兵庫県地域防災計画では、NEXCO西日本は山崎IC～佐用IC区間で連続雨量が200mmに達した場合、直ちに通行止めを実施したうえ、速やかに点検を行うこととし、交通規制を実施する場合は、県警察本部及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知を行うこととなっている。

降り続く降雨のため、NEXCO西日本は、警察の広域管制センターへ通行止めの検討を要請し、9日19時51分に中国自動車道山崎IC～佐用IC区間の通行止め、19時55分に山崎IC～美作IC区間の通行止めを行った。

佐用町は、高速道路通行止めが実施されたことについて、その状況や内容を知らされなかった。

（3）自動車移動者への情報伝達及び流入車両の誘導状況

佐用町地域防災計画では、道路管理者である町は、警察署と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとなっている。また、旅客者の安全確保に関する記載はあるものの、自動車移動者を対象として、地域の状況を伝達することについての記述はない。

21時以降、佐用地域と上月地域で急激な浸水が始まり、町ではパトロールや通行止めなどの対応ができなかった。また、県（国道、県道管理者）も急激な浸水により、通行止めなどの対応ができなかった。

自主防災組織及び消防団、町職員などが、佐用地域、南光地域、三日月地域において通行止めなどの措置を行い、佐用地域と上月地域への車の流入を防いだ。

また、高速道路を下ろされたり、高速道路の通行止めで一般道に流れたりしたと思われる多くの自動車が町外から流入した。これら車両が、降雨により通行不能となった箇所でも留まったため、自主防災組織や消防団などがその交通整理や避難させるための誘導を行った。（町外避難者275人）

東京大学及びNPO法人環境防災総合政策研究機構、人と防災未来センターの「平成21年台風第9号佐用川流域における避難と情報に関する住民調査レポート」によると、水害後に5地区（平福、長谷、佐用、上月、久崎）の浸水が発生した地域で実施したアンケート調査では、水害の最中に車に乗ったと回答した者は約2割との報告がされており、町外の自動車移動者が4人（佐用、上月地区）、町内の自動車移動者で4人（佐用地区）が犠牲又は行方不明となった。

(4) 「(仮称)佐用地域における災害時情報伝達・対応連絡会」の設置

上記(1)～(3)を踏まえ、災害時の自動車移動者の安全を確保するため、各道路管理者や関係機関で相互連携を図るとともに、情報伝達や対応措置など、より安全な対策を行うことを目的として、平成23年1月に「(仮称)佐用地域における災害時情報伝達・対応連絡会」を設置した。

構成機関としては、国土交通省、佐用警察署、佐用町、NEXCO西日本、兵庫県、さらに関係自治体として宍粟市、美作市が参加している。

7. 5 避難所の設置（佐用町）

（1）指定避難所の開設

佐用町地域防災計画では、災害対策本部長は避難所開設の必要があると判断した場合、指定避難所のうちから選定して開設を指示すること、但し、地域の住民が自主的に避難している場合は、その避難場所を避難所に指定すること、一次避難所は、原則として施設管理者が解錠し、地域対策部が開設準備及び運営を担当すること、二次避難所は、生活対策部、教育対策部及び地域対策部が連携して開設準備及び運営を行うこと、福祉避難所は、原則として施設管理者が解錠し、生活対策部及び地域対策部が連携して開設準備及び運営を行うこと、自主避難者には、自治会又は自主防災組織の避難所を利用してもらうよう呼びかけることとなっている。

8月9日19時30分に上月地域対策部の職員2人が久崎小学校避難所（一次避難所）を開設、20時10分に教職員1人が上月小学校避難所（一次避難所）を、20時18分に南光地域対策部の職員1人が南光文化センター（二次避難所）を開設した。20時20分に、生活対策部が各対策部の判断で避難所を設置するよう指示し、各地域対策部及び教育対策部が所管施設の避難所開設を指示したが、避難所の開設に時間を要した施設があった。

開設した避難所は、久崎小学校、上月小学校、南光文化センター及び佐用小学校など15箇所であった。幕山小学校避難所は、耐震工事中のため開設できず、地域住民によって幕山保育園を避難所として開設した。

（注）佐用町では、まず一次避難所を開設し、それだけでは対応が難しい場合には二次避難所を開設することとなっている。

（2）福祉避難所の設置

佐用町地域防災計画では、県と協力して、援護の必要性の高い者について、福祉避難所もしくは設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じることとなっている。

福祉避難所は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者を収容する避難所である。ただし、今回の水害では福祉避難所の開設は行っていない。

（3）指定避難所への職員派遣

佐用町地域防災計画に基づき、各関係対策部長は避難所の運営にあたる避難所派遣職員をあらかじめ指定していた。各地域対策部長は、生活班員のうちから避難所ごとに派遣職員2～3人を、生活対策部長及び教育対策部長は、各対策部員のうちから避難所運営職員（一次避難所支援職員を含む）をあらかじめ指定していた。また、計画に基づき、二次避難所及び福祉避難所の施設管理者は、当該避難所の運営職員に指定されていた。

避難所派遣要員は、参集連絡によって避難所へ参集する計画であったが、今回の災害では、連絡が届かなかった職員があった。また、各地域対策部及び教育対策部においても、それぞれの地域の避難所開設指示を行った。しかし、派遣要員、教職員が避難所開設準備に行くことができず、開設が遅れた避難所があった。

（4）避難所の設備・備品

佐用町地域防災計画では、生活対策部は、避難生活に必要な設備・備品を確保し設置すること、特に、季節の特性や災害時要援護者等に配慮することとなっている。

発災後、学校は多くの被災者を受け入れて避難所として機能したが、一次避難所に指定している江川小学校体育館と久崎小学校体育館は、水害により一部床上浸水した。そのため、避難者は身体が濡れたままの状態での避難所にはいなかった。

また、扇風機やエアコンなども配備されていなかった。

7. 6 避難所の運営（佐用町）

（1）避難所との連絡体制

佐用町地域防災計画では、町は避難所との情報伝達手段・ルートを確保することとなっている。

本部室と各地域対策部及び教育対策部との連絡体制は、避難所運営マニュアルでは、電話・FAX・無線等により連絡することとなっていたが、主に個人の携帯電話を使用し、電池切れなどにより連絡が十分行き届かなかった。

（2）避難者への情報伝達

佐用町地域防災計画では、避難者への広報は掲示板への掲示、館内放送によって行うこと、災害時要援護者を考慮し、避難所の自主組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮することとなっている。

避難者への広報は、避難所には防災行政無線受信機などが備わっていなかったことや、自主運営体制がとれなかったため十分ではなかった。

また、避難者名簿の追加や変更の更新、運営記録簿の作成が困難であったことから、避難者を正確に把握することができなかった。

（3）避難所の運営体制

町地域防災計画では、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自治会長、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図ることとなっているが、避難者などによる自主運営を行う体制がとれなかった。

被害が大きく避難所生活が長期間に渡ると考えられたため、総務対策部は、各対策部長から受けた避難所の状況報告を踏まえ、11日10時から支所等の職員を避難所運営職員として配置するとともに、学校が夏休み期間であったため10日から教職員の協力も得て、25日まで避難者の受け入れを行った。

避難所の運営は、避難所運営マニュアルに沿った運営ができない避難所があったことや避難所運営の人員が不足したため、避難者名簿の変更や運営記録簿作成などができなかったほか、同じ職員が連続して避難所の運営を行う状態となった。

8. 1 在宅の災害時要援護者への支援（佐用町）

（1）事前の取組み

災害時要援護者台帳については、民生児童委員が個別に作成していた。また、町福祉課、民生児童委員や自治会長のほか、社会福祉協議会、ケアマネージャー、ホームヘルパーなどが、それぞれ関連する災害時要援護者の情報を所有しているが、横断的に情報が共有されていなかった。

（2）避難の支援

佐用町では、高齢者（一人暮らし、二人暮らし）、身体障がい者（1級、2級）、知的障がい者（療育手帳A）、要介護者（要介護3～5）、乳幼児、妊婦、外国人は合計5,385人となっている。

佐用町地域防災計画では、町（生活対策部）は災害時要援護者の避難対策として、消防署と協力して、名簿等の活用により居宅に取り残された災害時要援護者に迅速に対応すること、自治会長、自主防災組織、民生児童委員、消防団、福祉関係者など、地域住民と協力して、災害時要援護者の避難誘導に努めることとなっていたが、十分に連携することができなかった。

また、町地域防災計画への記載をもって、「災害時要援護者支援マニュアル（全体計画）」としているが、個別計画は作成されておらず、各災害時要援護者一人に対して複数の避難支援者を定めておくなどの、具体的な避難支援計画は策定されていなかった。

9日夜の当日時点では、災害時要援護者台帳やマップは作成されていたが、これらを利用した避難支援活動は、あまり行われなかった。

地域では、災害時要援護者の避難誘導にあたり、避難する途中、支援にあたった近隣住民が危険な状態になった例があった。

（3）障がい者・外国人等への情報伝達の状況

町地域防災計画では、情報を受信することが困難な障がい者に対する情報提供ルールを定めていた。しかし、今回の災害当日には、特に障がい者に配慮した避難情報の発信は行っていない。

また、町地域防災計画では、町（生活対策部）は県と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととなっている。しかし、今回の災害当日には、外国語による避難情報の発信は行っていない。

8. 2 社会福祉施設への支援（佐用町）

佐用町には、社会福祉施設のうち、高齢者福祉施設は21箇所（介護老人福祉施設4箇所、介護老人保健施設2箇所、介護療養型医療施設1箇所、認知症対応型共同生活介護施設1箇所、通所介護事業所6箇所、通所リハビリテーション事業所2箇所、小規模多機能型居宅介護事業所4箇所、養護老人ホーム1箇所）、障がい者福祉施設は12箇所、幼稚園は1箇所ある。今回の災害では、このうち高齢者福祉施設6箇所、障がい者福祉施設4箇所、幼稚園1箇所被害が発生した。

佐用町地域防災計画では、生活対策部が施設に対し、避難勧告等の電話連絡をすることとなっているが、施設における避難支援等についての定めはない。今回の災害では、社会福祉施設への個別の電話連絡は行われず、組織的な避難支援も行われなかった。

なお、町役場近傍の自治会から依頼を受け、本庁舎に参集した職員が協力して、小規模多機能型居宅介護事業所から入居者の避難を支援した事例があった。

9. 1 災害ボランティアの支援体制

(1) 災害ボランティアセンターの開設・運営

① 災害ボランティアセンターの拠点の確保、支部の開設

8月10日、町災害対策本部と町社協が「佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、10時に南光地域福祉センター内にボランティアセンターを設置した。

西播磨ブロック市町社会福祉協議会災害発生時相互支援協定に基づき、幹事社協の姫路市社協と兵庫県社協に応援を要請した。また、兵庫県社協から先遣隊2人が午後に到着したので、コーディネーター等のスタッフ職員の派遣を要請した。

8月10日から31日の間に、災害ボランティアセンターの運営を支援するスタッフとして、兵庫県社協、全社協、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議*（以下、支援Pという。）、兵庫県内市区町社協、近畿ブロック府県社協、災害系NPO等から延べ709人の派遣があった。被災地に直接入ったり、災害対策本部に来たボランティアが、登録のため南光に設置した災害ボランティアセンター本部に行った後、再び被災地に引き返すこととならないよう、8月14日から佐用高校内に災害ボランティアセンター佐用支部、久崎小学校内に久崎支部を設置し、本部と合わせて3ヶ所に対応を行った。

ニーズ件数、ボランティア活動の進捗状況を勘案しながら、久崎支部を8月23日、佐用支部を30日に閉鎖、9月1日からは南光地域福祉センターに「佐用町きらめき復興支援センター」に移行して活動を行った。8月10日から31日までのボランティア活動者数は、団体での受付が10,848人、個人での受付が5,107人の合計15,955人であった。

※災害ボランティア活動支援プロジェクト会議とは、企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働するネットワーク組織で、災害ボランティアが活動するために必要な人材、資機材・物資、資金を提供するなどの現地支援を行っている。



写真 2-9-1 佐用町災害ボランティアセンター受付

② ボランティアの募集や募集停止の経緯

町社協、兵庫県社協、全社協、支援 P、近畿ブロック府県社協、災害系 NPO など、災害ボランティアセンターの運営に関わる諸団体のスタッフで、災害ボランティアセンター活動後にスタッフミーティングを開催し、被災地情報、ボランティアの活動状況など当日の動きを共有するとともに、翌日のスタッフのシフト、ニーズの状況とその対応に必要なボランティア活動者数などを協議し、ボランティアの募集や募集停止について決定した。

募集対象者については、8月10日の災害ボランティアセンター開設時は兵庫県内在住者とし、11日に町災害対策本部長（町長）が、記者発表の場でボランティア募集を発表した。15日からは募集対象者を兵庫県外に拡大した。

募集停止については、8月25日以降、新規の団体ボランティアの受付を中止し、31日以降は西播磨地域内に限定した。

ボランティア募集の情報発信は、町防災行政無線を通じて町内各戸に、また町の外へもマスコミや行政による記者発表に加え、全社協・県社協・町のHPや、後で開設された町社協による災害ボランティアセンターのブログなどで実施した。

最終的には、兵庫県社協、各市町社協や各種団体などが調整した「ボランティアバス」及び団体ボランティアなど、団体として受け入れを行ったボランティアが、活動者数全体の67.9パーセントを占めた。

③ ボランティアニーズの把握方法

8月10日10時に災害ボランティアセンターを設置し、町防災行政無線を通じて被災者への周知を行い、電話でのニーズ受付を開始した。同時にニーズ調査班を組織し、被災エリアの自治会長や避難所などを訪問し、センター開設の周知とニーズの把握、災害時要援護者の動向、被害状況等の聴き取りを実施した。

4地区の自治会では、自治会長や民生児童委員がニーズを取りまとめた。この中には、配給の弁当を配付すると同時に翌日のボランティアニーズを取りまとめ、災害ボランティアセンターにFAXでニーズを送信してくる地域もあった。

災害ボランティアセンターでは、居住部分の災害復旧活動を優先して受け付け、ボランティアの送り出しを行っていたが、それ以外でのボランティア活動を実施する場合もあった。

8月19日頃から、被災地へのボランティア送り出し状況を地図に落とし込み、再度ニーズ調査班を組織し、その地図を基にローラー調査*を行った。

※ローラー調査とは一般に、凸凹を無くすためにかけるローラーのように悉皆で行う調査。今回の災害では、災害ボランティアセンタースタッフ等が被災地域を個別訪問し、ボランティア活動の現況調査と被災者のニーズ把握を行い、地域の住宅地図にマッピングして対応した。

(2) 災害対策本部と災害ボランティアセンターの連携と情報共有

① 災害対策本部と災害ボランティアセンターの連携・情報の共有

町社協が主体となり、災害ボランティアセンターの運営を行ったが、開設当初は町災害対策本部と情報共有ができなかった。当時、各課の窓口で個別に問い合わせていたが、被災者と被災地の状況を十分に把握できず、情報不足に陥っていた。

災害廃棄物の処理などに対する被災者からの支援要請は、災害対策本部に寄せられていたが、連絡を受けた職員が、行政が対応すべき業務にもかかわらず、ボランティアセンターに依頼するような状況もあった。

8月11日には、災害ボランティアセンターを担当する町職員が明確になったものの、災害対策本部員としての活動も抱えており、連絡が取れない状況が続いた。8月12日からは、町社協のセンター担当者が、災害対策本部会議に出席し、情報を共有できるようになった。

8月14日には佐用支部、久崎支部を開設したが、その立ち上げのため、災害対策本部が

ら人的支援、資機材提供などがあつた。以降、携帯電話の借用、ボランティア活動者の熱中症対策用の物資提供、不足した資機材の提供などの支援を受けた。

② 災害対策本部とボランティアセンターの情報発信

災害ボランティアの募集やボランティア活動情報については、町防災行政無線、全社協ホームページ、県社協ホームページ、町ホームページ及び県や町の定例記者会見で発信した。行政の記者会見の後、災害ボランティアセンターに対して報道関係者から電話や訪問による取材があつたため、災害ボランティアセンター独自で定期的に記者発表の時間を設けた。

町社協は情報を発信するため「佐用町災害ボランティアセンター」のブログを開設し、日々の被災地の状況、ボランティア活動の状況、活動参加者への事前準備や注意事項などを発信した。

(3) 災害ボランティアの安全衛生対策

佐用町災害ボランティアセンターマニュアルでは、救護班の設置を規定しており、今回の災害でも、災害ボランティアセンター内に救護所などを設置し、社協介護支援課の看護職員がここに配属され、応急処置を行った。しかしながら、十分な場所を確保できなかった。

ボランティア活動に必要なマスクや手袋の配付、安全対策用の啓発チラシや掲示板での注意喚起も行ない、活動後のボランティアに対しスタッフがうがいと手洗いの徹底を促していた。支部を開設した8月14日からは熱中症対策として塩飴や飲み物などをボランティアに配付した。

活動後の報告では、異常やケガがないか聴き取りを行った。釘の踏み抜き、切り傷、熱中症など28件の報告があつた。

(4) 災害ボランティアセンターの運営資金、災害ボランティア保険の取り扱い

① 災害ボランティアセンターの運営資金

町と町社協は、災害ボランティアセンターの開設・運営に関する協定を結んでおり、災害ボランティアセンターの運営資金は町が負担することになっていた。これに基づき、災害ボランティアセンターの職員人件費や資機材の購入費は町が負担したが、このほかに兵庫県共同募金会の災害準備金助成制度[※]から1,800,000円と、災害ボランティア活動支援のために寄せられた寄附金5,652,916円を活用した。このため、災害ボランティアセンターの運営資金は問題なく確保できた。

[※]災害準備金助成制度とは、共同募金会が赤い羽根募金を財源として設置した災害ボランティア活動支援のための助成制度

② 災害ボランティア保険

災害ボランティア保険は、災害ボランティアセンターの受付で加入の有無を確認し、未加入者には加入を必須とした。災害救助法適用型に加入が可能となつたため、掛け金300円の保険を取り扱い、13,924人分4,177,200円の保険料を町が負担した。

9. 2 その他の被災者支援活動

(1) その他の地域支援活動の状況

町防災行政無線を活用し町内ボランティアを募集したところ、比較的被害が少なかった南光、三日月地域から多くの参加者が得られた。

特徴的な活動としては、地域づくり協議会が中心となり、ボランティア活動に使用する資機材の運搬、土のう袋や廃棄物の運搬に従事する軽トラック部隊が組織された。

ボランティア活動に参加した町内の業者の中には、一輪車や土のう袋など、資機材の運搬に協力したり、子どもの被災者のため、お菓子などの飲食物を提供するものもあった。

また、町ボランティア連絡会に所属する地元ボランティアが、災害ボランティアセンタースタッフとして活動した。

このほか、独自に炊き出しボランティア活動を実施したり、配給された弁当や給水車の水を、高齢者等災害時要援護者の自宅まで届けたりする自治会があった。

連続の日程で活動するボランティアは、宿泊先が確保できず美作市内や相生市内のホテルを紹介したが、テントで生活しながらボランティア活動を行ったり避難所に泊り込んで活動した者もいた。

地域外のボランティアは、マイクロバスで送迎を行った。

有料道路を利用して被災地に入るボランティアに対応するため、NEXCO 西日本をはじめ有料道路事業者の協力により中国自動車道などの通行料が免除された。

(2) 専門職によるボランティア活動

専門的な技能を活かしたボランティアとして、兵庫県建設業協会、神戸市従業員労働組合、兵庫県環境事業商工組合、県下各地の造園組合や NPO 法人など、多くの企業型ボランティアが活動した。

重機や専門技術を用いたボランティア活動や災害の記録を残す映像ボランティア活動もあったが、災害ボランティアセンターに届くニーズとマッチングできるものはほとんど無かったこともあり、センターを介さない個別の活動となった。

また、町社協が設置した災害ボランティアセンター以外に、任意団体が独自に支援拠点を設置して活動したケースもあった。

コラム3 先乗り調整方式でボランティアバスを運行

現地のボランティアセンターの立ち上げ直後から、県内外からのボランティアバスが運行された。その中で、ひょうごボランティアプラザは、現地入りしていた兵庫県社会福祉協議会の職員とも連絡を取りながら、15、16日の最初の週末から、神戸駅発で佐用町などに向かうボランティアバスの運行を始めた。また、京都府災害ボランティアセンターからも、現地にスタッフを送り込んで調整を図り、22、23日の週末にボランティアバスを送り込んだ。

このように、送り出す側の関係者が現地に先乗りして調整するという方式を取ったことにより、受け入れ側の負担が軽減し、大勢のボランティアがスムーズに活動をすることができた。兵庫県内や京都府内では、平成16年の台風23号などで、日本海側などの被災地にボランティアバスを運行した経験があり、これらの経験が生きたと言える。

このほか、県内市町・隣接府県の社協やコープこうべなどが、まとまって現地入りするボランティアバスを運行、各地の消防団などもバスで現地入りし、団体受付が全体の3分の2を占めた。

ボランティアがまとまってバスで現地入りすると、車中で行きにボランティア活動についてのある程度のオリエンテーションを行うことができ、また帰りは活動の振り返りや地元活動へのフィードバックなどについても共有することができるメリットがある。

今回は、さらにニーズの減少に伴って、まず団体受付を先に取りやめるなどの調整も可能となった。また、佐用町では各地からの団体支援で作られた絆を生かし、佐用町復興支援バザーや復興フェスティバル、復興支援佐用町竹炭祭りなどのイベントが行われ、継続した交流につながることもできた。大量のボランティアを輸送する手段としてだけのボランティアバスではなく、絆を生かしたり、産み出したりできる手段でもあることも分かった。

10.1 支援物資の募集・受入・配布（佐用町）

佐用町地域防災計画では、支援物資の受入れについて総務対策部が広報、受け入れ、仕分けを担当し、生活対策部が避難所等への配布を担当することとなっていたが、支援物資に関する広報は行っておらず、生活対策部が受け入れ、仕分けから配布までを行った。

災害発生の翌日から、道路状況を勘案し、大型貨物自動車の乗り入れが可能な佐用中学校体育館を支援物資の受け入れ場所とし、10日未明に支援を要請していた日本赤十字社からの毛布、緊急日常生活用品セットなどを同日午前中に受け入れ、その日のうちに各市町からの毛布などの支援物資や各大手企業やメーカーなどから申し出のあったペットボトルの飲料水の受け入れを行った。

その後は道路状況及び搬入車両により直接配布可能な、また、各避難所等へ分類配布ができる役場敷地内の勤労者体育センターで保管配布を行った。

災害当初、生活対策部では、支援物資の申し出を断っていたが、全国から非常に多くの支援申し出があり、生活対策部の判断で受け入れることを決定した。

支援物資の受け入れにあたって、品目や質、量などについての町の基本方針がなく、受け入れの作業量や事務量が膨大になったが、申し入れがあったもののほとんどを受け入れた。

支援の申し出に対して電話では飲料水、カップ麺や医薬品などは品目や必要数量を伝え、衣料は新品に限定していることをお願いしていたが、インターネットなどを活用した広報をしなかったため、全国から善意により、予定以上の飲料水や古着などが送られてきた。

支援物資の受け入れは、支援の申し出に対し品目・数量・輸送手段・輸送ルート・到着予定日時などの確認を行い、搬入後の仕分けは職員、教職員及びボランティアなどが協力して行い、品目ごとに保管を行った。

被災者のニーズは、被災当初は水や食料の要望が多かったが、数日後には復旧作業のための長靴や手袋となるなど日々必要品目が変化するため物資の不足が生じることがあり、全ての被災者ニーズに応えることができず、直接関係企業に支援を依頼し確保した物資もあった。

支援物資は、毎日3回配送する食料と合わせて生活対策部が各避難所まで搬送し、各避難所では担当職員が受領して、自治会長等の代表者が被災者に配布していたが、個々の被災者ニーズの把握や、在宅避難者及び縁故先への一時避難者の把握が困難であった。各指定避難所、本庁及び支所で常時配布を行ったが、支援物資が十分に被災者に行き渡らない地域があるなど、きめ細かな配慮をした配布ができなかった。

当初受け入れを想定していなかった家具及び電化製品等の大型の物資についても、NPOやレンタル業者から申し出があったため急遽受け入れを決定し大型屋内施設である笹ヶ丘ドームで受け入れを行い、タンス、ベッドなどの家具及びテレビ、冷蔵庫、洗濯機など電化製品など約1,500点全品を被災者に公開し、申し込みを受け2度に渡る公開抽選会により全品の配布を完了した。

なかでも、マスコミ各社が支援物資として募集していることを報じたタオルは膨大な量となり水害の後かたづけに活用された。残ったものについては、分類整理後、今後の全国の被災地域への緊急支援物資とするため、西播磨科学公園都市内の県の広域防災拠点に預けることとした。

また、災害後3カ月以上経過した時点でも全国からの物資支援の申し出が相次いだ。これらはボランティアが引き継ぎ、被災地の中心部や各イベントなどで衣類や食器などの配布を行った。

10.2 給水・給食活動（佐用町）

(1) 給水活動

期 間	状 況
8/10～8/19	自衛隊、県内市町、西播磨企業団から 1t～3.5t の給水車により延べ 233 台が給水活動を実施



写真 2-10-1 自衛隊による給水活動



写真 2-10-2 他市町による給水活動

(2) 給食活動

期 間	状 況
8/10～9/11	8/14 ピーク時 14,000 食を配布



写真 2-10-3 給食支援の状況（久崎小学校）

10.3 災害ごみの収集・処理（佐用町）

災害ごみの受入箇所等一覧については表2-10-1のとおり。

なお、ごみ、がれきの搬出、処理については「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、職員の派遣要請とともにパッカー車やダンプカーなどの支援要請を行った。災害ごみに関する支援内容については表2-10-2のとおりである。

表2-10-1 災害ごみの受入箇所等一覧

受 入 箇 所	期 間	搬 入 量
佐用クリーンセンター	8/10～2月末	12,315 t
上月グラウンド	8/13～8/26	7,916 t
笹ヶ丘公園グラウンド	8/10～9/30	2,657 t
上月工業団地内	8/13～8/25	419 t
長谷盛土場	8/13～8/24	5,169 t
計		28,476 t

表2-10-2 災害ごみに関する支援一覧

支援内容	期間	延べ人員等
道路堆積土砂・ ゴミの除去	8/13～8/23	各地域、兵庫県建設業協会（姫路・尼崎支部ほか） 災害ボランティア活動
	8/20	町道暗渠・側溝清掃 兵庫県環境事業商工組合・中播磨環境整備事業 組合ボランティア活動
災害廃棄物処理 対策	8/11～8/26	応援24市町、延べダンプ464台、パッカー車209 台、その他122台 兵庫県建設業者組合から多数支援あり



写真2-10-4 他市町による災害ごみの収集応援



写真2-10-5 災害ごみの仮置き場
【上月グラウンド】

表 2-10-3 佐用町災害廃棄物処理実績

(平成22年2月19日現在)

可燃 ごみ	区 分			処分量 (t)	処 分 先
	木くず (t)	タタミ (t)	混 合 (t)		
	402.0	275.0		677.0	姫路市市川美化センター
	107.0			107.0	姫路市南部美化センター
			335.0	335.0	姫路市くれさかクリーンセンター
			63.0	63.0	たつの市揖龍クリーンセンター
	403.0			403.0	相生市美化センター
	560.0			560.0	尼崎市クリーンセンター第1工場
	1,512.0			1,512.0	尼崎市クリーンセンター第2工場
	548.0		1,115.0	1,663.0	西宮市西部総合処理センター
			1,395.0	1,395.0	神戸市東クリーンセンター
			581.0	581.0	神戸市西クリーンセンター
			1,595.0	1,595.0	神戸市布施畑クリーンセンター
			160.0	160.0	神戸市苅藻島クリーンセンター
			416.0	416.0	明石クリーンセンター
			166.0	166.0	芦屋市環境処理センター
			67.0	67.0	宝塚市クリーンセンター
			65.0	65.0	加西市クリーンセンター
			359.0	359.0	佐用クリーンセンター
	1,792.0			1,792.0	イボキン (チップリサイクル)
計	5,324.0	275.0	6,317.0	11,916.0	

不 燃 ご み	タイヤ	62.5	イボキン
	不燃 (ガラス・ビン等)	36.0	イボキン
	コンクリート (リサイクル)	2,670.5	船曳土木工業
	コンクリート・かわら	4,073.0	佐用クリーンセンター
	土砂	8,818.0	佐用クリーンセンター
	金属	699.8	イボキン
	家電	84.8	イボキン
	家電 (リサイクル)	109.7	大山環境整備自動車
	有害 (バッテリー・ガスボンベ等)	6.6	佐用クリーンセンター
計	16560.9		

合 計	28476.9	
-----	---------	--

11.1 義援金の募集・配分・活用

佐用町地域防災計画では、町義援金に関する業務は総務対策部が行うこととなっている。

災害翌日の8月10日から19日の間に5金融機関の協力を得て募集口座を開設した。

8月12日の記者会見で義援金募集を広報し、その後は口座開設の都度、報道発表を行った。8月16日からは町ホームページにおいても公開し、PRを行った。

9月30日第1回義援金配分委員会を開催し、義援金の配分方法、配分の対象及び配分の基準などを協議、決定した。配分基準は、人的被害に対し死亡30万円、住家被害に対し全壊20万円、大規模半壊・半壊10万円、床上浸水5万円としたほか、商工業復興の趣旨から商工業者支援として店舗等の床上浸水以上の被害に対し、3万円の配分を行った。

県の協力を得て10月15日の第1次配分から、被災者に対して町の義援金と県の義援金を同時に給付することができた。

2月10日第2回義援金配分委員会を開催し、人的被害に対し死亡15万円、住家被害に対し全壊9万6千円、大規模半壊・半壊4万8千円、床上浸水2万4千円、商工業者支援として店舗等の床上浸水以上の被害に対し1万4千円を配分することとし、県の義援金と同時に第2次配分を3月26日に行った。なお、第2次配分は口座振込を利用した。

また、町では義援金のうち944万円は災害遺児修学支援金として基金に積み立て、災害で保護者を亡くした児童・生徒5人に対し、高等学校卒業までの支援を行うこととした。

このほか、被災者の福祉・教育行政や昆虫館の復旧などに用途を指定した義援金も多く寄せられた。

寄せられた義援金の総額は206,946,601円（平成22年3月31日現在）となっている。

(参考) 佐用町・兵庫県義援金配分一覧表

1. 佐用町義援金第1次配分 (円)				(円)			
住家被害	配分額	件数	配分額計	人的被害	配分額	人数	配分額計
全壊	200,000	139	27,800,000	死亡	300,000	18人	5,400,000
大規模半壊	100,000	269	26,900,000	行方不明	300,000	2人	600,000
半壊	100,000	483	48,300,000	重傷者	30,000	3人	90,000
床上浸水	50,000	157	7,850,000	合計		23人	6,090,000
店舗・事業所	30,000	322	9,660,000				
合計		1370	120,510,000	総計			126,600,000
2. 佐用町義援金第2次配分 (円)				(円)			
住家被害	配分額	件数	配分額計	人的被害	配分額	人数	配分額計
全壊	96,000	139	13,344,000	死亡	150,000	18人	2,700,000
大規模半壊	48,000	269	12,912,000	行方不明	150,000	2人	300,000
半壊	48,000	476	22,848,000	重傷者	15,000	3人	45,000
床上浸水	24,000	157	3,768,000	合計		23人	3,045,000
店舗・事業所	14,000	321	4,494,000				
合計		1362	57,366,000	総計			60,411,000
※半壊7世帯辞退							
3. 災害遺児修学支援金							
修学支援金	月額 20,000円			総計 9,440,000			
入学支度金	小・中・高 80,000円						
人数	5人						
4. 兵庫県義援金第1次配分 (円)				(円)			
住家被害	配分額	件数	配分額計	人的被害	配分額	人数	配分額計
全壊	220,000	139	30,580,000	死亡	220,000	18人	3,960,000
大規模半壊	110,000	269	29,590,000	行方不明	220,000	2人	440,000
半壊	110,000	476	52,360,000	重傷者	110,000	1人	110,000
床上浸水	40,000	157	6,280,000	合計		21人	4,510,000
合計		1041	118,810,000	総計			123,320,000
5. 兵庫県義援金第2次配分 (円)				(円)			
住家被害	配分額	件数	配分額計	人的被害	配分額	人数	配分額計
全壊	100,000	139	13,900,000	死亡	100,000	18人	1,800,000
大規模半壊	50,000	269	13,450,000	行方不明	100,000	2人	200,000
半壊	50,000	476	23,800,000	重傷者	50,000	1人	50,000
床上浸水	20,000	157	3,140,000	合計		21人	2,050,000
合計		1041	54,290,000	総計			56,340,000

1.1.2 被災者への生活再建支援（兵庫県）

兵庫県では、平成21年台風第9号等により被災を受けた県民等に対し、各種制度を設け支援している。その主な支援制度は、以下のとおりである。

（1）生活再建のための支援制度

種別	名称	内容																			
給付	災害弔慰金	生計維持者が死亡した場合：500万円 その他の方が死亡した場合：250万円																			
	災害援護金	全壊世帯：20万円 半壊世帯：10万円 床上浸水世帯：5万円 重傷被災者：3万円																			
融資	被災者生活復興資金貸付金	対象者：全壊・半壊・床上浸水の罹災証明書の交付又は自家用自動車の被害証明書の交付を受けた方（収入要件あり） 資金用途：家具等生活必需品、自家用自動車の修理・買換え 貸付限度額：300万円 貸付利率：無利子（貸付期間：5年以内）																			
	災害援護資金貸付金	対象者：世帯主に療養期間が1ヶ月以上の負傷、家財の1/3以上の損害、住居の全・半壊、住居の滅失又は流出した世帯の世帯主（収入要件あり） 貸付限度額：350万円 貸付利率：年3%（貸付期間7年）																			
減免	県税の軽減	①申告・納付等の期限延長 ②徴収猶予 ③個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免 ④納税証明書交付手数料の減免																			
	福祉医療制度の一部負担金の免除	対象者：福祉医療対象者及び扶養義務者等で大規模半壊以上の被災者等 支援内容：一部負担金を全額免除																			
	使用料・手数料の減免	対象者：全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被災者 減免対象：各種免許証の再発行手数料、営業再開許可申請手数料、建築物復旧に必要な許可申請手数料等																			
	県立学校・県立大学等の授業料減免	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">県立学校授業料</th> <th colspan="2">県立大学等授業料</th> </tr> <tr> <th>全壊・大規模半壊</th> <th>半壊・床上浸水</th> <th>全壊・大規模半壊</th> <th>半壊・床上浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免対象</td> <td colspan="2">H21.8～H22.3分</td> <td colspan="2">H22年度後期分</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>全額</td> <td>1/2</td> <td>全額</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	県立学校授業料		県立大学等授業料		全壊・大規模半壊	半壊・床上浸水	全壊・大規模半壊	半壊・床上浸水	減免対象	H21.8～H22.3分		H22年度後期分		減免割合	全額	1/2	全額	1/2
	区分	県立学校授業料		県立大学等授業料																	
全壊・大規模半壊		半壊・床上浸水	全壊・大規模半壊	半壊・床上浸水																	
減免対象	H21.8～H22.3分		H22年度後期分																		
減免割合	全額	1/2	全額	1/2																	
私学高校生等の授業料免除	対象者：全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被災者 支援内容：全壊・大規模半壊 補助単価 15万円 半壊・床上浸水 補助単価 7万5千円																				

(2) 住宅再建のための支援制度

種別	名称	内容																	
給付	被災者生活再建支援金(国)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">支給額</td> <td>区分</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借</td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>300万円</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>※世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4</p> <table border="1"> <tr> <td>支払方法</td> <td>住宅の被害程度及び再建の態様に応じ定額支給</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>制限なし</td> </tr> </table>	支給額	区分	建設・購入	補修	賃借	全壊	300万円	200万円	150万円	大規模半壊	250万円	150万円	100万円	支払方法	住宅の被害程度及び再建の態様に応じ定額支給	使途	制限なし
	支給額	区分		建設・購入	補修	賃借													
全壊		300万円		200万円	150万円														
大規模半壊		250万円	150万円	100万円															
支払方法	住宅の被害程度及び再建の態様に応じ定額支給																		
使途	制限なし																		
	被災者生活再建支援金(県)	半壊世帯：25万円 床上浸水(家屋損壊割合10%以上20%未満)世帯：15万円																	
	ひょうご災害復興ローン	対象者：半壊以上(補修の場合は床上浸水以上)の被害を受け、住宅を建設・購入、補修する方 融資限度額：100万円～500万円(補修は上限400万円) 融資利率：年2.0%(返済期間：25年)																	
	住宅災害復興融資利子補給	対象者：住宅を建設・購入、補修するためにローンを組んだ被災者 対象融資：ひょうご住宅災害復興ローン、住宅金融支援機構災害復興住宅融資、民間住宅融資 利子補給率：年2.0%(利子補給期間：5年間) 利子補給対象融資限度額：建設・購入 1,960万円 補修 640万円 ※二重住宅ローン者(既存ローン500万円以上)に対し、既存の住宅ローンの利息の一部を助成																	
	高齢者住宅再建支援事業	対象者：半壊以上の被害を受け、住宅を建設・購入する65歳以上の世帯主 補助額：100万円																	
	住居再建に伴う一時転居者支援事業	対象者：自己所有住宅再建のため県内民間賃貸住宅に入居する者、又は賃貸住宅入居者で所有者が賃貸物件を再建する間、他の県内民間賃貸住宅に入居し、再建後に再入居する者 助成額：自己所有 家賃月額1/2(3万円上限) 賃貸住宅 従前家賃と家賃差額の1/2(3万円上限) 助成期間：6か月																	
	兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)	対象者：全壊・大規模半壊・半壊の被害を受け、フェニックス共済に加入していた方 支給額：全壊 再建・購入 600万円、補修 200万円 大規模半壊 再建・購入 600万円、補修 100万円 半壊 再建・購入 600万円、補修 50万円 ※再建等を行わず別の住宅に居住する場合 10万円																	

種別	名称	内容
減免	不動産取得税の減免	<p>①一般特例 対象者：被災した家屋の代替不動産を取得する方 対象期間：被災から3年以内 減免額：代替家屋の㎡単価×被災家屋の床面積×減免割合×税率で算出した額と現行制度（被災家屋の価格×減免割合×税率）による減免額のいずれか大きい方の額</p> <p>②高齢者特例 対象者：満65歳以上の被災者で、被災家屋と同一市町区域内で居住用の住宅を建て替える方 対象期間：被災から3年以内 減免額：代替家屋に係る不動産取得税を全額減免</p>
現物支給	住宅の応急修理（災害救助法）	<p>対象者：災害救助法の適用を受けた市町において半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた方で、応急仮設住宅等に入居していない方（収入要件あり） 修理限度額：1世帯当たり 52万円</p>

このほか、中小企業者、商店街、医療機関等への支援や農林業者等への支援を実施している。

○中小企業者、商店街、医療機関等への主な支援

- ・経営円滑化貸付（災害復旧枠）（融資利率1.35%、融資限度額1億円）
- ・県制度融資または政府系金融機関災害復旧貸付への利子補給（利子補給2,000万円、利子補給期間3年間）
- ・福祉医療機構災害復旧貸付への利子補給（3,000万円を上限に3年間の利子全額を補給）
- ・社会福祉施設災害復旧事業（補助率3/4）
- ・災害復旧高度化事業（無利子、整備資金の90%以内を融資）
- ・商店街災害復興コンサルタント派遣事業（限度額200万円）
- ・被災商店街等施設復旧支援事業（限度額500万円、補助率1/2）
- ・空き店舗活用支援事業（限度額1年目：225万円、2年目：75万円、補助率1/2）

○農林業者等への主な支援

- ・美しい村づくり資金（災害資金）（貸付限度額：2,000万円）
- ・農業近代化資金（貸付限度額：2億円）
- ・地域農業再生事業（補助率3/4、限度額：500万円）
- ・農業担い手継続対策事業（営農継続用機械整備事業）（補助率3/4、限度額：1,000万円）
- ・県単独災害関連ほ場整備事業（補助率8/10）
- ・野生動物防護柵集落連携設置事業（補助率9/10）

また、これ以外にも佐用町が独自に、緊急見舞金の支給や町民税、水道・下水道料金の減免などの支援を実施している。

11.3 被災者への生活再建支援（佐用町）

佐用町では、平成21年台風第9号等により被災を受けた町民等に対し、各種制度を設け支援している。主な支援制度は、以下のとおりである。

【支給制度】

名 称	内 容	問合せ																						
災害弔慰金	災害で亡くなられたかたのご遺族に支給。 生計維持者が死亡した場合：500万円 その他の方が死亡した場合：250万円	住民課																						
災害援護金及び緊急見舞金	被災者世帯に、被害の程度によって、災害援護金及び緊急見舞金を支給。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>援護金の額</th> <th>見舞金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>20万円／世帯</td> <td>10万円／世帯</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>10万円／世帯</td> <td>10万円／世帯</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>10万円／世帯</td> <td>5万円／世帯</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>5万円／世帯</td> <td>2万円／世帯</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	援護金の額	見舞金の額	全壊	20万円／世帯	10万円／世帯	大規模半壊	10万円／世帯	10万円／世帯	半壊	10万円／世帯	5万円／世帯	床上浸水	5万円／世帯	2万円／世帯	住民課							
区 分	援護金の額	見舞金の額																						
全壊	20万円／世帯	10万円／世帯																						
大規模半壊	10万円／世帯	10万円／世帯																						
半壊	10万円／世帯	5万円／世帯																						
床上浸水	5万円／世帯	2万円／世帯																						
被災者生活再建支援制度	住宅が全壊、大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給。 ①基礎支援金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の被害程度</th> <th rowspan="2">全壊</th> <th rowspan="2">大規模半壊</th> <th rowspan="2">半壊</th> <th colspan="2">床上浸水 家屋の損傷割合</th> </tr> <tr> <th>10%～20%未満</th> <th>10%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> <td>15万円</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> ②全壊・大規模半壊住宅の再建方法に応じ支給される加算支援金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>運搬購入</th> <th>補修</th> <th>貸借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水 家屋の損傷割合		10%～20%未満	10%未満	支給額	100万円	50万円	25万円	15万円	5万円	住宅の再建方法	運搬購入	補修	貸借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	災害復興対策室、 県復興支援室
住宅の被害程度	全壊					大規模半壊	半壊	床上浸水 家屋の損傷割合																
		10%～20%未満	10%未満																					
支給額	100万円	50万円	25万円	15万円	5万円																			
住宅の再建方法	運搬購入	補修	貸借（公営住宅以外）																					
支給額	200万円	100万円	50万円																					
フェニックス共済	条件によって最高600万円の給付を受けることが可能。	（財）兵庫県住宅再建共済基金																						
学用品などの支給	災害による経済的な理由で、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品などを援助。	教育委員会																						
雇用保険の支給など	災害で事業所がやむを得ず休業し、一時的に離職する場合、失業保険の基本手当が支給。	ハローワーク龍野																						

【公的融資制度】

被災者生活復興資金の貸付	住家被害を受け、全壊・半壊・床上浸水の「り災証明」の交付を受けた方、または自家用自動車に被害を受け、被災証明書の交付を受けた方などに、必要な資金を無利子で貸し付け（所得制限あり）。 ※資金使途：家具・家庭用電気製品など生活必需品の修理・買いかえや、自家用車の修理・買いかえなど ※限度額：300万円 ※受付期間：10月～12月28日（月）	災害復興対策室
災害援護資金貸付金	災害で負傷、または家財の損害を受けた方、住居の全壊・半壊の方に対し、生活再建に必要な資金を貸し付け（所得制限あり）。 ※限度額：350万円	災害復興対策室
住宅災害復興融資利子補給	被災者が住宅の建設、購入、補修を行うためのローンに対する利子補給制度（補給率2%）。	災害復興対策室
高齢者住宅再建支援	世帯主である65歳以上の被災者で、住宅を建設・購入するかに、費用の一部を助成。 ※補助額：100万円	災害復興対策室
住宅再建にともなう一時転居者支援	被災住宅の再建のため、一時的に民間賃貸住宅に入居する場合、家賃の一部を助成。	災害復興対策室

【減免制度】

税金	【町県民税・固定資産税・国民健康保険税】 被害の程度や前年所得などによって、町税などの一部、または全額が減免。	町県民税・固定資産税は税務課
	【所得税】 災害で住宅や家財などに損害を受けた場合、平成21年分の確定申告で所得税の一部、または全部が軽減。	相生税務署
	【県税】 被災状況によって、納税の猶予や減免などが適用。	龍野県税事務所、自動車取得税は姫路県税事務所
国民健康保険の医療費の一部負担	被害の程度によって、原則3か月（最長6か月）の期間で一部、または全額を減免。	住民課
介護保険料とサービス利用者負担	災害の程度によって、平成21年年8月から11月、または平成22年年3月まで、保険料とサービス利用者負担の一部、または全額を減免。	健康課
後期高齢者医療の保険料と一部負担	災害の程度によって、保険料は平成21年8月から平成22年7月まで、一部負担金は原則3か月（最長6か月）の期間で一部、または全額を減免。	福祉課
福祉医療の一部負担	災害の程度によって、平成21年8月から平成22年1月まで一部負担金を減免。	福祉課

12.1 兵庫県

平成22年8月に取りまとめた「平成21年台風第9号災害検証報告書」では、

1. 「自分の命は自分で守る」自助意識の喚起
 2. 自助・共助を支える公助の推進
 3. 河川整備に係る住民へのアカウンタビリティ（説明責任）の徹底
- を提言の柱として、以下56提言をまとめている。

I 県の防災体制

1 本庁・県民局における初動体制の充実

- ① 防災のプロの県民局への配置
- ② 災害対応の拠点となる施設のバックアップ体制の充実
- ③ 全庁的な危機管理体制のより早期の立ち上げ

2 二次災害・再度災害防止のための復旧・復興の推進

- ① 二次災害防止に向けた迅速な応急復旧の実施
- ② 機能向上のための強化復旧の推進
- ③ 災害査定制度の見直し
- ④ 山の適正管理や土砂・流木対策の充実
- ⑤ 中上流部の河川改修と被害軽減対策の推進
- ⑥ 河川改修時における住民への説明の徹底

II 災害危険情報の収集・提供

3 市町（水防管理団体）への情報提供の充実

- ① 水位情報、雨量情報等を欠測させない工夫
- ② 河川監視カメラ等画像情報の充実
- ③ 上流域における予測情報等の市町への発信
- ④ 県・市町間の防災情報ネットワークの強化
- ⑤ 風水害を想定した訓練の継続的实施

4 住民等への情報提供の充実

- ① ひょうご防災ネットの普及促進
- ② 多様なメディアを通じた地域の危険情報の提供
- ③ リアルタイムでの河川の画像情報の提供
- ④ 自動車移動者、観光客などの来訪者等への危険情報の提供
- ⑤ 安全な避難のためのサイレン・半鐘の活用強化
- ⑥ 観測情報等が提供されていない地域への危険情報の伝達
- ⑦ 住民と市町が一体となった訓練の継続的实施

5 土砂災害に関する情報提供の充実

- ① 警戒避難体制整備のための土砂災害警戒区域の指定
- ② 市町に対する避難勧告等の判断のためのきめ細かな土砂災害危険度情報の発信
- ③ 危険度レベル別土砂災害危険度情報の発信

III 県と国・市町・防災関係機関との連携

6 関係機関相互の連携強化

- ① 気象台、県、市町間の会話型システムの構築
- ② 通行規制時等における行政と高速道路管理者等との連携による車両誘導の実施
- ③ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活用促進
- ④ フェニックス防災システムの活用マニュアルの作成
- ⑤ 類似の環境やハザードを有した市町間での情報共有・連携の促進
- ⑥ 消防団による広域応援体制の整備

IV 広域応援体制

7 被災市町への支援体制の充実

- ① 広域支援の仕組みの構築
- ② 家屋被害認定士を早期に派遣する仕組みの構築
- ③ ボランティアの需給調整システムの充実

8 被災住宅の再建・応急補修に関する支援の充実

- ① フェニックス共済の加入促進・全国への普及
- ② 生活再建支援制度の拡充

V 市町が実施する避難対策に対する支援

9 避難勧告等の発令判断基準の策定・見直しの徹底

10 ハザードマップの活用による安全な避難方法の周知

- ① ハザードマップの充実と啓発活動の推進
- ② 地域におけるハザードマップづくりの促進
- ③ 適切な避難行動が選択できる機能を有したハザードマップの作成
- ④ 浸水域として示されていない地域における浸水可能性の注意喚起

11 安全に避難するための情報提供

- ① 避難行動をイメージできる情報伝達
- ② 現況の危険度合いを示す情報の提供

12 避難所・避難路の点検の徹底

- ① 安全な避難所・避難経路の設定・見直し
- ② 夜間における避難路の安全対策の実施
- ③ 福祉避難所の確保

13 災害時要援護者支援体制の整備促進

- ① 避難準備情報の発表の徹底
- ② 災害時要援護者に配慮した情報伝達手段の確保

14 孤立可能性集落等での備えの充実

VI コミュニティにおける防災力の向上に対する支援

15 住民一人ひとりの防災力向上を目指した支援の充実

- ① 自助・共助意識の喚起
- ② 住民に対する危険情報の意味や地域の災害履歴等の普及啓発
- ③ 風水害に関する防災教育の充実
- ④ 住民による地域の安全・危険情報の把握のための支援
- ⑤ 住民による避難時の判断力、適切な避難行動を身につけるための支援

16 地域の防災力向上を目指した支援の充実

- ① 地域において状況に応じた対応ができるような情報の提供
- ② 消防団の団員の確保と活動の充実強化
- ③ 地域全体で安全・安心を支えるネットワークづくり

12.2 佐用町

平成22年8月に取りまとめた「平成21年台風第9号災害検証報告書」では、以下の提言をまとめている。

【災害対策本部体制の改善への提言】

- 提言1 地域防災計画・水防計画の見直しと職員活動マニュアルの整備が必要である。
- 提言2 コアメンバーによる災害対応の判断・決定体制の構築が必要である。
- 提言3 災害対策本部会議構成員に地域代表等の参画を得ることが適当である。
- 提言4 限られた人員で適切で効果的な災害対応を行うため、災害対策本部組織の見直しが必要である。
- 提言5 地域の情報を収集する住民による「災害モニター（仮称）」の設置などを検討する必要がある。
- 提言6 災害の態様ごと等、きめ細かに配備基準を定めることが望ましい。
- 提言7 平時の勤務先や職務、業務量等を勘案した、災害時の職員配置に見直すことが必要である。
- 提言8 職員への連絡体制の徹底と適切に参集状況を把握することが必要である。
- 提言9 災害対応職員の確保と役場退職者などによる支援体制など、体制の充実が必要である。
- 提言10 災害対応職員の健康管理を適切に行うことが必要である。

【平時の防災体制の改善への提言】

- 提言11 防災・危機管理担当組織の設置が必要である。
- 提言12 専任の防災担当職員の配置が必要である。
- 提言13 職員に対する防災研修を積極的に行うことが必要である。
- 提言14 実践的な防災訓練を実施することが必要である。

【防災拠点施設の改善への提言】

- 提言15 庁舎の浸水対策を図ることが必要である。
- 提言16 災害対策事務室の確保が必要である。
- 提言17 災害に備えて防災情報機器を集中設置することが適当である。
- 提言18 非常用電源の整備が必要である。
- 提言19 フェニックス防災システム端末の支所への設置と機能の有効活用が必要である。

【消防団の体制・活動の改善への提言】

- 提言20 消防団員の確保対策が必要である。
- 提言21 洪水時の救助活動を行うための資機材が必要である。

【自主防災組織の体制・活動の改善への提言】

- 提言22 地域防災力の向上のため自主防災組織の強化が必要である。
- 提言23 自分の命は自分で守る自助意識・地域の安全は地域で守る共助意識の啓発が必要である。
- 提言24 地域と町が災害情報を共有するための仕組みづくりに取り組む必要がある。

【防災関係機関相互の情報共有の改善への提言】

- 提言25 関係機関との情報共有のための体制整備が必要である。
- 提言26 災害対策を行う職員及び県などの関係機関との連絡の徹底が必要である。

【広域応援体制の改善への提言】

- 提言27 各関係機関への速やかな派遣要請が必要である。
提言28 広域的な応援体制の一層の充実強化が必要である。
提言29 支援要請に関する事務を担当する部署を明確にする必要がある。
提言30 家屋被害認定士などの育成、確保が必要である。
提言31 民間企業、災害関係NPOなどとの応援協定を拡充することが必要である。

【防災資機材の備蓄の改善への提言】

- 提言32 防災資機材の備蓄計画を策定する必要がある。
提言33 防災資機材の備蓄場所の分散が必要である。
提言34 住民による被災後3日分の食料等の備蓄を周知する必要がある。
提言35 食料や生活必需品を円滑に配布できる仕組みづくりが必要である。

【義援金、支援物資の対応の改善への提言】

- 提言36 義援金募集にあたっては、積極的に広報活動を行う必要がある。
提言37 被災地のニーズに合った支援物資の調達ができるよう、十分な広報が必要である。
提言38 物流事業者と連携した被災者ニーズに合った支援物資の調達、確保や民間ノウハウを活かした輸送体制の構築などに取り組むことが必要である。
提言39 平時から、支援物資の配布体制等を検討しておくことが必要である。
提言40 支援物資は、必要とする個々の被災者に行き渡るよう配布することが望ましい。

【町からの避難勧告等の発信の改善への提言】

- 提言41 情報機器をより有効活用した観測情報の収集が必要である。
提言42 気象台の予報官などとの電話連絡を密にし、より詳細な情報の収集が必要である。
提言43 町内の各地域の情報をきめ細かく収集し、分析するための仕組みと人材の養成が必要である。
提言44 避難勧告等の発令の方針を明確にし、住民の理解を得ておくことが必要である。
提言45 対象範囲を細分化して避難勧告等を出すことが望ましい。
提言46 避難勧告等の放送の内容を工夫する必要がある。
提言47 避難勧告等以外にも、住民の避難や防災活動等を支援するため、きめ細かな情報発信が必要である。
提言48 自治会では、町からの情報や集落の状況に基づき、集落内放送をすることが望ましい。
提言49 町から発信する防災情報やハザードマップに関する住民への周知啓発が必要である。

【町からの避難勧告等の伝達の改善への提言】

- 提言50 住民などに迅速・確実に情報を伝達できるよう、既存の情報伝達機器をより有効に活用する必要がある。
提言51 新たな情報伝達手段の導入について検討する必要がある。
提言52 各種情報機器の操作に習熟した職員の養成が必要である。

【地域における情報伝達の改善への提言】

- 提言53 住民は、防災情報に日頃から注意する必要がある。
- 提言54 戸別受信機の整備・管理及び使用方法の周知を徹底する必要がある。
- 提言55 地区遠隔端末装置（集落内放送）の未設置箇所の解消を図ることが望ましい。
- 提言56 自治会は、平時から集落内放送の操作に習熟する必要がある。
- 提言57 地域における避難誘導體制の見直しが必要である。
- 提言58 消防団及び自主防災組織において、住民の避難誘導などを行う体制を強化することが望ましい。
- 提言59 水害など災害の態様に合わせた住民の避難訓練が必要である。

【地域における住民の避難行動の改善への提言】

- 提言60 水害時の安全性を高めるためには、住民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた安全な避難方法を判断できることが望ましい。
- 提言61 水害時の安全な避難の考え方を、住民に周知する必要がある。
- 提言62 指定避難所の安全性を災害ごとに、明示する必要がある。
- 提言63 各家庭や地域では、それぞれに適した避難場所・経路について日頃から話し合っておく必要がある。
- 提言64 避難場所への安全な避難のため、施設や避難経路の整備を図ることが望ましい。
- 提言65 屋外避難においては、早期の行動が必要である。

【災害時要援護者への支援の改善への提言】

- 提言66 地域による災害時要援護者マップの作成が必要である。
- 提言67 災害時要援護者に関する事前の情報収集と情報共有が必要である。
- 提言68 地域全体で災害時要援護者を支援する仕組みを構築する必要がある。
- 提言69 災害時要援護者に対する避難準備情報等を迅速・的確に伝達する必要がある。
- 提言70 災害時要援護者施設と緊急避難の支援体制の構築を図る必要がある。
- 提言71 災害時要援護者の避難生活支援のため、町内の福祉施設を活用できるよう、協定を締結しておくことが望ましい。

【自動車移動者への情報伝達と誘導の改善への提言】

- 提言72 各関係機関で交通に関する情報連携を行うことが必要である。
- 提言73 災害時における高速道路から危険地域への流入車両の抑制のため、関係機関による協力体制を平時から構築しておく必要がある。
- 提言74 地域において、危険箇所への車両流入を抑制できるよう、取り組みを強化することが望ましい。
- 提言75 町から自動車移動者等へ防災情報を発信するため、新たな情報伝達手段の導入を検討する必要がある。
- 提言76 水害時における車での移動の危険性を周知する必要がある。

【避難所の設置・運営の改善への提言】

- 提言77 住民の安全な避難場所を確保するため、指定避難所を迅速に開設する体制の整備が必要である。
- 提言78 浸水対策や非常用通信機器など、避難所施設の整備の充実が必要である。
- 提言79 避難所運営マニュアルの見直しが必要である。
- 提言80 避難所の運営体制の構築が必要である。
- 提言81 避難所への連絡体制を見直す必要がある。
- 提言82 避難所での避難者の健康管理に配慮する必要がある。

【町と町社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの開設・運営及びこれに対する応援の体制の改善への提言】

提言83 平時から行政、町社協、関係機関・団体とのネットワークの強化を図る必要がある。

提言84 災害ボランティア活動に係る意識啓発と災害ボランティアをコーディネートできる人材の発掘、育成、訓練などを実施することが望ましい。

提言85 災害ボランティアセンター本部(または支部)は、活動場所にアクセスしやすく、かつ安全性が確保された場所に設置するとともに、災害対策本部と緊密な連携がとれる環境を整備する必要がある。

提言86 災害ボランティア活動の安全衛生環境を確保するため、保健・医療・福祉関係者などが、災害ボランティアセンターと連携して活動することが望ましい。

【災害ボランティアセンターの運営と福祉支援活動との関係改善への提言】

提言87 平時から、災害によって福祉支援を必要とする人に生じる新たな生活・福祉的課題(支援需要)への対応を検討しておく必要がある。

提言88 災害時にも介護サービスの提供を維持できる体制を構築する必要がある。

【その他の被災者支援活動等の改善への提言】

提言89 地域内で災害ボランティア活動に取り組めるようボランティアの活動環境の整備を図る必要がある。

提言90 専門的スキルを活かした支援活動を受け入れる体制を検討しておく必要がある。

コラム4 佐用町佐用連合自治会長の活動より (平成21年熱帯低気圧・台風第9号による大雨)

静かな町が一転して・・・台風9号による大水害に襲われて

木村 政照

佐用町は2005年10月、旧佐用郡4町（旧佐用町、上月町、南光町、三日月町）が合併して誕生しました。兵庫県の最西端に位置し、西は岡山県に接し、面積は307.51k㎡で兵庫県の約3.7%を占めています。人口は20,000人強と兵庫県の0.34%に過ぎず、少子高齢化が進んでいます。地形は中国山地の東端部に連なる西播磨山地を源として北から南に千種川水系が中央を貫流しており、平地の占める割合がわずかで、山林などが多くを占めています。

8月8日に日本の南で発生した熱帯低気圧は北上しながら9日21時に台風9号となりました。この熱帯低気圧及び台風の周辺の湿った空気の影響で、佐用町では、1時間雨量が89.0mm、24時間雨量は327.0mmと観測史上1位を更新し、総雨量では349.5mmとなりました。この豪雨は、人的被害をはじめ、広範囲に及ぶ浸水、河川、道路、農地・農業用施設等の損壊や農産物の被害など甚大な被害をもたらしました。また役場本庁が浸水し、役場からの情報が途絶えました。

1. 江川地域について

私が代表を勤めさせて頂いております江川地域は、佐用町の中心部まで最短部で約2km、最長部で約9kmに位置する佐用川の支流である、江川川とその無数の支流が形成する谷に沿って「全国の棚田百選」に選ばれた地域も含め、11集落が点在しています。

平素は大変静かな自然環境に恵まれた農林業とともに頑張ってきた435世帯、約1,280人の中山間地域であります。その内、江川川の最も下流域にあるのが私の住んでいる77世帯の福澤集落です。

2. 当日の状況

(1) 「あ・うん」の呼吸

平成21年8月9日、あの悪夢としか言いようのない、台風9号による未曾有の大水害に襲われました。

当日は日曜日だったので、私は自宅で、9月19日実施予定の「江川地区敬老会」の案内準備をしていました。翌日、役場に出向き印刷するため、その用紙等事務用品を町の量販店で買い求め、その足で地元集落のクラブ（集会所）に立ち寄りコピーを終え、自宅に引き上げました。

時間は18時頃だったと思います。今、考えるとあの時の雨足は普段よりはよく降っているなあ～と感じはしたものの特段気にはしませんでした。

その後、夕食を取っている時、防災行政無線で「町消防団の召集」放送を聞きました。

早速、私も外の様子を見ようと自宅の玄関を開けたところ、何と驚きです。つい先とは打って変っての雨の降り様でした。これがニュース等で聞いていた「バケツをひっくり返した様な雨」だったのです。

「クラブを開けに行ってくるわ！！」と大声で家内に言って出かけようとしたところ、電話がジャン、ジャンとなり始めました。

集落内のある隣保長（自治会役員）からでした。「土囊どこへ行ったらあるのかな～」

私は、普段から自主防災組織（自衛消防隊を中心に活動）の役柄もあり、機会あるごとに地域内の安全点検パトロールを実施してきている経験から、すぐさま「その保管場所」を示すことが出来ました。

その間、2～3分だったかと思います。さあ～クラブへ・・・・・・と再び玄関先を見ると庭が泥水で川と化していました。家内が家の奥から「雷落ちたん違う！大きな音がしたで！」と大声で叫びながら出てきたその瞬間、泥水が板張の廊下の上を流れ出したのです。

(2) 暗闇の中で避難

私は、間髪入れず「避難せなあかん！早よう準備しろ！」と言い残し、電話又電話のベル、受話器を置けば又電話、その電話の応対で身動きが出来ませんでした。

家内と息子の妻は、祖母と障害のある次男とともに先発避難行動をとりました。

既に周りは暗闇でした。自宅裏の状況確認もできないまま、私は、隊長（自衛消防隊）に携帯電話でそれまでに電話連絡を受けた被災宅へ急行する旨の指示をしました。

普段から「あ・うん」の呼吸・・・・・・・・これ程頼もしく感じたことはありませんでした。

そうこうしている時、我が地域の隣保班長（自主防災組織役員）が大声で「避難して下さい」と戸別に訪問確認の行動をとってくれていました。これ又、「あ～ん・うん」の呼吸・・・・・・・・「〇〇と〇〇を〇〇〇〇宅に避難してもらいます。」・・・・・・・・と、的確に私に報告してくれるやいなや、「会長も早く避難をして！・・・・・・・・」と暗闇の村へ走り去りました。

電話が一応途切れたのを機に、私もクラブへの避難行動に移りました。20時頃だったかと思います。

ところが、自宅から町道（急な坂道）を經由し、江川川に架かる橋を渡り、県道下庄佐用線に何とか出たものの、県道の護岸の一部が流失し、既に濁流が低いところからガードレールを超え車が通行できなくなっていたのです。今渡った橋も引き返せない状況で、後へも先へも進むことが出来ませんでした。

先発した家内達の車もその停滞の渦中にあったのです。見る見るうちに水量が増しこれでは車ごと流されてしまうと判断し、すぐさま私は、近くにいた消防団員と連携、声を掛けあいながら県道上の車の誘導処理にあたりました。何とかして、道路上の車は誘導処理でき、身柄は県道沿いにある2階建ての家に緊急避難させてもらったのです。

その時、既に1階は脛を越える程床上浸水していました。電気が点いたり消えたりする不安の夜、地域の方と一緒に発電機の準備をすることが出来ました。

暗闇の中、その周辺の人家裏山が崩れる不気味な音が何度か聞こえました。家屋の被害が気にかかり見に行こうとする人に「絶対家に近づいたらあかんで！・・・・・・・・」と何度も警告を発しました。

そんな中、頭から全身ずぶ濡れの見知らぬ一人の若い女性が、か細い声で「電話貸して欲しいのですが・・・・・・・・」と辿り着かれました。よ～く話を聞いてみると、先ほど護岸の一部が流失した県道付近を佐用方面に向かって車を運転中、急に車体が浮き上がり一回転して反対方向を向いて辛うじてガードレールに寄り添うようにして停まっているとのことでした。「生きた心地がしなかった」とふるえていらっしやいました。携帯電話の電池切れで家族との連絡がとれなくなっていたこともわかりました。

暗闇の中、ましてや降り続く豪雨の中での行動、あのままの状態、あと10分もすれば車ごと流され大変なことになっていたかと思うと、今でも背筋がゾーとして言葉が出ません。

23時を過ぎた頃、急に雨足が緩やかになったと感じた途端、見る見る水嵩が減りはじめたのです。

しめた！と思い、県道沿いの家で緊急避難していたそれぞれの4家族全員、県道片側が通行できることを確認し、クラブへの移動に切り替えました。移動を終えたときには、既に日付が変っていました。この時、クラブでは、30人余りが避難しており、集落内に人的被害のないことも確認できました。

3. 応急復旧への対応

(1) 翌日8月10日(月)

朝が明けるのを待って、自治会役員が手分けをして集落内を巡回して、被害状況の把握と情報写真撮影をするよう指示しました。

見回った中で、特に土石流での被害が激しい谷川、生活道路や人家裏山崩壊等などの(緊急) 応急復旧対応について指示を受けるべく町担当課に連絡をしました。地元自治会長の確認のもとに対応することで了承を得ましたが、この時、初めて町役場中枢機能が水没し、麻痺状態で、どうにもならない大被害になっていることが分ったのです。

幸いにも、地元役員の中に小型重機を保有している方があり、緊急性の高い生活道路など最小限の土石・土砂除去作業を依頼しました。

午前中、私も現場に立ち会いましたが、場所によっては、その堆積量の多さに驚かされました。思うように仕事が捗らず困難を極め、午後からは地区内の専門業者の応援を求め、とりあえずの緊急対応をするという作戦をとりました。

その夜、緊急役員会を開催しました。内容は、いち早く集落独自による被災状況調査書に各隣保ごと記入報告を依頼するものでした。(この時点では町から指示はなく、8月16日付けで町災害対策本部へ集約した災害状況報告書を提出しました。)

(2) 8月11日(火)

前日深夜から未明にかけて町水道が断水となったため、飲料水の緊急確保を災害対策本部に要請したところ、早速、8時には明石市よりの給水車の派遣支援を受けることができました。以後、約一週間にわたって、入替わり立替わり給水車の派遣を継続していただきました。

普段無尽蔵に使用していた生活用水の何と有り難いことか。これ程、地域の皆が感激したことは無いと思います。ある一人の老婦人が、「自治会長さん、お代は幾らお支払いさせてもらったらいいのでしょうか？」こんな会話が実際にありました。

只々、感謝あるのみでした。

給水車の派遣要請も地域の誰もが初めての体験となりました。

私自身このように、災害発生から三日間、自宅に戻ることもなく、クラブでその任に付かせていただいた事、成すこと全てが初体験となりました。

お盆の8月14日には、例年集落の恒例行事となっていた「ふれあい納涼祭」も急遽取りやめて、集落あげでの「一日ボランティアの日」に設定し、地域内の被災者宅にそれぞれ応援に行っていただくことに切り替えました。

何の抵抗もなく、多くの皆さんの参加が得られ大変嬉しく感謝したものです。

毎日が一日中、地元集落内活動に追われ、江川地域全体の災害状況の把握が出来たのが、8月20日を過ぎてからでした。今後の反省点の一つと考えています。

しかし、町全体でかって無いこれだけの人的災害の発生をみる時、当江川地域11集落において人的被害が無かったのが何よりもの救いであり、感謝をしているところです。

以上、今回の大水害について、発生初期段階での私の体験した一端を思い出すままに記してみました。

4. 今後に向けて（考察）

避難場所の選定は・・・・・・洪水と地震・台風は同一場所でよいのだろうか？

避難の判断は・・・・・・誰が？どの時点で？その基準は？誰のために？

リーダーは・・・・・・地震が被災者となった場合？

役割：平常時は？役割：緊急時は？

マニュアルは・・・・・・目的は？誰のために？その基準は？必要性は？

訓練は・・・・・・目的は？誰のために？その基準は？必要性は？

伝達方法は・・・・・・誰が？どの時点で？何を活用して？どのように？

今回の被災体験をとおして、私なりに普段から取り組んでいる「安全で安心な地域・むらづくり」とは・・・・・・？答えをもらったようです。まざまざと実感することが出来ました。

小さな事かもしれませんが、「普段・平常時が大切な事」が分りました。

☆臨機応変・・・・・・「あ・うん」の呼吸

☆地域をもっと知る・・・・・・「あれっ？」と変化に気づく（疑問に思う）

☆まずは動く・・・・・・決して無駄ではない（何かがある）

☆相互協力・・・・・・一人では限界がある。みんなで（顔を見せるのも協力）

☆過去の経験・・・・・・今後を活かす（継続は力に）

平成19年5月に国・県・町を通じて18年度実施された土砂災害防止法に係る基礎調査結果が発表されました。それによると当集落内には、土砂災害警戒区域（土石流5ヶ所）、（急傾斜地崩壊5ヶ所）の10ヶ所が区域指定されているのです。

こんな危機感もあって、20年度「土砂災害・全国統一防災訓練」に呼応して、6月1日、町担当課と連携して「当福澤地区初めての土砂災害・防災訓練」を試みました。

集落役員及び自衛消防隊招集にはじまり、人員確認、ミーティング、班編成、現地派遣調査、現地より情報伝達後、本部解散、本日の訓練反省会、全工程約2時間の訓練でした。

訓練を実施したことで、現地を自分の五感で掴んでいた強みがあり、この度の災害で非常に役立ったと確信しています。

5. むすび

現在、町あげでの復興の兆しはみえているものの、元に復すには相当の時間が掛かるものと予測されます。

そんな中であって、ややもすると元気を失いかけている私達集落自治組織がどう機能すればよいのか・・・・・・

先にも述べさせて頂きましたが、答えは簡単。「地域のことは、その地域の人が一番良く知っている」肩肘張らずに「普段が大切」「時代に即応した柔軟な体制」「臨機応変」にこれからは『安全・安心のむらづくり』にこだわりを持って、地域自治活動の一端で頑張りたいと考えています。

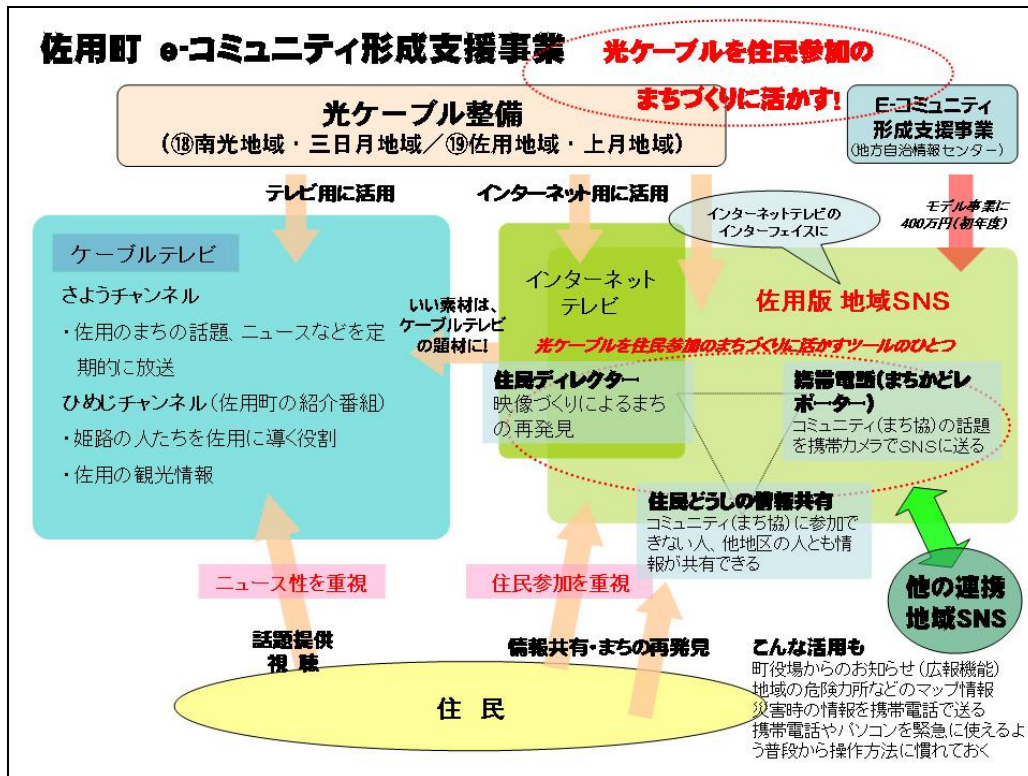
関係行政機関各位には今後ともご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

この度私どもに、このような形で事例掲載の場を与えて頂きまして有難うございました。合わせてこの度の災害に対しまして物心両面にわたる数々のお見舞、ご支援をいただきました全国の皆様に心から感謝とお礼を申し上げ、結びとさせて頂きます。

※ 原文のまま掲載しました。

コラム5 地域 SNS（さよっち）等を使った新たな災害情報の発信

佐用町においては、地域 SNS の他、町民向けの CATV「佐用チャンネル」による地域間情報交流とインターネットテレビ「さよっち TV」による情報発信を行っています（佐用町の情報発信の仕組みは以下の図のとおり）。



特筆すべきものとしては、住民がディレクターになり、地域住民が自ら発信する番組を制作していることで、「さよっち TV」や CATV「佐用チャンネル」で放送する事により、地域の情報を住民に発信しています。番組をつくるためには、まず、「自分が伝えたいこと」を企画し、それを取材し、編集・放送するというプロセスが必要です。地域住民が番組づくりに取り組むことで、地域の課題をみつけ、地域で解決していくスキルが身につく、地域活性化につながる効果があります。

また、「さよっち」をコミュニケーションツールとして活用し、住民と住民、住民と行政をつないで、地域の活性化とツーリズム振興などに取り組んでいます。都市との交流においては、お客さんを単にもてなすのではなく、双方が Win-Win になり、息の長い交流を続けていくことが大切です。「さよっち」の交流を通じて被災時には全国から 26,495 枚もの古タオルが届けられました。また阪神間の高校と町内の高校の交流が進んでいます。このように都市とのリアルな結びつきを、地域 SNS を通じて補完することで、より太く結びつき、佐用町を第二のふるさととするパートナーの輪が広がります。

なお、今回の災害で活躍したのが、「さよっち」会員と町内外の住民ディレクターでした。住民が自らの地域の情報や撮影した映像を発信し、地域を越えた災害情報発信活動に結びつきました。日頃から「さよっち」を活用している住民の手により、被災当日から未明までに被災状況や安否確認などがブログを使って書き込まれました。また他の地域 SNS サイトの利用者により、災害情報が広く発信され、全国各地からの自発的な支援活動に結びつきました。その後もブログで被災状況などの発信が続きました。佐用チャンネルでは、被災直後の 8 月 12 日から町内外の住民ディレクターの皆さんの手により番組制作が行われ、被災箇所の生々しい映像を放送し、年末には、災害を特集した特別番組が放送されました。住民を主役として、災害情報の発信という大きな成果になって現れました。今後とも住民の皆さんと共に IT を活用して町づくりの歩みを進めて行きたいと考えています。

(出典) 兵庫県佐用町役場災害復興対策室副室長 久保正彦：「光ファイバ敷設から派生した佐用チャンネルと地域 SNS 「さよっち」の展開」、情報通信ジャーナル H22 年 3 月号、より抜粋

トピックス

トピック 1 平成 21 年台風第 18 号による暴風・大雨（概要）

トピック 2 駿河湾沖を震源とする地震（概要）

トピック1 平成21年台風第18号による暴風・大雨（概要）

平成21年9月29日に発生した台風第18号は、10月6日には非常に強い勢力で南大東島の南へ進んだ。その後は四国の南海上を北東に進み、8日5時過ぎに強い勢力を維持したまま愛知県知多半島付近に上陸し、東海地方、関東甲信地方、東北地方を縦断、9日には暴風域を保ったまま北海道の南を北東へ進んだ。この台風は、沖縄県南大東村では最大風速39.1m、最大瞬間風速58.9m、北海道えりも岬で最大風速36.0m、最大瞬間風速47.2m、愛知県常滑市セントレアでは最大風速32.7m、最大瞬間風速44.2mと猛烈な暴風を記録した。また、8日に茨城県の土浦市、龍ヶ崎市、千葉県の山武郡九十九里町から山武市にかけて突風が発生した。この災害により死者5人、負傷者136人の被害が発生した。また、住家については愛知県で約1200棟が床上・床下浸水するなど、35都道府県で全半壊や一部損壊、床上・床下浸水の被害が発生した。

今回の台風18号は、その勢力とコースから、伊勢湾台風の再来として高い注目を集め、気象庁も記者会見で避難の準備など台風への早めの対応を呼びかけたこともあり、台風の進路に当たる自治体では、台風の直接の影響が出る前から避難所の開設などが行われた。こういった早めの対応に加え、台風が速い速度で通過したこと、降水量が当初の予想を下回ったこともあって広範囲での深刻な被害は抑えられた。

表1-1 人的被害・住家被害の状況

都道府県名	人的被害				住家被害					崖崩れ
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
			重傷者	軽傷者						
北海道				1			112		1	1
青森県				1			3			
岩手県						1	151	16	88	
宮城県	1		2	3			56	98	551	
秋田県							48			
山形県							12		3	
福島県			1	1		2	30	15	125	8
茨城県			3	11		34	218	1	22	
栃木県				1			9			
群馬県							9			
埼玉県	3		1	8			10	138	679	2
千葉県			3	21	1	1	55	4	23	3
東京都				4	1		18	15	29	
神奈川県			3	14			54	15	96	14
新潟県				1			9		2	4
富山県			2	3			8			
石川県			1				5			
福井県				2			2		1	
山梨県				1			1			
長野県							8			
岐阜県				1			3			
静岡県			1	9		1	87		4	26
愛知県			5	14	6	41	2,092	246	1,235	7
三重県				4		6	208	18	161	4
滋賀県							5			
京都府							8			
大阪府				4			25		3	16
兵庫県				6			2			
奈良県				1		1	19	5	31	97
和歌山県	1		1	1			1,226	1	11	2
広島県							1			
山口県			1							
徳島県							5			
愛媛県							2			
高知県				1			1			
大分県							1			
鹿児島県						1	35			
沖縄県					1	1	29			
計	5	0	24	113	9	89	4,567	572	3,065	184

（出典）内閣府：広報ぼうさい（第54号）

総務省消防庁：平成21年台風第18号による被害状況等について（第10報），平成22年3月15

日

トピック 2 駿河湾沖を震源とする地震（概要）

平成 21 年 8 月 11 日 5 時 7 分、駿河湾を震源とするマグニチュード 6.5 の地震が発生、静岡県伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市で震度 6 弱を観測した。

この災害により死者 1 人、負傷者 319 人の被害が発生した。また、住家については、静岡県などで、半壊や一部損壊の被害が発生した。

電力は、中部地方で延べ約 1 万 1 千戸が停電し、水道では、静岡県などで約 7 万 5 千戸が断水したが、いずれも復旧した。道路は、東名高速道路で土砂崩れに伴う通行規制が行われるなど、最大時 11 区間（8 月 11 日）の通行止めが発生した（すべて平成 21 年 9 月 15 日現在）。

なお、気象庁では、今回の地震の発生場所が想定される東海地震の震源域内であったことから、その関連性を調査中である旨の「東海地震観測情報」が発表され、地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会（以下、判定会委員打合せ会）を開催した。判定会委員打合せ会での検討の結果、今回の地震は想定される東海地震に直接結びつくものではないと発表された。

今回の地震は、東海地震の予想震源域の中で発生したため、当初より東海地震との関連性が取り沙汰された。しかし、東海地震がユーラシアプレートとフィリピン海プレートとの境界で発生するプレート型地震である一方、今回の地震の震源はフィリピン海プレートの内部であり、駿河湾に沈み込む同プレートで起きた地震と推定されたこと、地震の規模が大きく違うこと（東海地震は推定で M8.0 前後）などから異なるものだと判断された。

なお、今回発表された「東海地震観測情報」について、地元住民に内容が正しく理解されていないことがわかり、気象庁はよりわかりやすい情報にするための検討がされるようになった。

表 2-1 地震・被害の概要

■ <u>発生日時</u>	平成 21 年 8 月 11 日 5 時 7 分頃
■ <u>震央地名</u>	駿河湾（北緯 34.8 度、東経 138.5 度）
■ <u>震源の深さ</u>	23km
■ <u>規模</u>	マグニチュード 6.5（暫定値）
■ <u>各地の震度</u> （震度 5 弱以上）	震度 6 弱 静岡県：焼津市、伊豆市、御前崎市、牧之原市 震度 5 強 静岡県：静岡市、富士宮市、袋井市、菊川市、伊豆の国市、東伊豆町、松崎町、西伊豆町 震度 5 弱 長野県：泰阜村 静岡県：沼津市、島田市、磐田市、掛川市、藤枝市、下田市、河津町、南伊豆町、函南町、長泉町、吉田町
■ <u>津波</u>	5 時 10 分 津波注意報を伊豆諸島と静岡県に発表 → 11 日 7 時 13 分 津波注意報 解除
■ <u>人的被害</u>	死者 1 人（室内に積まれた本等の落下により胸腹部が圧迫され窒息死（静岡市）） 負傷者 319 人
■ <u>住家被害</u>	半壊 6 棟 一部損壊 8,672 棟

（出典）内閣府：広報ぼうさい（第 53 号）

総務省消防庁：駿河湾を震源とする地震（第 23 報），平成 22 年 3 月 12 日

東京管区气象台：災害時地震・津波速報 平成 21 年 8 月 11 日の駿河湾沖の地震，平成 21 年 9 月

**地域防災データ総覧「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨、
平成 21 年熱帯低気圧・台風第 9 号による大雨編」**

執筆担当（資料提供）一覧（敬称略）

第 1 章 平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨

章・節・項	執筆担当 (資料提供)	ページ
第 1 節 災害の概要		
1. 1 豪雨の概要	事務局	3
1. 2 被害の概要	〃	4
1. 3 災害救助法の適用	〃	6
1. 4 被災者生活再建支援法の適用	〃	9
1. 5 激甚災害の指定	〃	10
第 2 節 災害対策本部の設置・運営		
2. 1 災害対応の推移（防府市）	（防府市）	11
2. 2 災害対策本部の課題（防府市）	〃	14
2. 3 災害対策本部室のレイアウト（防府市）	〃	15
2. 4 山口県における災害対策本部の運営	（山口県）	16
2. 5 国への緊急要望	〃	23
2. 6 政府の対応	中川委員	24
第 3 節 災害情報の収集		
3. 1 情報収集に関する課題（防府市）	（防府市）	25
3. 2 防府市災害対策本部内における被害情報の流れ	〃	26
第 4 節 広報活動		
4. 1 情報伝達・広報に関する課題（防府市）	（防府市）	27
4. 2 広報案文（防府市）	〃	28
4. 3 広報紙（防府市）	〃	29
第 5 節 救出救助活動		
5. 1 人命救助の状況（山口県）	（山口県）	31
5. 2 防府市内における捜索活動	（防府市消防本部）	33
第 6 節 応援活動		
6. 1 防災関係機関の活動状況	（防府市）	35
6. 2 TEC-FORCE の派遣	事務局	36
第 7 節 避難措置及び避難所の運営		
7. 1 避難指示・勧告の状況と課題（防府市）	（防府市）	37
7. 2 避難所の開設状況（防府市）	〃	38
7. 3 避難所運営の課題（防府市）	〃	40
第 8 節 災害時要援護者の支援		
8. 1 災害時要援護者への対応（防府市）	（防府市）	41
8. 2 災害時要援護者施設への緊急入所（防府市）	〃	43
第 9 節 ボランティア活動		
9. 1 ボランティアセンターの設置・運営	中川委員	44
9. 2 ボランティア活動の特徴と課題	〃	46

章・節・項	執筆担当 (資料提供)	ページ
第10節 被災者の生活支援		
10.1 救援物資の搬送	(山口県)	48
10.2 給水活動・水道の復旧	〃	49
10.3 災害ごみの処理	〃	50
第11節 被災者の生活再建・復興		
11.1 義援金の受入・配分	(山口県)(防府市)	51
11.2 被災者への生活再建支援(山口県)	(山口県)	53
11.3 被災者への生活再建支援(防府市)	(防府市)	57
第12節 平成21年7月中国・九州北部豪雨での教訓		
12.1 山口県	(山口県)	61
12.2 防府市	(防府市)	63
コラム1 防府市消防職員の活動より	(防府市消防本部)	67
コラム2 防府市消防団長の活動より	〃	69

第2章 平成21年熱帯低気圧・台風第9号による大雨

章・節・項	執筆担当 (資料提供)	ページ
第1節 災害の概要		
1.1 豪雨の概要	事務局	73
1.2 被害の概要	〃	75
1.3 災害救助法の適用	〃	79
1.4 被災者生活再建支援法の適用	〃	80
1.5 激甚災害の指定	〃	82
第2節 災害対策本部の設置・運営		
2.1 災害対応の推移(佐用町)	(佐用町)	84
2.2 災害対策本部要員の参集・体制(佐用町)	〃	85
2.3 災害対策本部の設置・活動(佐用町)	〃	89
2.4 災害対策本部室の状況(佐用町)	〃	90
2.5 兵庫県における災害対策本部の運営	(兵庫県)	91
2.6 国への緊急要望	〃	94
2.7 政府の対応	中川委員	95
第3節 災害情報の収集		
3.1 情報通信機器等の確保(佐用町)	(佐用町)	97
3.2 防災情報の収集(佐用町)	〃	98
3.3 防災関係機関相互の情報共有(佐用町)	〃	99
第4節 広報活動		
4.1 町からの情報伝達(佐用町)	(佐用町)	100
4.2 地域における情報伝達(佐用町)	〃	101
4.3 防災行政無線による伝達文(佐用町)	〃	102
4.4 広報紙(佐用町)	〃	103
4.5 マスコミへの対応(佐用町)	〃	105

章・節・項	執筆担当 (資料提供)	ページ
第5節 消防本部・消防団・自主防災組織の活動		
5. 1 消防本部による活動 (佐用町)	(佐用町消防本部)	106
5. 2 消防団による活動 (佐用町)	(佐用町)	108
5. 3 自主防災組織による活動 (佐用町)	〃	109
第6節 応援活動		
6. 1 広域応援体制 (佐用町)	(佐用町)	110
6. 2 兵庫県内消防応援隊の活動	(兵庫県)	112
6. 3 自衛隊の災害派遣要請	〃	113
6. 4 TEC-FORCE の派遣	事務局	114
6. 5 兵庫県と高速道路(株)との連携	(兵庫県)	115
第7節 避難措置及び避難所の運営		
7. 1 避難指示・勧告等の状況 (佐用町)	(佐用町)	116
7. 2 消防団・自主防災組織による避難誘導 (佐用町)	〃	119
7. 3 地域における住民の避難行動 (佐用町)	〃	120
7. 4 自動車移動者(高速道路利用者)への対応 (佐用町)	〃	121
7. 5 避難所の設置 (佐用町)	〃	123
7. 6 避難所の運営 (佐用町)	〃	124
第8節 災害時要援護者の支援		
8. 1 在宅の災害時要援護者への支援 (佐用町)	(佐用町)	125
8. 2 社会福祉施設への支援 (佐用町)	〃	126
第9節 ボランティア活動		
9. 1 災害ボランティアの支援体制	(佐用町)	127
9. 2 その他の被災者支援活動	(佐用町)	130
コラム3 先乗り調整方式でボランティアバスを運行	中川委員	131
第10節 被災者の生活支援		
10. 1 支援物資の募集・受入・配布 (佐用町)	(佐用町)	132
10. 2 給水・給食活動 (佐用町)	〃	133
10. 3 災害ごみの収集・処理 (佐用町)	〃	134
第11節 被災者の生活再建・復興		
11. 1 義援金の募集・配分・活用	(佐用町)	136
11. 2 被災者への生活再建支援 (兵庫県)	(兵庫県)	138
11. 3 被災者への生活再建支援 (佐用町)	(佐用町)	141
第12節 平成21年熱帯低気圧・台風第9号による大雨での教訓		
12. 1 兵庫県	(兵庫県)	143
12. 2 佐用町	(佐用町)	145
コラム4 佐用町佐用連合自治会長の活動より	(佐用町)	149
コラム5 地域 SNS(さよっち)等を使った新たな災害情報の発信	〃	153

【トピックス】

章・節・項	執筆担当 (資料提供)	ページ
トピック1 平成21年台風第18号による暴風・大雨(概要)	事務局	156
トピック2 駿河湾沖を震源とする地震(概要)	〃	157

索引

- あ 安否確認・・・・・・・・・・106,112,119,153
- い 伊勢湾台風の再来・・・・・・・・・・156
移動系防災行政無線・・・・・・・・・・25,63
- え FM わっしょい・・・・・・・・・・27,66
- お 応援協定・・・・・・・・・・110,112,146
大雨警報・・・・・・・・・・14,18,85,87,89
- か 家屋被害調査・・・・・・・・・・105
河川監視警報システム・・・・・・・・97,98,100,116
川の防災情報・・・・・・・・・・65,98
- き 義援金・・・・・・・・・・51,52,105,136,137,146
危機管理センター・・・・・・・・・・24
救援物資・・・・・・・・・・48,115
給水支援・・・・・・・・・・17,31,35,49,95,113
緊急告知防災ラジオ・・・・・・・・・・65
- け 警戒体制調整会議・・・・・・・・・・63
ケーブルテレビ・・・・・・・・・・65,105
激甚災害・・・・・・・・・・10,23,24,82,83,94,95
ゲリラ的な豪雨・・・・・・・・・・61
県営住宅・・・・・・・・・・53
- こ 広域航空消防応援・・・・・・・・・・16,31,112
洪水警報・・・・・・・・・・85,87,89,91,93
高速自動車国道の無料化・・・・・・・・23
高速道路通行止め・・・・・・・・・・121
広報車・・・・・・・・・・18,27,65,100
心のケア・・・・・・・・・・94,110
戸別受信機・・・・・・・・・・101,147
コミュニティ FM・・・・・・・・・・17,27,65,66
孤立集落・・・・・・・・・・106
- さ 災害援護資金・・・・・・・・・・53,54,94,138,142
災害関連緊急砂防事業・・・・・・・・・・95
災害救助法
・・・・・・・・・・6,9,24,79,80,81,87,95,129,140
災害ごみ・・・・・・・・・・50,134
災害査定・・・・・・・・・・36,94,110,143
災害時要援護者支援マニュアル
・・・・・・・・・・21,62,125
- 災害対策関係省庁連絡会議・・・・・・・・24,95
災害対策本部会議・・・・・・・・・・16,89,129,145
災害対策本部室・・・・・・・・・・15,90
災害対策本部長・・・・・・・・・・18,85,123,128
災害弔慰金・・・・・・・・・・54,59,138,141
災害通報受信票・・・・・・・・・・14,26
災害廃棄物・・・・・・・・・・50,110,129,134,135
災害ボランティア講座・・・・・・・・・・46
災害ボランティアコーディネーター
・・・・・・・・・・66,127
災害ボランティアセンタースタッフ
養成研修会・・・・・・・・・・46
災害ボランティア保険・・・・・・・・・・129
災害見舞金・・・・・・・・・・53,54,58,59,141
災害モニター・・・・・・・・・・145
さよう安全・安心ネット・・・・・・・・100
佐用チャンネル (CATV)・・・・・・・・100,153
さよっち (地域 SNS)・・・・・・・・153
さよっち TV (インターネット TV)・・153
- し 自衛隊の災害派遣・・・・・・・・16,17,24, 31,32,
33,34,35,49,91,93,95,105,113,133
自主防災組織・・・・・・・・・・21,62,66,109,
119,121,123,124,125,145,147,149,150
地震防災対策強化地域判定会・・・・・・・・157
指定避難所・・・・・・・・・・120,123,132,147
自動車移動者への情報伝達
・・・・・・・・・・121,122,147
住民の早期避難・・・・・・・・・・17,61
住宅融資制度・・・・・・・・・・53,54,94,139,142
消防防災ヘリ・・・・・・・・・・16,31
情報連絡室・・・・・・・・・・24,95
職員の参集・・・・・・・・・・85,88,89
職員の配備・・・・・・・・・・85
森林 GIS・・・・・・・・・・61
- す 水防指令・・・・・・・・・・85,87,89,92,93,99
水防本部・・・・・・・・・・92
- せ 生活福祉資金・・・・・・・・・・53,54,94
税の軽減措置・・・・・・・・・・53,55,57,138,142
政府調査団・・・・・・・・・・17,23,24,95
前兆現象・・・・・・・・・・64,117
専門職によるボランティア・・・・・・・・130

- ち 地域防災計画
 - ・・・47,62,66,85,89,98,99,100,116,117,
119,121,123,124,125,126,132,136,145
 - 地区遠隔端末装置・・・101,147
 - 中小企業融資制度・・・53,55,140
 - 直轄砂防災害関連緊急事業・・・23,24
- て DMAT・・・7,8,16,31,35
TEC-FORCE・・・17,23,24,36,114,143
- と 東海地震観測情報・・・157
同報系防災行政無線・・・27,65
土砂災害危険箇所・・・21,36,118
土砂災害警戒区域
 ・・・21,41,61,62,64,118,143,152
土砂災害警戒情報・・・19,21,25,37,61,
 98,99,100,117,118
土砂災害降雨危険度レベル・・・25,37
土石流安全対策チーム・・・17,31
- に 二次災害防止に向けた緊急アピール
 ・・・17,22
二次災害防止に向けた緊急通知・・・17,18
入浴支援・・・17,31,35,49
- の 農業農村災害緊急派遣隊・・・23
- は 配備基準・・・87,145
ハザードマップ・・・61,62,64,120,144,146
パトロール・・・19,20,98,114,121,149
はん濫危険水位・・・74,100
はん濫注意水位・・・74,116,117
はん濫警戒情報・・・93,98,99
- ひ 被災者生活再建支援法・・・9,53,80,81
被災者総合相談窓口・・・53
非常時専用電話・・・97
非常用電源・・・97,145
PTSD・・・67,68
避難勧告等発令マニュアル・・・62
避難指示・勧告・・・6,28,37,116
避難者数・・・38,39,120
避難準備情報・・・21,37,41,63,
 100,105,116,117,144,147
避難所の設備・・・123
避難判断水位
 ・・・74,93,98,99,100,116,117,118
- 兵庫県衛星通信ネットワークシステム
 ・・・97
- ひょうご防災ネット
 ・・・98,99,100,117,143
- ふ フェニックス共済・・・105,139,141,144
フェニックス防災システム
 ・・・90,91,97,98,99,100,116,143,145
福祉避難所・・・120,123,144
- へ ヘリポート・・・34
- ほ 防災気象情報提供システム・・・98,99
防災共助マップ・・・62
防府市メールサービス・・・65
防府／防災ネットワーク推進会議・・・44
ホットライン・・・25,65
ボランティアセンター・・・17,44,45,46,
 47,48,66,110,127,128,129,130,131,148
ボランティアニーズ・・・128
ボランティアバス・・・128,131
- よ 要援護者施設・・・37,43,64,147
要援護者避難所・・・41,42
- ら ライフケア高砂
 ・・・5,17,24,33,34,41,42,43,52,70
- り リエゾン・・・36
り災証明・・・57,58,59,60,89,142

既刊 地域防災データ総覧 リスト

昭和59年3月発行	地震災害・火山災害編
昭和60年3月発行	風水害・火災編
昭和61年3月発行	危険物災害・雪害編
昭和62年3月発行	地域避難編
昭和63年3月発行	災害情報編
平成元年3月発行	防災教育編
平成2年3月発行	防災地区編
平成3年3月発行	自主防災活動編
平成4年3月発行	防災まちづくり編
平成5年3月発行	災害統計編
平成6年3月発行	災害アンケート編
平成7年3月発行	広報案文編
平成8年3月発行	阪神・淡路大震災特別編
平成9年3月発行	阪神・淡路大震災基礎データ編
平成10年3月発行	地震災害・火山災害編 [改訂新版]
平成11年3月発行	応援協定編
平成12年3月発行	防災センター編
平成13年3月発行	風水害編 [改訂版]
平成14年3月発行	災害時広報紙編
平成15年3月発行	ハザードマップ編
平成16年3月発行	CD-R版 (地震災害・火山災害・風水害編等)
平成17年3月発行	DVD-ROM版 (防災センター、災害時広報紙、ハザードマップ編)
平成18年3月発行	CD-R版 (応援協定、広報案文、災害アンケート編)
平成19年3月発行	CD-R版 (防災まちづくり編)
平成20年3月発行	CD-R版 (防災教育編、自主防災活動編)
平成21年3月発行	能登半島地震・新潟県中越沖地震編
平成22年2月発行	岩手・宮城内陸地震 平成20年8月末豪雨編

平成 23 年 2 月発行

地域防災データ総覧

「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨、平成 21 年熱帯低気圧・台風第 9 号による大雨編」

財団法人 消防科学総合センター

〒181-0005 東京都三鷹市中原 3 丁目 14 番 1 号

0422 (49) 1113 (代)

URL <http://www.isad.or.jp>

どこかで役に立っている。

見渡す風景のどこかには、きっとあなたの夢の余韻が。
道路、橋、学校、病院など、暮らしの身近なところに
宝くじの収益金は活かされています。



当せんはしっかり調べて、しっかり換金。

- 宝くじの収益金はみなさまの身近な街づくりに役立てられています。
- 外国発行の宝くじを、日本国内において購入することは、法律で禁止されています。